

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。座らせてやらせていただきます。

ただいまから予算・決算特別委員会を開会します。

まず、改めて、本日及び明日の委員会の出席理事者等についてご案内いたします。区長、副区長、教育長、会計管理者、監査委員事務局長、条例部長、政策経営部の担当部長、総務課長、企画課長、財政課長、人事課長、区議会事務局長及び次長は常時出席といたします。常時出席以外の部長及び課長は、当該部の審査時及び関係する項目の質疑の際に出席するものとします。その他の理事者は第4委員会室または自席で待機するものとします。

なお、傍聴者の方は、この委員会室に入り切らない場合は第3委員会室のモニターで傍聴していただくこととしますので、よろしくお願いいたします。

欠席届が出ています。健康推進課長、午後からの出張公務のため、欠席となります。

また、10月1日の委員会でお話ししましたとおり、休憩時以外でも、委員会の進行に支障のない範囲で、委員、理事者共に、トイレ等による一時退出を認めることとしたいと思えます。遠慮なく言ってください。

本日も、ネット中継、映像配信されますので、委員、理事者の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査に入ります。令和5年度各会計歳入歳出決算の詳細な調査は、三つの分科会を設置し、お願いしたところですが、限られた日程の中で精力的に調査をしていただきまして、深く感謝申し上げます。

委員の皆様には分科会の調査報告書と分科会会議録を参考のために配付させていただいております。本報告書にあるとおり、各分科会から報告された総括質疑において議論することとした項目は、環境まちづくり分科会の6項目となります。

また、10月1日の当委員会では要求のあった追加資料につきましても、調整の上、皆様にお配りさせていただいております。資料の一部については委員限りの資料というものがございまして、取扱いにご注意ください。タブレット、全庁LAN用パソコンでご確認をお願いします。

それでは、令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の総括質疑に入ります。本日の委員会の進め方として、まず、分科会報告書に関連する質疑、次に、各分科会から報告された総括質疑において論議することとした項目について、各委員からの総括質疑の順に進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

白川委員。

○白川委員 一つご提案をいたします。この総括というのはかなり長引く傾向がありますけれども、できるだけ多様な意見を取り入れるために、できるだけ1人の方の時間というのはなるべくまとめる、短くするというのを心がけていければなと思えます。それはもちろん答弁も含めてです。

理由は、やはり遅くなるということに関して、それぞれご事情があると思えます。お子さんを迎えに行かなければいけない、あるいは介護している親がいるとか、ご夫婦であっても配偶者の方が倒れたりすれば、もちろんそれは子どもの面倒はその人が見なければいけないということになると、やっぱりある程度の時間、5時、6時というのは守らなければいけないだろうなというふうに思います。

これまでの傾向を見まして、どうもこう……

○岩佐委員長 白川委員、運営に関してのご意見という、ご指摘ということで、分かりました。今、まだこの時間で、これから質疑を始めていただくことなので、ちょっと私のほうからも運営の仕方として、それぞれあまり長引くようでは、しっかりと指摘をさせていただきますので。

○白川委員 最後まで言わせていただいでよろしいでしょうか。

○岩佐委員長 簡潔にお願いします。

○白川委員 はい。一つは、質問の繰り返し、これはぜひやめていただきたいと思います。同じ質問を手を替え品を替えというのをやってしまいますと、あつという間に30分、40分というのがたってしまう。（発言する者多数あり）それと、もう一つは、答弁に関して、（発言する者あり）ちょっと聞いていただけますか。答弁に関して、満足のいかない答弁というのはもちろんあると思います。（発言する者あり）あると思いますが、もうこれ以上の答弁が引き出せないという段階があると思いますので、その場合は、もうご意見を言うていただいて締めるというふうにしていただいで、できるだけ多くの方が質問できるようにしていただければと思います。これは心がけていただければいいというお話ですので、別にルールで決めようという話ではありませんので、ぜひ心がけていただければと思います。

以上です。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 はい。委員長。はまもりです。

白川さんのおっしゃる、多様な意見を出していくというのは、心から賛同いたします。一方で、今回の委員会の目的といったものは、1年間職員の皆さんがしっかりやってくれたこと、区民のためにやっていたことを、私たちも誠意をもって確認をしていく。そして、よりよいものに目指していく。開かれた政治をやっていくといったことが大事だと思っています。目的は短くすることでもないですし、当然無理に長くすることでもない。多様な意見が出るようにもちろん心がけていきますし、ただ、それを時間という解釈だけで取り入れるのではなく、働き方改革というのであれば、チームの中で共有していく。情報のやり取りだったりチーム連携だったり、そういったことも私たちも考えていかなきゃいけないので、ぜひその点も踏まえて、目的は住民のためということは一貫していると思うので、多様な意見を出せるように、出し尽くせるように、しっかり議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。（発言する者多数あり）もう言わない。

○岩佐委員長 はい。ちょっと、（発言する者多数あり）ちょっと待ってください。すみません。まだ指していません。（発言する者多数あり）

今から、まだ質疑の前でございます。この件に関しては確かにいろんな考え方もありまして、委員会の運営の仕方、もちろん私の力量もあるんですけども、これはまた改めて別のところで議会のルールとして話し合う必要があります。ただ、今日はそのルールがまだ決まっている状況ではないので、お互いに限られた日程の中で、ご配慮いただきながら質疑をお願いします。これは例年お願ひしていることですが、改めてここで私のほうも、議長から示された日程は限られておりますよと。もちろん区民のために質疑しな

きやいけないものはたくさんあるとは思いますが、皆さん、24名いらっしゃいますから、そのそれぞれの質問権を書さない程度に、しっかりと簡潔にさせていただきたい。これは都度私のほうからもお願いさせていただきますので、ご協力をお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、申し上げましたとおり、決算については各分科会において詳細な調査をしていただきました。基本的に分科会報告書を尊重しますが、分科会報告書に関連して、特に何か質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

○岩田委員 ちょっとお伺いしたいことがあります。10月3日の予算・決算特別委員会企画総務分科会、議事録で言うと66ページです。

○小林副委員長 66ページ。ちょっと待って。

○岩田委員 はい。待ちます。66です。

○岩佐委員長 どうぞ、お続けください。

○岩田委員 いいですか。この66ページの下から6行目と10行目なんですけど、これ、インフレスライドのことにに関して、ホームページに分かりやすく明示されているということで、「これを各議員が理解をしているか」というと、またちょっとそこも違うかなと思っています」ということは、これ、各議員が理解していないということなのかなというふうに私は読みました。

あと下から6行目、インフレスライドのフローのところ、「まだ見たことがない委員もおります」というふうに断言されているんですが、これについて、ちょっと発言の、発言について説明を頂きたいと思えます。

○小野委員 それ、私ということ。

○岩田委員 発言者をお願いします。

○岩佐委員長 小野委員。

○小野委員 企画総務の分科会で私が質疑をした件です。毎回、契約事項を企画総務委員会ではみんなで確認をして、そしてそれが上がってきたら、その報告事項で上がってきたことについてやり取りをします。その都度、これはどうしてこういう金額になったんですかという質問が必ずあります。そのときにインフレスライドの説明が毎回されて――毎回でもないですね、されることも多く、例えばそれによって数式がこういうふうになっていますとか、口頭が多いんです。できればそういったものは、例えば年度末、3月になると、東京都から、この業態、この業種の人たちはこのぐらい、この金額になりますという決定事項もあるし、それは可視化されています。

それからもう一つは、こういうフローで決まってくるんですけど、ホームページには挙げられているんですけど、委員会の資料として出てくるという機会がなかなかないのかなというところがありました。そこで、皆さんが質問されるというのはそういうところのゆえんもあるというところで、その件についての質疑をした次第です。

以上です。

○岩田委員 そこではなくて、まず、その下から10行目の「各議員が理解をしているか」というと、またちょっとそこも違うかな、これは各議員が理解していないというふうに

言っているわけですよ。その下から6行目も「まだ見たことがない委員もおりますし」というふうに断言されているんです。これはちょっと、まず、これはどなたのことを指しているんでしょう。

○小野委員 どなたというわけではありません。質問がそのような詳細に及ぶということは、なかなか確認をホームページまで見に行ってしまうという時間もなかったり、そこに資料が上げられているということも知らない場合もあるのでという、そういう意図ですけれども、別に全議員が知っている、知らないとか、そういうことではなくて、また、誰を指しているということではないです。いずれにしても、基本的な質疑が出るということはそのうちということではないかという、そういうことです。

○岩佐委員長 ちょっと休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時48分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

岩田委員。

○岩田委員 先ほど言ったように、僕はここの委員会ではないですけども、「まだ見たことがない委員もおりますし」と断言しちゃっている。非常に失礼な発言だと思うんですよ。私はここの委員会じゃないから、まだ見たことがない委員には当てはまらないのかもしれないけども、その委員の方々に非常に失礼な発言だと思っています。もしもあれでしたら、皆様のご意見をお伺いできればと思いますけど。

○岩佐委員長 はい。委員のこの発言の中で、そう感じられたということは、ご意見として、指摘とされた、発言されたので、今はそれ以上ここで失礼かどうかということ掘り下げる場ではないので、このまま本題の質疑に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、環境まちづくり分科会から報告された総括質疑において議論することとした6項目について質疑を行います。

初めに、秋葉原地域まちづくりの推進、公共施設の在り方について、環境まちづくり分科会長からの……

○小林副委員長 違う、違う。こっちじゃないの。総括。総括送り……

○岩佐委員長 だから、総括送り。総括質疑、総括送りにされた質疑について。

休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時54分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

お時間を取らせてしまって、申し訳ありませんでした。先ほど分科会報告書について質疑を受けましたけど、ほかに何かございますか。なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、改めまして、環境まちづくり分科会から総括送り事項となりました6項目に

ついて質疑を行います。

まず初めに、この住宅について、借上型区民住宅制度終了に伴う支援措置、高齢者住み替え・共同建て替えの支援、次世代育成住宅についての3項目を一括して、環境まちづくり分科会長から説明をお願いします。

○林副委員長 えっ、いいんですか。

○岩佐委員長 一括していいです。一括してお願いします。（発言する者あり）

この三つを一括して審議したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

林副委員長。

○林副委員長 環境まちづくり分科会決算調査報告書の82ページから、決算参考書は222ページからです。項目の借上型区民住宅制度に伴う支援措置及び高齢者住み替え・共同建て替え等の支援及び次世代育成住宅助成、事務事業概要でいきますと、環境まちづくり部の233ページから入っております。

この件につきましては、高齢者につきましては保健福祉部、次世代については子ども部等々の他の条例部にまたがることから、総括質疑としてやったほうが効率的であるだろうというのを分科会で確認しましたので、総括送りといいたしました。

以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、この3項目について、質疑があればお受けいたします。

○小枝委員 それでは、借上型区民住宅制度終了に伴う支援措置のところ、82ページということですけども、総括のほうとして質疑をさせていただきます。よろしいですか。

私、現在やっていらっしゃる千代田区住宅基本計画改定検討会議というのを傍聴させていただきまして、また、議事録のほうも読ませていただきました。非常に頑張ってやっていらっしゃるなというふうには見ております。議事録のづくりも大変それなりに明快、明瞭なものになっていると思います。

ここで総括送りにしたというのは、開発協力金、財源との関係、それから第3次住宅基本計画がどれだけ達成できたのかということの問題、それから分割審査の中で一番議論になったのは、住み続けられるという観点からどうだったのかということだったんです。

そこでお伺いします。この第3次住宅基本計画、この73ページというところに、住宅付置・開発協力金制度の成果と今後の方向性ということが書かれています。この段階では、借上型区民住宅の管理運営というのが、平成4年から26年度までの22年間の中で、合計約30億を活用して、住み続けられるような施策をしようということで、中堅所得者層の支援をしたわけですが、16億5,926万円、すなわち割合においては56.7%、つまり6割近くが、借上型区民住宅の管理運営という、事実上、家賃補助のようなものなんですけれども、そういうことで使われておりました。

その状況が、今この、今回、令和5年度決算でありますから、令和5年の中ではどのような数字になっているのかということ、まずお答えください。

○山内住宅課長 こちら、借上型の区民住宅、こちらの終了に伴う支援事業でございますが、令和5年度に使わせていただいた額、1億208万2,000円となっております。

○小枝委員 えっ。

○岩佐委員長 もう一度お願いします。小枝委員が聞き取れていないみたいなので、小枝委員。

○小枝委員 一応、もう一回……しましょうね。

決算参考書ですと223ページにあるんですけども、借上型区民住宅の支出というのは、この決算参考書によると、支出済額は3,462万円というふうになっています。それ以上の執行は……

○山内住宅課長 委員長、申し訳ございません。

○岩佐委員長 住宅課長。

○山内住宅課長 数字を間違えました。申し訳ございません。訂正させていただきます。こちらですが、大変失礼いたしました、3,462万6,200円でございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 はい。そうですね。私、手元にある数字で拾いながら見てみたんですけども、当然ながらどんどん減っているわけですね。平成31年ベースで8,000万円だったのが、令和6年ベースで3,500万円。これ、中堅所得者の住み続けるための、何といたうんですかね、支援ということで、この第3次住宅基本計画においても相当力を入れていくというふうに記載されているんですけども、ただ減っていただけなのか、あと3年ぐらいで終わっちゃうと思うんですけども、その分ほかの中堅所得者向け住宅のために力を尽くしているのか。その辺の全体像をちょっとお示してください。

○山内住宅課長 現在、借上型区民住宅に関する部分につきましては、委員のおっしゃるとおり減少しているところでございます。また、そのほかに、現在そういった似たようなものという形ではあれですが、次世代育成住宅助成をさせていただいてございます。そちらのほうで、いわゆる区内にお住まいの中堅所得者層、子育て世帯でございますが、こちらのほうに支援のほうを行っているところでございます。

○小枝委員 苦しいですね。その次世代のほうの数字も見てみました。平成31年ベースで1億6,900万、約1億7,000万支出しているんですけども、令和6年ベースで1億4,000万、これも減っているんですね。要は開発協力金を使って、もう箱は、住宅はいっぱいできてきたから、ソフト的に家賃補助をすることや、あるいは公共的住宅を位置づけることによって、中堅所得者というのは大体300万ぐらいから1,000万以上ぐらいまでなんだけれども、1,000万でも住めないこの千代田区で、そうした人を支援していくというのがこの制度の趣旨だったところからすると、10年間この目的というのが充実をしていったというよりは、目減りして、ちょっと10年検証できていないので、少なくともこの四、五年の中で目減りしていているという現状について、認識しているのか、していないのかというところを伺っています。

○岩佐委員長 住宅課長。

○小枝委員 副区長が頭を振っている。答えたい。答えたい。

はい、どうぞ。はいどうぞ、って、私が言っちゃいけない。

○山内住宅課長 こちらでございますが、確かに委員のおっしゃるとおり金額ベースとして下がってきておりますので、充実しているという形には現状なってございません。

○小枝委員 この第3次住宅基本計画の68ページのところに書いてあるんです。開発協

カ金を活用した住まい・住環境の整備、つまり、全部は読みませんが、コレクティブハウスなどつながりや支え合いに着目した住まいづくり云々と書いた後で、住みたいまち・住み続けたいまちの形成に資する取組の促進に向けて、交流促進に着目した住宅や地域課題に対応した住宅を供給する事業者へのインセンティブとしても開発協力金を活用しますと。つまり、住み続けたいまち、住み続けられるまちということを目標として掲げているんです。

そうすると、それが何というんですかね、開発協力金は一方でたまっている。150億ぐらいというのは、たしか分割審査で出てきたと思うんですけど、たまっていて、増えているのに、一方で、もちろん低所得者もあるけれども、中堅所得者への支援が増えていない。むしろ減っている。これ、今、10年計画を書き直しているところだけれども、それを待っているだけでは、もう本当にこの、近所でもう一生懸命安全・安心パトロールをしているような高齢者の方、住み続けた方、そういった方たちが住めなくなっているんですよ。商店街でこういう、お昼は11時から車は入っちゃいけませんよという看板を出しているような方々が住めなくなっているんですよ。どんどんどんどん、それはもう議員の皆さんは実感として住めなくなっている。また、区民体育大会でフレイフレーと旗を振っている青年部の皆さんは、他区から通ってきている方も多いんですよ。

そういう実情からしたら、基金はたまっている。そして10年計画の中に、開発給付金を活用した住まい、住環境の整備というのをうたっている。そして、そのための二大看板である借上型区民住宅、子育て世帯への住宅助成、これはうんと下がっている。そして代替策を組んでいない。こういう状態は非常に区民に冷たい区政だというふうになってしまいましたか。非常にそこが未達成かつ遅れている、重点的にやらなければならないという問題意識がありますかどうか、ご答弁ください。

○山内住宅課長 こういった施策を展開しているという形でございますので、そういったところについては認識をしているところでございます。

あと、小枝委員のほうで、開発協力金が今150億あるということで……

○小枝委員 分科会でそう聞いた。

○山内住宅課長 お話しいただいたんですが、それは累計で150億というお話だったかと思っております。

○小枝委員 ああ。そしたら、残金で幾らなんですか。

○山内住宅課長 残金は現在81億ぐらいとなっております。

○小枝委員 それは、ためるためのものではないと思うんですね。

もう一つ、資料としてこの千代田区住宅白書というのを、これは令和5年の予算でお作りになって、その中に区民の定住意向というところがあって、これを見ると、平成25年段階で40%の方が永住するつもりと答えているけれども、令和5年段階で28%、つまり10%以上の方が永住するつもりというお答えができないという状況になっていて、もちろん多様性、賃貸住宅が増えたとか、そういうところにお住まいの方がいるというのは、それ自体は歓迎すべきことだと思いますけれども、住み続けるというところで行くと、10年間後退をしてきたということについて、そして、やれることも、お金があるんだからやれる。政策を充実すればやれる。そういうやれることも十分にやっていないという、その認識がちゃんとないと、次の10年計画をつくれないうるんですよ。

やはりコミュニティを充実する、町会をもっと支援する、つながる千代田をつくるというのが千代田区の第一看板ですから、それを本気でやるんだったら、やっぱり親が家に住んでいても、大金持ちじゃなくても、その子どもやその孫が住みたいと思ったら、千代田区に住んで就職もできるような、そっちの力をもっと注いでもいいんじゃないかと。今やらないと間に合わないんじゃないか。私はそういう危機感を持っているので、まちづくりも開発もいいですよ。いいものをどんどんどんどん進めていったらいいと思います。でも一方で、ソフト的な対応、これをやっていかないと、ちゃんとこの住宅白書には空き家の数も出ているんですよ。すぐページがぱっと出てくるか分からないんですけど、4,470戸ある。全体ではもっとあるんだけど、いわゆる空き家というのは4,470。かつ1,700ぐらいが活用可能というようなことが書いてあったと思います。

そうすると、開発協力金で造った住宅もできている。あ、それは住宅付置義務とかいろんな手法で、開発手法で造った住宅もできている。一方で、開発協力金も80億残っている。そしてこの10年間の推移の中で、住み続けられるという意味でのソフト的な、若年世代や高齢者の方、これも認知症の方もですけれども、住まいが住み続けられるような施策展開が十分でなかったという認識がないとすると、次に行けないんですよ。そういう振り返り、総括、現状評価をして次に行かないといけないので。

そのこのところ、住宅だけじゃない、全庁挙げて考えなきゃいけない一番大事な住宅政策だから、住宅課長だけが1人抱え込んで悩む話ではないと思うんですけども、財政課のほうはそのこのところをどういうふうに見ているんでしょうか。

○岩佐委員長 財政課。まあ、別に指定はしませんけれども。

○藤本環境まちづくり部長 今、委員のご指摘の借上型区民住宅制度の終了、支援措置につきましては、ご指摘ありましたように令和12年度で終了ということになります。開発協力金も活用していたかと思うんですけども、今ご指摘の中堅層への支援ということであれば、何もこういっただけ、開発協力金や借上型区民住宅制度だけではないかと思ひまして、区には区営住宅、区民住宅とか、あと都営住宅、それからマンションなんか、そういった対策もいろいろしております、そういうきめ細かな事業を展開することで、総合的にやはり中堅層への支援というのをしてきたんだと思っております。

そういう中で、第3次の住宅計画につきましては、第4次に向けて、今、検討会の中でも事業の成果を分析していますので、そういったものも含めて、今、検討会でやっています住宅基本計画の改定の中で、有識者を含めた検討会をやっていますので、その中で今後10年間で目指すべき施策というものを明らかにして、中堅層だけでなく区内にお住まいの方々が、区内にお住まいの方全ての方々が、安心して快適に住ませるような住環境の向上に向けて取り組むべきかなというふうに認識をしております。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 あの、部長ですね、区民世論調査をご覧になったほうがいいと思うんですけども、区の施策の中で住宅施策だけが、毎回毎回毎回「満足」より「不満」のほうが多いんです。住宅だけなんですよ、これ。よく認識したほうがいいと思うんですよ。様々やっているとおっしゃいますけれど、やっぱり中堅層の方々が住みづらくなっているというのは、これは本当にそのとおりだと私も思うんですね。次世代育成家賃助成がありますよと言いますが、これ、期限は何年ですか。

○山内住宅課長 こちらにつきましては8年間となっております。

○牛尾委員 8年間で、なくなっていくわけですよね。だんだんだんだん減っていく。その分負担が増えていく。それも、給料が増えればいいですけど、なかなかそうもならない。

で、これ、開発協力金がこれだけまだ残っていると、やっぱり期限を切らずに続けていくということも、一つ、中堅層を支えていくということでは必要だと思うんですけども、そうしたお考えはないですかね。

○山内住宅課長 こちらのほうですが、期限を定めずというお話でございますが、今のところそういった形では検討のほうはしてございません。

○牛尾委員 これ、開発検討会議でも、ここについての問題意識って、発言は出ていませんか。

○山内住宅課長 今のは、住宅基本計画の改定会議ということでよろしゅうございますでしょうか。

○牛尾委員 はい。

○山内住宅課長 はい。こちらのほうでは、どういった方が住み続けられるとか、そういった新しい方がとか、そういった話はいろいろ皆様のほうからご意見を頂戴しているところでございます。

○牛尾委員 この第1回の住宅基本計画検討会議の議事要旨で、佐藤委員かな、家族人数の増減により現在の住戸に不安を抱える家庭が見られる一方で、千代田区の家賃から住み替えが困難な状況があると。家賃補助を受けている世帯もあるものの、子どもへの支出、家賃補助終了などにより、千代田区に住み続けることが難しいケースが見られると。こういうようなことが述べられているわけですよ。家賃補助が終わることによって、住み続けることが難しいケースが見られると。やっぱりここにこそしっかり目を向けるべきなんじゃないかと思えますけれど、次の住宅基本計画策定に向けて。いかがですか。

○山内住宅課長 こちらのほう、委員のほうからご意見がいろいろ出てございますので、もちろんそういった点も踏まえて、いろいろ検討のほうはさせていただきたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 そうですね。今のご質問のとおりなんですけれども、先ほど部長のほうから、区営や区民もありますし、総合的ということをお答えいただいたんですけども、ご存じのとおり、その倍率たるや、これも分科会でやったからここでは繰り返しません、資料を持ってきていないけれども、物すごい、10倍とか20倍じゃなくて、中には100倍とかそういう状況にあることを考えると、それらを含めて総合的というのがやっぱりなかなか弱かったということなんですよね。

それで、そこはこの、何度も言いますけど、73ページのこの円グラフのところにあるようなことを描いてみると、6割の部分がほぼなくなる。35%の部分が横引き。そうすると、全体にため込んだ基金が、住まいのために、住み続けるためにため込んだ基金が、使わなくて済んだという話になっちゃうんですよ。

だから、借上型をやめてしまった。これはもう、どう言ったってやめたんですから。だ

けれども、それに代わる何かを、もっと全力でやらないと、お金が、支出が減ってよかったねということになっちゃいますよというご指摘なので、そこは踏まえての答弁をしてもらいたいんです。

なぜならば、これは何新聞だ、東京新聞ですけど、多分全紙に出ていると思いますけど、今、物すごい地価が上がっているんですよ。つまり、この住宅基本計画で言うと32ページのところにある、第1次計画が問題意識を持った地価の高騰、過大な住居費負担、これが課題だと言ったときと変わっていないんですよ。むしろ今ちょっとその状況にもっと舞い戻っているというところがあるので、そこは今ほんと助けてくださいということなんです。ね、コミュニティからすると。

本当につながる千代田区のような、住み続けられるように、10年計画で、あと10年たったらそうなりますよというんじゃないで、本当に早急に、もちろん10年計画の中にじっくり盛り込んでいってほしいと思いますけれども、ただ、早急にこれは手を打っていないと、10年待っていた高齢者の方たちは本当にいなくなってしまうというふうな思いがあります。そこを踏まえて、この第1次、第2次、第3次、第4次になる今の状況をどういうふうに見ていくのかというところを、ちょっと確認を改めてさせてください。

○藤本環境まちづくり部長 この借上型区民住宅制度というのは、お話を、報告を受けたところには、28年度に、平成28年度に……

○小枝委員 廃止した。

○藤本環境まちづくり部長 廃止したというふうに聞いておりますが。

○小枝委員 うんうん。そうそうそう。

○藤本環境まちづくり部長 それはそれなりに区内で、区の中で、様々こういった補助金がいかがかということを検討した上で決めたというふうに考えております。そういう中で……

○小枝委員 うん。委員長、多分、私の質問を聞いていないと思う。私はそれはそれでいいと言っている。

○藤本環境まちづくり部長 区民の方が多くの……

○岩佐委員長 部長、1次、2次、3次の住宅基本計画の中で。

○小枝委員 そう。私は……

○岩佐委員長 どういうふうに課題を認識して変えてきたかという質疑なので。

○小枝委員 うん、そう。借上型を何で廃止したんだというのはもう終わった話。

○岩佐委員長 その借り上げの話だけじゃなくて、住宅基本計画全体のこの1次から3次までの課題と、その対応についての変化を聞いているので、そこに答えてください。

○小枝委員 そうそうそうそう、そういうこと。

○藤本環境まちづくり部長 それにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、3次の住宅基本計画の総括を今検討会のほうに提出をして、それを踏まえながら次の第4次住宅基本計画を今策定しているところですので、これまでの成果を踏まえて、そういった、今後10年、目指すべき施策を明らかにしていきたいというふうに考えております。

○小枝委員 検討会は大事だと思います。でも、私が今ここで聞いているのは、区としての捉え方と、区としての主体性、問題意識のことを聞いているんです。聞いているんです。そこはお答えが、まあ、まだ今年からというのもあるので、ちょっと。（発言する者あり）

○岩佐委員長 これ、分科会の調査でもほぼ同じことがされていて、この事業の中ではここまでしかできないというご答弁しか分科会の中ではないんですけども、区としてのこの住宅に対しての課題意識をどういうふうにしっかりと捉えて前にそこは進めていくものかというのは、ちょっと、もうちょっと未来に向けた話をしていただきたいんですけども。

○小枝委員 そう。

○坂田副区長 住宅施策について様々ご意見を賜りました。ご承知のとおりでございますけれども、人口減少局面にあるときに、このままでは自治体としての存亡がというケースの中で、いかに人口を増やすかということで、住宅付置制度というものを設けて、開発の際には住宅を造ってくださいますよというやり方をしてきましたよね。

○小枝委員 第1次。うん。

○坂田副区長 はい。一方では、地区計画等を用いて都市計画によって住宅の増加ということも無難できました。それが一つのストックとしてまとまってきました。しかし、その間に、今度は人口の増加局面に移ったということになりましたので、もはやこの制度を、無理やり住宅を造ることはいかなものかということで、廃止をさせていただいたということは、議会との議論の中でその到達点を得たということでございます。

住宅付置制度は、そもそも住宅を造れと、造ってくれというものでしたよね。その中の一部として、住宅が造れないのなら、それに代わる現金として開発協力金を納めていただいて、それを住宅に充当しますからと。それは行政の側で住宅関連に充当しますからということで、お願い事の中でたまってきたお金ということになります。それは区民住宅等々の家賃補助の中で使わせていただいたりした。さらには途中から、住宅付置制度がなくなってからは、住環境整備に使わせてくれと。つまり住戸そのものではなくて、住環境ですね。周りの、住まいの周りの環境の中で使わせてくださいということで、それも寄附者をお願いをして了解を得てきたということでございます。

で、住宅人口が相当増えてまいりましたので、ある層にスポットを当てるということではなしに、住み続けられるというのは、まさに自治体の総合力です。つまりはライフステージに合った要はサービス提供ができていくとか、ストックにおいては、耐震性、あるいは災害に強い建物を造っていくとか、そういったことの総合力が、今後このまちで住み続けていくということの基本になっていくんだらうというふうに考えております。

ただ、これから住宅というストックそのものに焦点を当てた議論は、今、基本計画の見直しの中でやっておりますので、そこを確認しながら、また議論しながら進めていただきたいと思いますというふうに思っております。よろしくどうぞお願いします。

○小枝委員 その点は私は正直存じ上げております。良質なストックを造ろうということにシフトしたことは十分知っている。その一方で、良質なストックができて、そこに地元というか、住民が住み続けられるようなソフトなんです。住宅基本計画にも書いてあるように、ハード、ソフト両面にわたる住宅施策の推進に向けて開発協力金の有効活用を図りますとなっているんです。良質、もうハードはそういう意味では量は要らない。造ったとしても、何というんですかね、開発に伴ってできるものがよりコミュニティを豊かなものにしていったらいいなということになる。

つまり課題はソフトなんです。先ほど牛尾委員からも言われたけれども、やっぱり家

賃補助の額であるとか、この今、高値安定じゃないけれども、家賃が跳ね上がっているこの時期にそういうことをしないと、もうそこは間に合わないですよということのそれは指摘です。それこそ区長はこれからまた選挙もあるんでしょうから、そういう温かい区政をやらないと、やっぱり区民がいられなくなっちゃうような区政では困るよということを申し上げておきます。

その上で、高齢者住宅の達成率なんですけれども、未達成なんですよ。平成36年に5%を目指して、10年前は2.5%だったんですけども、5%を目指して、今たしか3.6とかというような答弁を本会議場でも頂いています。これは、あと未達成であることについては、区としてはどう考えているんですか。

○岩佐委員長 ちょっと待ってくださいね。今、高齢者の住宅に移っていただいているんですけど、借上型区民住宅制度についてはもう大丈夫ですか。

○林副委員長 違う。全体……

○岩佐委員長 全体で、よろしいんですか。

○林副委員長 人口のお話は区長に聞かなくちゃいけないんでという話になって……個別……

○岩佐委員長 そうなんですけど、借り上げにもし関連があれば、そこで、先。

○春山委員 全体の話。

○小林副委員長 全体なんだよ。

○林副委員長 普通に終わっちゃうと困るんだよね。

○小枝委員 うん。じゃあ、全体。

○林副委員長 借り上げもこれで……

○岩佐委員長 じゃあ、もうこのまま高齢に入りますけど。

○林副委員長 だから……

○岩佐委員長 じゃあ、小枝委員、すみません。どうぞ続けてください。

○春山委員 今、しましたよね。目標に対してどう……（発言する者多数あり）

○小枝委員 今は……。一括でいいの。

○春山委員 1回聞いてもいい。

○小枝委員 いいです、いいです。全体……

○岩佐委員長 一旦借り上げで、ちょっとまだ関連があるようで（発言する者あり多数あり）まあ、でも、ちょっと春山委員に。手を挙げている。

春山委員。

○春山委員 委員会、環境まちづくりの分科会で一番議論になったのは、住宅政策において一番大事な、先ほど副委員長からありましたが、これからの2030年、2050年に、将来像に向かって、千代田区の人口政策がどこに向かっているのか、維持をしていくのか、増やしながらいれ替えていくのか。住み続けられるというのは、誰がどういうふうに住み続けられるのかというところの言語の解釈の議論、千代田区がどこを目指していくのかということが見れないと分からないというところで、総括送りにさせていただいたということになります。

そこについては多分ほかの委員からも後で議論が出ると思うんですけども、この人口ビジョンのところ、一旦、高齢者のところの的を絞って質問させていただきます。具体

例として、千代田区の人口ビジョンでは、人口推計では、2040年に高齢者が20%、2060年には25%となるというふうにビジョンには書かれています。この高齢者がこうやってほかの他区に比べては進行が遅いものの少子高齢化していく中で、高齢者施策において、どういうふうに千代田区として、住宅のことも含めてこれから施策を考えていくのかということについて質問させていただきます。

これ、代表質問のところでも質問させていただいたんですが、ここの環境まちづくりの高齢者住み替え・共同建て替え等の支援、予算額としても決算額としても少ないんですけども、1も2も3も3年間にわたって利用実績がないというふうに出ています。しかしながらこの施策の目的としては、高齢者の方々の区内居住継続を支援していく。バリアフリーも含めて高齢者が安心してそのまま要介護でも住み続けられる、千代田区に掲げている住み続けられることをサポートしていく事業としては、とても大事な事業だと思います。しかしながら、これ、なぜ3年間も利用実績がないのかということについての議論がありました。

他方、人口ビジョンで、単身居住の中で85歳以上の方がもう23.8%というところで、高齢者の方々が本当に在宅で過ごしていきたいのか、それとも家族の支援の下、山奥のほうの老人ホームで過ごしていくことを進めていくのか分からないんですけど、（発言する者あり）そういう千代田区の方々が今後高齢化を迎えて、皆さん高齢になっていくので、どういうふうに千代田区で住み続けていきたいのかということ、どういうふうに区としてヒアリングしたりアンケートを取ったり、その上でどういう施策に向かっていくのかということについてお伺いさせていただきます。

○岩佐委員長 高齢者の住宅の住み替えのビジョン、計画について。高齢者ですし、せっかく総括質疑なので、ぜひ福祉の、福祉……

○清水保健福祉部長 ご質問を賜りました高齢者でございますけれども、先ほど端的に、少し極端な例示なのかなとは思いつつも、住み慣れた地域でなのか、山奥がいいかどうかは別といたしまして、施設かということで、ヒアリングというお話でございましたけれども、組織の中で様々な現場でのお声、それからご本人様、ご家族の方のお声をお伺いしている中では、やはり住み慣れた地域でという話はよく出てまいりますけれども、ご本人様にとっては、やはり住み慣れた自宅で住み続けたいというのが一番なんであろうというふうに私としては認識をしております。

したがって、今後、ご指摘を頂きましたように、人口推計で40年後には、65歳以上の高齢者は今1万少しですけれども、それが2倍になると推計をしておりますけれども、であったとしても、住み慣れた自宅で住み続けられるような千代田区でありたいと。そのための支援をしていく必要があるんじゃないのかなというふうに考えているところでございます。

○春山委員 ご答弁ありがとうございます。そういった高齢者の方々が、今の環境の中でできるだけ長く過ごしていけるような取組というのを、千代田区としても推進していく必要があるのではないかと思います。

そういった意味で、この3件の事業が3年間実績がないとなっておりますが、ここについてもやはり見直しをしていく必要があるというのは、分科会のほうでもご答弁を頂いたんですが、本当にこの高齢者の方々ができるだけ元気に過ごしていくという、この決算意見

書にも冒頭ありましたが、介護保険と後期高齢者医療特別会計のところを本当に制度を安定的に運営していくためには、在宅生活の支援など可能な限りのサービスをしていくことがこの制度の維持にも必要であるというふうに意見書に書かれてあります。

そういったところで、高齢者の方々が自宅で過ごしていくためには、今のサービス以上に、このインテグレートドケアシステムというような多職種連携であるとか、コミュニティケアで1日1回の声かけがあることで孤独死が防げるとか、そういったまちづくりや地域振興とどうやって連携していくかということもとても必要だと思います。

この三つの事業を、住宅課だけでなく、地域振興なりマンション管理施策だったり、保健福祉と連携して高齢者の方々が住み続けられるサービスというのを考えていく必要があると思いますが、この点についてどうお考えでしょうか。

○清水保健福祉部長 おっしゃるとおりだと思いますね。役所でございますので、縦の流れがございますので、専門分野で組織が分かれているというのは、これは致し方ないことなのかなというところではございますけれども、住んでおられる方からしてみれば、地域振興なのか保健福祉なのかということではないんだらうと思いますし、私どもが取り組んでまいりたいと思って、今、職員が一生懸命頑張っている地域包括ケアというものの本旨というものは、まさにそういうところにあるんじゃないかというふうに私としても考えております。より一層の連携、連携というか、連携するまでもなく、そういう視点で我々は仕事をしなければいけない立場なんだらうということは認識をしております。

○岩佐委員長 桜井委員。

○桜井委員 今、部長のほうからも、福祉部との連携という、この住宅ということが、単なる住宅施策だけでなく、高齢者の方の福祉の部分も、連携する中で事業を取り組んでいくという、そんなご答弁もありましたので、そういうことが委員会の中で、ほかの部でしたから、そのところはこの総括でないと頂けないというところで、よく分かりました。

それで、ここのところが分科会の中で議論になったのは、先ほど来からお話がありましたように、70万という予算——あ、予算じゃない。予算か。の減額70万ということで、執行率がゼロだったという、非常にそこを見るだけでも、どうしちゃったんだらうなというところを聞いてみたいと、皆さんそう思ったんだと思います。

三つの事業があって、高齢者等民間賃貸住宅の入居支援、これが予算額が15万だそうです。一応予算としては3件を考えていると。高齢者向け返済特例制度助成については25万、これは1件。高齢者等安心居住家賃助成、これは30万、これも1件ということで、組立てをされながら予算を立てたんだけど、残念ながら執行には至らなかったということでございます。

やはり今も春山委員のほうから話があったように、この一つ一つの事業の区民ニーズ、区民、高齢者の方がどういうニーズを持っていらっしゃるのかということと、これを、この15万、25万、30万という予算を組まれたわけですけども、3年間にわたっても執行がないということを考えてときに、果たしてそのところの検証がきちっとできていたのかどうかという、やはりそこに行っちゃうんですね。で、それが、住宅課だけじゃなくて、高齢者の福祉の分も含めた上での検討がどのようになされて、こういうことの予算組みをこの年度もしたのかというところについては、ぜひ聞いておきたいところなので、お答えいただけますか。

○山内住宅課長 今ご指摘いただきましたとおり、その3年間実績がないということで、大変そういった意味では申し訳ない状況でございますが、こちらのほう、事業の見直し等も含めて、少し使いやすいようにということで、今年度も少し変えさせていただいております。そういったところも含めて、少しずつリニューアルをしながらということで考えてございますし、また、こういった事業がありますよということで、高齢者であるとかそういった対象のところにはご案内のほうを差し上げているところではございますので、またそれが周知が不足だということであれば、もちろんそういったところも含めて十分ご案内のほうを差し上げたいというふうに考えていますので。

○桜井委員 住宅課の方たちも一生懸命、区民のこの住宅事業、供給に一生懸命やっていらっしゃるのによく分かります。とてもよくやっていらっしゃるんだと思うんです。今も申し訳ございませんという話があったけど、そうじゃないんですよ。住宅課が一生懸命やっていただいているのによく分かっているんです。これはもう組織の問題で、そのためにここの総括のところで行っているのですね。福祉と住宅課というものが、どのような協議をしながら、区民ニーズをどのように理解をして、どのような住宅供給をしていったらいいのかということ、そこを考えなくちゃいけない。

だから、これは住宅課長が答えるんじゃないなくて、やはり区の中の組織として、組織として考えていただかなければ駄目なんです。住宅課は一生懸命やっているんですよ、いろんな事業で。よく分かっているんです。その成果も上がっていることもよく分かっている。だから、区としてどういうふうに考えるのかということをお答えいただきたい。誰が答弁するんですか。こういう区の考え方ですよ、これ。

○清水保健福祉部長 住宅課の職員も住宅管理の中で様々な努力をしておるということは委員ご指摘のとおりでございますが、私も聞いているところでございますが、保健福祉部の職員も同様に一生懸命努力をしているところでございます。ただ、ご指摘のように、もしかしたら本件に関しましては、事やっぱり区民の方、高齢者の方を施策の対象としていながら、先ほど私も答弁を差し上げた舌の根も乾かぬうちということで、お恥ずかしい限りでございますけれども、十分な連携が図られていたのかどうかという点につきましては、十分ではなかったのかもしれない。連携をして、連携をすればすぐに、住宅課の事業が予算が足りなくなるくらい手が拳がるのかどうかというのはちょっと分かりませんが、少なくともご指摘を頂いた点につきまして、もう一度改めて組織として受け止めさせていただきまして、しっかりと連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 これ、組織として、各部がしっかりやっていただいているのは本当に皆さん分かっているんですけども、それをちゃんと横断的に検証したりしているんですかと。横断的にしっかりそこを中で連携するとかやっているんですか、組織として、という問いなので、保健福祉部がちょっと連携が足りない部分も反省されるという答弁ではなくて…

○桜井委員 いや、保健福祉部だって一生懸命やっているんですよ。

○岩佐委員長 そうですよ。

○桜井委員 別にそういうふうに言っているわけじゃないんで、僕は。

○岩佐委員長 それを聞きたいわけじゃなくて、組織全体として、この福祉的なもの、そして住宅なものというのを、住宅施策としてどう考えているかということをご答弁いただ

きたいんですけど。

○桜井委員 すみません、ちょっと。ちょっと僕も言葉が足りなかったのかもしれない。先ほど住宅課の話をしましたけど、保健福祉部が何もやっていないなんて言っていないんです。一生懸命やっていらっしゃるのはよく分かるんです。

で、これは予算ですから、これから、また今度、来年の令和7年度の予算にこれも同じような形で出てくるのかどうかは分かりませんが、過去には予算として3年間出てきているわけですよ。予算というのは区民との約束です。区民に予算を示すということは、この予算を使ってこういうことをやるんですよという約束なんですよ。その約束が、結果がね、結果が出ていないのはやっていなかったのかもしれないかもしれませんが、そんなような意味合いのことを言っていたけども、だったら結果が出るような予算をつくりましょうよ。そういう予算を区民に示して、区民が、なるほどこれだったら乗れるなど、利用できるなと思えるような、そういう予算につなげるのがこの決算なんですよ。今回の決算なんですよ。

ですので、もう何度も言いません。横断的にと委員長におっしゃっていただきましたけども、そういう形での協議が、恐らくこれだけじゃないと思いますけども、そういう議論が庁内でできるように、ぜひご検討をしていただきたいと。終わりますけど、よろしくお願いします。それは答えていただきたい。

○岩佐委員長 それはしっかりと答えてください。

○村木政策経営部長 ただいま予算編成の話が出ましたので、予算担当の部長の私のほうからご答弁させていただきます。

先ほど来議題になっております高齢者の住み替え・共同建て替え等の支援でございますが、現実問題として執行率がゼロということでございます。その原因等は恐らく様々に現場のほうで把握していると思いますけど、周知が足りなかったか、あるいはニーズに合わなかったか、そういった事情もあると思います。また、そういった横の連携という意味では、ニーズの把握ということ言えば、現場に一番近いのはやはり保健福祉部ですので、そちらのほうのいろいろな情報とかそういったものを、それを住宅施策のほうに反映させ、住宅施策を実施していくのは環境まちづくり部ですので、そのところの横断的なやり取りといいますか、連携は非常に重要だと思います。

私どもも次年度、予算を査定していくに当たりましては、そういった横の連携等も意識しながら査定をして、全庁的な適正な予算になるように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○桜井委員 はい。

○岩佐委員長 はい。

えごし委員。

○えごし委員 高齢者等のこの住み替え・共同建て替え等の支援の中で、様々今も議論もありまして、分科会でも様々議論がありました。私からは、この中の高齢者等の家賃債務保証制度の利用支援について、ちょっとお聞きしたいなということがありましたので、伺わせていただきます。

これ、分科会のほうでも途中になっていたんですけども、これは保証人が見つからない方のための支援でありますけれども、住宅課のほうにはこの保証人についての相談はなかったという答弁が分科会のほうでもありました。これ、保健福祉部のほうでは、また、

そういう社協とか高齢者あんしんセンターとか、そういうところにはそういう保証人についての相談とかはあったのかどうか。また、そういう相談があった場合に、この事業について先ほどから連携という話もありましたけれども、住宅課のほうにしっかりとつなげる体制というのも取れているのかどうかというのも併せてお聞かせください。

○窪田福祉総務課長 ただいまのえごし委員のご質問でございますが、私どもは高齢者の住み替え相談を行っております。今年の9月末時点で20件ほどご相談いただいておりますけれども、その中で、保証人が見つからない、なってくれるような方がいらっしゃらないという方というのは、一定数いらっしゃったというふうに記憶してございます。そういう方については、保証会社のほう、不動産会社とのやり取りの中で、ご紹介いただいている方というのがいらっしゃるというふうに認識をしてございます。

○えごし委員 そういう相談はあったという中で、様々そういう保証会社を自分で見つけられて利用された方もおられたんだと思いますけれども、こういう支援があるよというのを、ちょっとその対象とか、この中に、満たせなかった方も中にはおられると思うんですけれども、そういう面で、この制度を利用するかどうかと検討された方もいたかどうかというのは、分かりますでしょうか。

○窪田福祉総務課長 この制度について具体的に検討をしていただいた方というのは、いらっしゃるというふうに認識してございます。保証人が見つからなくて困っていらっしゃる方というのは、比較的資産が多くて、だけれども保証人が見つからないといったような方が、私どもの相談窓口ではいらっしゃったというふうに記憶してございます。

○えごし委員 この制度は本当に、これから保証人の方がなかなか見つからない、身寄りのない方というのこれから増えてくるだろうと国の中でも言われている中では、すごい大切な制度ではないかなというふうに思っております。もちろん資金がある方はそういう形で自分でされるのがあれですけれども、そういう資金のない方でこういう方が出てこられた場合は、本当に大切な制度であるというふうに私も思っております。

その上で、分科会のほうでも様々あって、直近3年間、利用実績がないという中でも、こういう制度設計の見直しもしていくというお話もありました。

対象のことでちょっとご確認したいんですが、この要件の中に緊急連絡先があることというのが挙げられているんですね。これも私も一般質問などでさせていただいたんですけれども、この身寄りのない高齢者の方というのは、やはりこの緊急連絡先も見つけるのが難しいという方もおられます。こういうのも、例えばこの大田区とかだと緊急連絡先の代行サービスを紹介したり、また、その利用料を助成するという事業もあるんですね。これはもう家賃債務保証会社等を利用する際に、やっぱり緊急連絡先が見つからないという方がいた場合、それを支援するという制度があるそうです。

やっぱりこういう制度をしっかりと使ってもらおうというためには、こういう内容の、全て満たしていることが必要というのはあるんですけれども、その満たす内容を補助する、そういう緊急連絡先とかも支援できるような体制というのにも必要だと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○岩佐委員長 緊急連絡先のない、身寄りのない方の支援を。

○山内住宅課長 こちらですが、連絡先の親族とかがいらっしゃらない方とか身寄りのない方ということでございますが、こちらにつきましては、あくまでも連絡先でございます

ので、知人とか近隣の方ということでもいいことになっていますので、そういった形で、何かあった場合の連絡先ということでお伺いしてございますので、そういった方にお願ひできるのかなというふうに。

○岩佐委員長 そういう支援じゃなくて、誰でもいいからということじゃなくて、本当にそういう人もいない人に対してどういうふうな対応をされていますかという質疑なんですけど。知人もいない人ですね。もしやっていないければやっていないで、やっていませんと言っただけであればいいです。

○山内住宅課長 そういったご相談の中で、誰もいないということであれば、ちょっとこちらとしても、どなたかいらっしゃいませんかということで、いろいろと手を考えてご相談をするという形でしか、取りあえず今のところ対応ができてございません。

○えごし委員 見つからなかった場合のそういう支援もぜひ考えていただきたいなことでのあれなので、ちょっと検討も、また今後のそういう制度設計の中でも考えていただきたいというふうに思います。

あともう一点なんですけれども、工の部分ですね。区内の民間賃貸住宅へ転居することというところで、もちろん転居する際のことではあるんですけども、これ、例えば転居ではないんですけども、この更新という作業がやっぱりあるんですね。東京でも大体2年に1回は更新があつたり、私もこの相談を受けた中で、賃貸物件のこの更新手続があつて、ただ、今まで保証人になってくれていた方が亡くなってしまったと。その上で、もう身寄りがいないので、この保証人がいないという状況があつたんですね。

その方は身元保証人がいないのはどうするかとなつたんですけども、保証会社にお願ひして更新作業は進められたということはあつたんですけども、今後やっぱりこの更新作業、また高齢化も進んでいく中で、この更新作業のときにも、この身元保証人がいなくて困るという現状が出てくることも今後あると思います。もちろん転居という内容にはなっているんですが、更新も一つ手続でもありますし、先ほど保健福祉部長からも、この住みなれた自宅で住み続けるという話もありました。そういう意味でも、この更新作業、更新のときのこの保証人というところに対してもこの制度を使えないかという、そこら辺のこの考え方について、いかがでしょうか。

○山内住宅課長 ご意見をありがとうございます。こちらとしても、なるべく皆さんが使ひやすい、使っただけのような制度を目指して、いろいろ研究を続けてまいりたいと思つてございます。

○えごし委員 すみません。ちょっと細かい質問にはなつてしまったんですが、直近3年間、利用実績はなかつたということで、これからそういう、使ってもらえるように、またしっかりと進めていけるように検討していくという話がありましたけれども、本当に、冒頭にも言ひましたけれども、身寄りのない人が増えてくる中で、この保証人を支援するという制度は本当に必要な支援だなと思つております。

この事業の、事業というか、この利用支援の目的というの、やっぱり保証人がいない高齢者への支援であつたり、また、区内の居住継続をしっかりと支援していくための制度だと思つております。この保証人が必要になってくるときというのは、かなり細かく見ていくと本当に様々あると思うんですね、転居のときだけじゃなくても。そういうところも幅広く考えながら、また、この制度をしっかりと利用しやすいように、制度設計も今後検討し

ていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 すみません。先ほど冒頭での質問で、千代田区の今後の人口ビジョンがどういふふうに目標値なり計画をつくっていくのかということと住宅政策が密接に関係する中で、高齢者だけでなく子育て世代のところに関しても、区全体としてどういう目標値とどういふ施策を連携してと考えているのかというのが見えない中での、住宅それぞれの議論をしていくのはなかなか難しいというところで、総括送りにさせていただいています。

千代田区の人口ビジョンを見ると、2065年には9万8,515という推計が出ています。ここで、年少も多少微増、生産年齢の方々は4万4,000から6万5,000まで増えるというようにビジョンには描かれています。

先ほど保健福祉部長から、高齢者のところの施策とどういふふうに考えていくかということのご答弁は頂いたんですけども、この今後の千代田区の人口をどういふふうに推計したり、目標値を設定して施策を考えられているのかということについて、お伺いさせていただきます。

○御郷企画課長 今、春山委員のほうからご指摘いただきました人口推計、人口ビジョンの数字でございますけども、こちら、現行の基本構想策定時に速報値で、社会保障・人口問題研究所の速報値でもってちょっと計算したものでございまして、今年度、今年5月にまた確報値が社人研のほうから出まして、それに基づきましてこちらのほうで推計のし直しをしております。

先ほどのお話の、ちょっと若干数字が変わっております、例えば全体の本区の人口推計ですけども、2065年で先ほど9万8,513人という話がありましたけども、8万7,330人という形で若干減少しているところでございます。直近の20年ぐらい、基本構想の期間である20年ぐらいは、速報値と確報値双方とも同じぐらいの推移でありますけども、それ以降については速報値のほうが若干上振れていた。現在、直近の5月に出したものは、その以降の人口推計としては8万7,000人ぐらいがピークで、横ばいになっていくといったところでございます。

こちらは人口推計でございまして、これまでも例えば第3次の基本構想におきましては例えば目標人口を置いておりましたけども、現在その5万人という数字はもう達成しているといったところでありますので、今後も今お話しのとおり、ごめんなさい、国内人口としては6万5,000人ぐらいから、今、8万7,000人ぐらいということでもありますので、そういった人口の増加が見込まれる中では、人口の目標値を掲げていると施策を打つという意義が大分薄まっているのではないかといいふふうに考えております。

また、住宅等の都市機能の量的な集積から質的なほうへ転換するといったことも踏まえまして、現在、目標値というものは設定していないといったところでございます。

また、その考えの下、人口動向に応じまして、先ほど申しましたとおり、社人研の人口数値の改定に伴いまして、今後も本区の人口推計のほうも出していこうというふうに考えております。

以上です。

○春山委員 最新の数字をありがとうございます。ごめんなさい。ちょっと理解ができないので確認させていただきたいんですが、目標値を定めないけれども、人口推計では8万

7,330まで増加していくと。この差の2万2,000人近くの方々が新しく流入してくるということは、区として目標値は定めないけれども、そういう可能性があるというふうなところで施策を考えていくということなんでしょうか。

○御郷企画課長 こちらの人口推計ですけども、今お話しのとおり、この社会保障・人口問題研究所は、5年に一度の国勢調査の結果に基づきまして、5年に一度リバイスをしていくようなそういった形になっています。ですから、今後も本区につきましては、この人口推計に基づきまして同じようなタイミングで出していく予定でございまして、その推計に基づきまして、本区の施策についてはるる検討していくという形になります。

ただ、ただですね、例えば分野別の計画の中で、この全体の推計だけではなかなか読み取れないようなもの、例えば町丁目で人口がどうなっていくかとかというものにつきましては、各所管のほうで改めて推計のほうも出していくという形で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○春山委員 目標値を定めなくていくということというふうに理解しました。何を申し上げたいかということ、例えば番町では集合住宅が、もう、ここ、今年、来年で、また大型のものが何棟か竣工します。建築指導課のほうには、建築計画のほうが各デベロッパーから相談はもう相次いでいると思いますが、本当に集合住宅がすごい勢いで増えていく中で、じゃあ、まちづくりのところに出てきているこのまちの変化のところと、じゃあ、目標値を定めないけど明らかにここに人口が増えていくというところに、子育て施策はどのようにするかとか、住環境と先ほど副区長はおっしゃいましたけど、本当に住環境政策ってきちんと考えているんでしょうかと。そういうところが、目標値を定めなくてどういうふうにまちづくり的な施策をつくっていくんですかというのが、分科会のところから出てきた議論になるとは思いますが、この辺の辺りについてお考えをお聞かせください。

○岩佐委員長 目標値を定めませんと今回ここでご答弁いただいたので、はっきり頂いたので、それだけで、8万7,000という推計をどういうふうに取り扱って、各分野別計画の中で施策を展開していくんですかという質疑なので、ちょっとそこは、目標じゃないけど、8万7,000という数をどういうふうに捉えているんですかという。（発言する者あり）

○春山委員 うーん、別に……

○御郷企画課長 その8万7,000人という数字の出し方につきましては、社会保障・人口問題研究所のコーホート要因法をベースにいたしまして、今後の開発なども、本区の予定されているものも織り込みながら、全体的な本区全体の人口推計というものを出しているということでございます。

ただ、春山委員のお話のとおり、地区、ここのエリアではどうですかという形になってしまうと、この部分というのは数字上には入っていますが、8万7,000に入っていますが、エリアごとでの対策等というところにつきましては、ちょっとその8万7,000人の中の加味のところでの部分の一部という形での捉え方でご理解いただければと思います。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 ちょっと共有で。企画課長からいろいろお話があって、分科会ではこうい

う話だったんですよ。第3次長期総合計画までは5万人を目指していったんだと。人を増やそうと、流出をできるだけ止めようとやってきたと。ところが、第3次長期計画のときは、6万5,000人の、次に新たに5万人突破してしまったんで、想定人口というのをつくったと。想定人口をつくったから、6万5,000人のそれぞれの、子育て世代とか高齢者とかの施設整備をしなくちゃいけないねという形になったと。ところが、第4次基本構想というのができた。ここには想定人口も目標人口も書いていないから、職員じゃ答え切れないでしょうと。政治判断で区長が、一体8万人の都市を目指すのか、それとも今いる6万9,000人の人口ベースで、現状維持でいいのかと、どっちなんだと。今まで積み上げた議論で、住宅施策はできるだけ住み続けてもらいたい、あるいは子育て世代とかファミリー世帯に残ってもらいたいという様々な施策を打ってきたけれども、ターゲットをそれぞれ予算の重点配分もあるでしょうし、本当に想定人口8万人に向けてやっていくのか、現状維持なのか、どっちなんですかねと。

これは普通だったら基本構想とか基本計画に書くんですよ。そしたら職員の方が堂々と答えられるんですよ。この施策は8万人に向けて打ち出している施策なんですと。20年後に向けてと。けれども、ないから、書いていないから、そこは区長にお聞きしないと、ああなるほどねと、8万に向かっているのねとか、分からないんじゃないですかということ分科会の中で皆さんで共有して、総括送りにしたわけなんです。

企画課長が答えますか。僕は政治判断だと思っていますけど。

○村木政策経営部長 じゃあ、私のほうから、少し先ほどの企画課長の答弁を補足させていただく形でご答弁させていただきます。

先ほど企画課長のほうから申し上げましたとおり、区のほうでは人口動向と人口推計というものを出してございます。これを出すに当たりましては、先ほど言ったような国のほうの推計値、それをベースにしながらも、区内での大きなマンションの開発だとか、そういった情報等も加味しながらやっているところでございます。

先ほどから目標値というお話がありましたが、これは先ほど企画課長のほうからもご説明させていただきましたとおり、目標というものは今回立てておりませんが、やはり行政を運営していくに当たりましては、人口というのはベースになるものですので、区の人口がどのぐらいになるかというのはそれは考えなければいけません。その意味で、現在のトレンドが続いた場合どのぐらいになるかという推計、これは出してございまして、それは皆さんにも先ほど言いました人口動向と人口推計という形でお示ししておりますし、また、区の様々な計画をつくる際、あるいは事業の企画等をする際には、参考にさせていただくということで各部にはやっていたいております。

ただ、これもそれぞれ、これも企画課長のほうからお話がありましたが、細かい地区別ということになると、なかなかこの人口推計は難しいところがあります。例えば学校の整備とかで言いますと、ご存じのとおり1クラスの数というものが決まっておりますので…

○林副委員長 そんなこと聞いていないんだな。整理して……

○村木政策経営部長 1人、2人増えただけで一つ教室が増えるとか、そういう新たな整備が必要になるとか、そういったことも可能性としてはございます。

○林副委員長 そんなことは聞いていない。

○村木政策経営部長 ただ、そのこのところで、細かい地区別に、あと何人子どもが来るかとかというのを推計するのは、これはほぼほぼ不可能でございます。そういった意味で、それぞれの個別の計画におきましては、それぞれの諸事情等を踏まえまして、適切な施設整備なり行政サービスなりをやっていただくように、個別の計画とか立てていただきながら進めているというところでございます。

○林副委員長 聞いていない。部長、申し訳ない、そういう話じゃないんですよ。第3次住宅基本計画でもね、戻ると、ここでも想定人口6万5,000人に向けて質の高い住環境をつくる。明示されているわけですよ。少し上に向かって、人口が増えるに当たって対策を、予算づけも施策展開もしていきますよと。今はないんですよ。

で、地区別というのがありますけれども、地区別の総体が区役所の全体施策ですから、ここを部長が8万に向けてとか言えるんですかねというところを分科会で確認したんですよ。だってこれは大きな政策判断ですから。

あらゆる地方公共団体は、人口減になるところを、日本の全国の減っていくところね、ここを止めるためにどうしようと。現状維持とか、あるいはちょっと増やしたいんだと、ファミリー世帯を重点的に増やしたいんだという市長もいる。ここを、どこに向かって、これから基本構想実現に向けた20年後でもいいですけども、どこの港に行くんですかというのを確認しないと、そうだよと、住宅施策の充実が必要だよと、というところのベクトルがしっかりいかないんじゃないんですかと。これは公園の面積とか学校の面積とか、保育所とか高齢者の施設とか、全部に関わることでもあるんで、総括質疑の中で、政治的に判断をして、ここで共有をさせてくださいと。なぜならば第4次基本構想の1回目の決算審査だからということなんです。

○村木政策経営部長 8万に向けてということ、8万に向けて、それを目標として何か施策を進めていくこと……

○林副委員長 目標と言っていない。想定と言っています。そらさないでくださいよ。

○村木政策経営部長 いや、8万を想定として、その中でそれぞれの行政サービスを進めていくということで、住宅施策につきましても行政サービスの一つとしてやっていくということでございます。

それについては、先ほど申し上げたとおり、個々の個別の計画の中では、全体のそうした人口推計とはまた違った考慮が必要になる場面もございますし、それぞれ住宅基本計画につきましても、住宅の数だけの問題ではなくて、例えば住環境の問題とか、そういった問題も加味しながらやっていくべきものと考えていますので、それについて、それはそれぞれの個別計画の中でやっていくというのが現在のスタンスでございます。

○林副委員長 8万というのは、どこを見れば8万になるんでしょうか。これから改定する第4次住宅基本計画には想定8万人と明記されるのかどうか。

併せてこれ、僕は部長が答えるものじゃなくて、政治的判断だと思うんですよ。区長がお答えになると思うんですよ。併せてですよ、全国の首長というのは、人口維持のために、どの世代に自分の自治体に来てもらいたいかと。要は子育て世代をどんどん流入するようにする施策もある。そういう市長もいる。あるいは今住んでいる方たちがずっと住み続けられるようにする。これはターゲティングですよ。

8万人の中で推計は出ているけれども、どこに重きを置くのかと。これが春山委員も言

った、桜井委員も言っている、高齢者に特化してもっと充実させようとか、あるいは次世代のと、ファミリー世代にもっと充実させようとか、この重点配分は予算提案者である区長が見いだしてくるものですし、どこで判断するのかといたら、部長がそれを判断できる、まあされてもいいんでしょうけども、大きな判断だと思うんですよ、人口構成も変えていくんだから、区の財源を使って。ここを政治的立場からお答えしていただきたいよねというのを分科会で共有したんです。

○岩佐委員長 先ほども目標値を定めない、それからその前の答弁で、世代とかを、一つのポイントに絞った施策はやらないみたいな答弁を頂いていますがけれども、その中で、8万7,000、さっきちょっと推計として出していただいたけれども、それはあくまで推計であって目標じゃないのであれば、もうその人口が維持なのか、目標を定めないということはどういうことなのかというのを、ちょっとまとめてご答弁を。

あ、やりますか。じゃあ、関連で、はやお委員。

○はやお委員 私が、人口ビジョンの件について、令和3年のときに設定された。で、先ほどの話で5月のところで見直しが入っていると。このことについては十分理解します。ただ、よく住まいは人権だとかという話をされる方が多いんですけども、その中で、この住宅施策を、先ほどありましたとおり、高齢者の住み替えで共同建て替え等の支援が3年間も重要な施策としてありながらも、未執行だった。そのところから発生して、何かというと、人口ビジョンは何かといたら、まあターゲットングしていくのもあるでしょう。けど私は、人口推計自体が受け身の形で行政としてどういうように行政サービスを提供していくかというスタイルもあると思っているんですね。

私はちょっと後者のほうで考えているという点で、住宅について、何かというと、まだ新しい人口推計は聞いていませんけれども、人口ビジョンでは、最初2040年には約65歳以上が1万から1万1,000になるということ。そうなってくると、5人に1人が介護設定になってくると、要介護になってくる可能性があるわけですね。65歳以上が独り暮らしになる世帯が5割弱になりそう。そうなったならば、住宅というのはどういうふうに用意していったらいいんだろうかといったところの施策は、やっぱり用意しなくちゃ駄目なんじゃないのということからの思いなんです、1点目は。

それと、あと一方では、結局は話をしたのは何かというと、総合的な子育て施策ということで非常に売りにしてスタートしてきているわけです。そのところについては、私が、これは私見ですよ。都のほうも、例えば幼保一元化だとか待機児童ゼロだとか、いろいろな各種の18歳までの、うちも売りでやってきた医療費無料化の相当とか、それだけやってきても、そのときはそれをあれで入ってきたかもしれない。けども何で来ないのといったところでみんなが話になったんです。それは何かといたら、あまりにも家賃が高いから入ってこないんじゃないの。やっぱりここも住宅施策が、総合的な子育て施策というのであれば、そのところの整理が入っていないから駄目なんじゃないかという話まで出たわけです。

だから、まず私が聞きたいのは、基本計画がない中でと、だからもう、つくってくれ、つくってくれといっても、つくっていただけないから、ない中で、この推計人口というのを、執行機関、千代田区はどのような位置づけとして考えているのか、お答えいただきたい。ただ、今、私は受け身的なところだって、行政サービスを提供していくためには相当

時間がかかるから準備が必要でしょうねという意味で言った。そこをどういう位置づけで人口推計を捉えている。ただ、くるくる変わっているけど、その場しのぎでやっていますよというわけじゃないだろうと思いますので、お答えいただきたい。

○御郷企画課長 人口推計の役割でございますけども、まず今回のこの基本構想の見直しに当たりまして、今後の人口推計がこういった形で本区の足取りをたどるのかという、計画、構想の検討の一材料にしているといったところがまず一つでございます。

また、先ほど申したとおり、国勢調査のたびに見直しをしていく予定でございますので、そういった中で各所管の施策のほうで、本区の全体の年齢、人口と、あと年齢構成なども踏まえた参考資料という形で役立てていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○はやお委員 結局その分析が私はちょっと甘いのかなと思うんですね。何かといたらば、高齢者は純増するといって一応分析しているんですよ。ですから、ここはパーセンテージ的に人口が増えなければ、高齢化率は上がらないかもしれないけど、約1万ぐらいになるだろうという準備はしなくちゃいけないんですよ。

そして、何で当初の、計算の仕方があるかもしれないけど、9万3,000が8万7,000になっているかといったらば、確かに子育ての対応があれで鈍化している可能性があるわけです。その分析がどうなのかということなんですよ。で、増やすべきか増やさないべきかと、整理を執行機関がしなくてはいけないんですよ。何かといたらば、ここのある財源の中で行政サービスをどうやって提供できるか、それも継続的に安定的にということ、そういう視点なんですよ。だから、今言っていた、林副委員長が言っていた、これは政治なんですよ。お金が無尽蔵にあるわけではないわけです。そこをどこまでにしていくのかという点についてはどういうふうに話されているのか。私はこの住宅政策の中から感じ取ったんで、そこをお答えしていただきたい。

だから、子どもの数より高齢者が増える、この推計になるはずなんですよ。そしたら、子育て政策は非常に目立って対応しているわけです、何億もやって。だから、ここのはどういうふうに考えているのか、具体的にお答えください。

○岩佐委員長 先ほどからその人口推計を目標じゃないところからもう入っているので、政治的な判断として、もう維持なのか、増やすのか減らすのか、これは今まで、第3次までは決めてきたことですから、そこを断言は今までしていないんですけども、そこをどう考えるのかという、その考え方についてちょっと……

○はやお委員 どういう検討してきて……

○岩佐委員長 もうまとめて答えていただいて、この時間ですので、まだいろいろと項目もありますので。答えられますか。

○村木政策経営部長 人口推計の件につきましては先ほど企画課長から申し上げたとおりなんですけど、こちらは再三申し上げているように、人口を増やすべきかとか、あるいは減らすべきかとか。

○はやお委員 そんなことは言っていない、そんなことは言っていない。だからそれを受け身でどう捉えるかと。

○林副委員長 目標じゃないんだから、想定なんだから。

○はやお委員 想定だから。そんなことは言っていない。

○村木政策経営部長 受け身でということであれば、我々としては今の人口推計の形で人口が増えた場合に、どういった行政サービスを提供していくかということで考えているものでございます。その中では、先ほど来住宅のお話が出ていますけど、例えば高齢者の住宅、あるいは高齢者の施設につきましても、この高齢者の数以外の問題、例えばフレイル対策とかで寝たきりの方がどのくらい減るかとか、そういったことも踏まえた上で考えなければならないものと考えていますので、ただ人口だけをもって考えるということではないというふうには考えてございます。

○はやお委員 勘違いしないでくださいね。この人口推計というのは一つの尺度でありながら、行政計画を考える上では大きな関連の数字なんです。それをどういうふうに捉えていくかということは、行政マンとして考えなくちゃいけないことなんです。それについて、私はどちらかといったらターゲティングしていった増やすとか減らすとかということではできないだろうと思っています。だから、だから推計の位置づけをどういうふうにやって考えて、どういうふうに環境を用意するかということは、どう検討されているのか。全て検討していない、どう検討しているかということが個別計画に関わってくるわけです。何かといったら基本計画がないから。だから個別計画をつくるに際してと、いつも林副委員長が言っているわけですよ。

だから、そこを言っている。議論がかみ合わないんですよ。だから、そこをどういうふうにやるか、今日答えられないなら、はっきりと、私は答えていますと言ったけど答えていないんですよ。だから、そこはこれからの検討で十分に人口推計についてを加味しながら、こういうふうにやって検討していきますぐらいはせめて言っていただかないと、我々としては住宅施策は実際動いていないんですよ、高齢者のほうは、喫緊に一番なっちゃうんですよ。それで半分の5分の1の方は要介護になっちゃうんですよ。としたときに、本当に在宅介護と、そして施設介護と、その辺のところの連携をどういうふうに担保されるんですかといったときに、そのときそのときじゃ駄目なんですよ。ある程度の方向のガイドラインをつくっておかないと、ということを行っているんですけど、かみ合わないんです。何かといったら基本計画というのをつくろうとしないからそういうところになっている。

だけどそこは、つくらないならつくらないでいいですよ。それは首長の判断ですから。だけど、これをやっていかないと、大きな人口が間違いなく鈍化はしているけど増えるんです。だから、どういうふうにしていくのかということ、これは執行機関と議会が共に悩んで結論を出していかなくちゃいけないということを行っているんです。決めていないから駄目だなんて言っていないんです。これ、一番最後困っちゃうのは区民ですから、区民のためにどうやってやるかということ、建設的に話したいんですよ。お答えいただきたい。

○坂田副区長 ただいま今後の千代田区の人口動向と施策の関係ということでお話を頂きました。従来は、人口が減少しているという中で、自治体としての体をなすために5万人という目標値を設定いたしました。しかしそれが、そのための施策、あるいは経済的なトレンドの中で回復をしてきたということがあります。じゃあ、この5万人を超え、今、6万、7万となってきたときに、なほどがこの自治体にとって適当なのかということは、自治体として、要はこの地域に住む方々にいかに幸福を与えるかという側面で仕事をして

おりますので、何人ならいいということはもちろん言えません。

しかしながら、この都心、皆さんご承知のとおり都心のトレンド、今の推計がありますけども、この国際経済の風の中で相当揺れ動くということも一方ではあります。ですから、トレンドをそのまま信用していいかどうかと、急展開するということもあります。現在、住宅金利もまた上がってくるということになれば、ローンを組みずに、住宅じゃなくして今後またオフィスに塗り変わるなんていう分岐点があるのかもしれない。そういう意味では、相当難しい都心という場所でございます。ただ、トレンドとして、今は推計値の中では上がってくるだろうというふうには思っておりますので、職員全員、その所管の施策を検討するに当たっては、そのことは重々承知をしながら対応しております。

とりわけ地域事情を見れば、高齢者の単身世帯が相当増えています。あるいは、のみ世帯が相当増えています。ですので、そこは承知をしておりますし、今後、子育て世帯の働き方に対応した施策、あるいは高齢者のみ世帯の最終的に最後まで安心してここで生涯を終えていただけるような施策、そういったものも念頭にもちろん置きながら、具体的に対応してまいりたいという思いでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○はやお委員 委員長……

○岩佐委員長 ちょっと、もうここで。

○はやお委員 はい。まとめます、まとめます。

○岩佐委員長 これ以上の答弁は出ませんので。

はやお委員。

○はやお委員 僕、これはもう、これ以上やりません。何かといたら、受け取りとしてはやっぱりケース・バイ・ケースで検討していないということなんですよ、はっきり言って。いや、何かといたら、ある程度のトレンドは用意しておかなくちゃいけないんです。それが行政の役割なんです。だから、そこは僕は必要だと思っています。

あと、結局は次世代のところについてなんですよ。僕は重要だと思っている。そこで、総合的な子育て施策についての、もうまとめて言います。これについては前回の補正予算で取りあえず給食費の無料化をやって、先行してやったと。ここについてはしょうがないねということで進めましたよ。だけど、今後この各分野での取組がどうなっているのか。そしてまた体系的な整理はどうなっている。何かといたら、このことが住宅政策にかかってくるんですよ。こういうサービスがあって、それでも加えて足りないことが僕は住宅政策だと思っているんです。

何かこの次世代のところで、さっき言いましたでしょ、普通の行政サービスの提供はもう都がやっている。都もやり始めちゃったんです。だったら、それをどうやって特質な形で、何が問題かということを体系的にどう整理しているのか、その体系的整理はどうなっているのか。そして、かなり細かい話にはなってくるけれども、教育委員会で私学の生徒への助成とかと言ったけど、これ、誰が何をやっているの、決めているのと、分からないんです、私は。

それと、道路公園課で進めている子どもの遊び場なんかの所管が、どう見る。それが全部住宅にかかってくる。政策としてウエートをかけるのか、かけないのかということところにもなるので、この辺について、基本計画がない中でのことですから、各部署の主体がどこでやっていくのか。例えばさっき言った子どもの遊び場については、当然のごとく子ども

部がやるのか、道路がやるのか。その辺のところについても曖昧だから決まっていけないんです。そこのところを2点お答えいただきたい。

○岩佐委員長 ちょっと、今、質問があまりに広がり過ぎていて、住宅の話を今しているので。

○はやお委員 まあ住宅、住宅施策。

○岩佐委員長 ちょっと絞っていただけますか。

○はやお委員 だから住宅施策を進める上で、こういう政策についてはどう考えているか。いいですよ、概論でも。

○岩佐委員長 住宅政策の中でいろんな幅広の政策、どういうふうにと落とし込んでいくのかという話ですかね。

○はやお委員 そうそうそうそう。そういうこと。

○岩佐委員長 そうですね。ということを……

○はやお委員 だから、その細かいこと一つ一つというよりも、大きい体系的な進め方。

○岩佐委員長 体系的にやるのをどこが調整してやっていくんですかということで、ちょっと本当にここはまとめて。

部長。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、あくまで住宅政策を進めていく上では、この環境まちづくり部の住宅課のほうで行っていくわけですけども、まさに今検討会を設けていまして、それは検討会の中では外部の有識者だけでなく、部横断的に対応しているところですので、住宅に関わるそういったいろんな施策についても注視しながら注意しながら、横断的に進めていく予定ということでございます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 ちょっともう、そろそろまとめていただきたいと。

○はやお委員 もう俺はやらない。

○岩佐委員長 じゃあ、春山委員。

○春山委員 最後に1点。先ほどから人口が、推計で8万7,000ぐらいのところでは予測値として捉えていくということだったことと、地区のところを地区別で把握していくことが難しいということのご答弁を頂いたんですけども、やはりこの地区ごとに起きてくる変化なり人口の増加なりに合わせて、地区特性に合わせて、きちんとマネジメントしていくということはすごく大事だと思います。

高齢者の、先ほどはやお委員が高齢者の問題も質疑されていましたが、他の自治体で、例えば横浜では、ある程度の地区でマネジメントして高齢者施策を考えると、例えば新宿の戸山団地はもう完全に地域包括ケアのサービスが整って、その人たちの高齢者対策ができていたりとか、やはり千代田区全区で施策を考えると、ボトムアップで地区特性に合って、地域の人たちがこれから例えば集合住宅、100人クラスのもの建つのが分かっている中で、じゃあそこに合わせた空間なり道路の活用の仕方なり、外部空間、緑をどうしたいのかということも、ちゃんと地域振興と環境まちづくりと一緒に連携しながら、その地域地域をきちんと住んでいる人たちが住みやすい、または、この推計で見ると明らかにこの今まで町会に入っていた人たちよりも新しく新住民が増えてくる中で、またその地域のマネジメントをどうするかということはやっぱり考えていかなきゃいけないと思うので、エリアごとでマネジメントをきちんとしていくということを考えてほしいん

ではないかと思います。いかがでしょうか。

○村木政策経営部長 先ほどちょっと誤解を与えてしまって申し訳なかったんですけど、我々のほうも地区別、出張所管内別ということですけど、そちらのほうの推計は出しています。私が先ほど申し上げたのは、もっと狭い、もっと狭い区画の中で、ここで1人増えるとか2人増えるとかと、それは不可能ですということを申し上げたんです。ただ、学校などの場合には、1人増えたことによって教室が一つ増えてしまう可能性もありますので、そういった意味で、なかなか人口推計を現実の例えば施設整備の中に当てはめていくことが難しいということを申し上げました。

2点目で、今、委員からご指摘がございましたように、確かに各地区別に特色があります。それは横浜のような広いところじゃなくて、千代田区でもやはりあると思います。そういったことも踏まえまして様々な個別計画はつくられていると思いますので、まちづくりにしろ福祉にしろ、そういったことを考えながらやっているというふうに私どもは認識していますので、それはそれぞれの個別計画の中で、またそういった地区の特色なども反映させながら施策を展開していくという、そういうふうに考えてございます。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 それでは最後に。ちょっとかみ合わな過ぎて、本当は残念でした。第3次住宅基本計画というのは想定人口6万5,000人だったわけですよ。これ、人口推計とは別に、ざっくり想定をしたと。

第4次住宅基本計画をこれから改定するに当たり、この想定人口も書けないという受け止めでもよろしいんですかね。人口推計とは別に想定人口と書けたわけですよ、5万人突破した後に。残念ながらちょっと全然かみ合わなかったんですけど、これは環境まちづくり部が想定人口というのを条例部ごとに見いだすのか、今後の分野別計画と言われているそれに想定人口のようなものをいくのか、それとも全く想定人口を加味しないで推計人口だけを入れて、こっちに行っちゃうかもしれないねと。だけど住宅施策はやるよと。書き込みの方針ぐらいはこの場で確認をさせていただいて、ないならないで結構なんですよ。残念でしたと。人それぞれの価値観だから、それは漂流なのかもしれないしアジャイルなのかもしれないし、受け止め方の違いなんですけれども、どういうふう、本当に推計だけで書き込みを、住宅基本計画をやられるのか否かということをお答えください。

○岩佐委員長 もうこれ、推計があるかないかだけでもうお答えいただいて。そろそろ休憩に入りますので。

○山内住宅課長 所管といたしましては、現在出ている推計を含めて、そういったもので検討してまいるという形で。

○林副委員長 想定を書くか否か、聞いているんですよ。

○岩佐委員長 想定を、人口想定を書くかどうかということを質疑者は聞いていますけど。

○山内住宅課長 想定という形で書くようには、現在のところは考えてございません。

（発言する者あり）

○岩佐委員長 もうそろそろ、皆さん、細かいところに入っているんですけども、これ、住宅施策をどう……

○林副委員長 細かいって、分野別計画ですよ。

○岩佐委員長 人口を、人口ビジョンをどういうふうにつけるかという話で、それは一定

程度、皆さんとの見解は合っていないようですけれども、答えてはいるので。（発言する者あり）

○林副委員長 答えてもいないよ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 じゃあ、1回、この時間ですから、休憩しましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。休憩しましょう。休憩します。

午後0時34分休憩

午後1時31分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの春山委員の質疑への答弁から入らせてください。

○藤本環境まちづくり部長 先ほどの春山委員のご質問にお答えします。

エリアごとに住宅基本計画を検討するという点についてでございますが、第3次住宅基本計画におきましても、地域別の将来像を定めまして、それぞれの特徴を捉えまして、都市計画マスタープランの方針も踏まえながら進めていくということになっております。第4次基本計画におきましても、この考え方、地域別の将来像の考え方を、地域別将来像につきまして、分析をするとともに、そして、子育て世帯とか高齢者とか障害者、それから、環境とか防災とか地域コミュニティの問題など、様々ございますので、各部署とも緊密に連携を図りながら、第4次住宅基本計画を策定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 私のほうからもまとめてお答えで結構です。

1点目が、一番最初に申し上げたところの開発協力金の考え方なんですけれども、あそこは長年やってきた中で、9割が住民の一人一人に補助が出ていた。しかし、今は、そこが減る中で、私が先ほど読み上げたような開発協力金の中でも、住み続けたい人たちのための、何ですか、事業者へのインセンティブに変わっちゃった。つまり、恐らく円グラフにしてみれば分かるんですけれども、令和5年の支出の内容というのは、住民一人一人ではなくて、デベロッパーへとか、まあ、悠々、率がかなり高まっているだろうというふうに思います。ここでは求めませんが、これは、まさに区長の政治姿勢だと思うんですけれども、区長が4年弱やってこられた中でも、個別支援というのは、実際は全く充実していない、中堅所得者層への支援もなくなる一方、こういうことに対して、住民としては、やっぱり住み続けられるまちということを願っておりますので、その支援が後退していることについて、それを仕切り直しして、ちゃんと支援を、支援というか、家賃補助なり、そうしたソフト的な対応をやっていくんだということをお答えいただきたいというのが1点。考えが違うなら、そうなんですけどねというしかない。

2点目が、高齢者住宅。私は、高齢者住宅のことを今回一番聞きたかったわけなんですけれども、時間の都合がありますから、そこは皆さんも関心を持って、言われたとおりだと思いますので、はしょりますけれども、今の第4次住宅基本計画策定の中で、私の記憶では、6種類の住宅、種類があったと思います。サ高住、それから、高優賃、都の区営高齢者住宅も入っていたと思います。その6種類のメニューは変わらないのか。今日のやり取りを

聞いていると、そうしたものがなくなっていきそうな心配を持つんですね。5%を、高齢者住宅という定義の中で目指します。10年前は2.5でした。今は3.9です。そして、5%を目指すんですということは変わらないのか、もっと拡充するのか。そして、その高齢者住宅のメニューというのは、確かに、今、時代が多様で、もっと豊富になっているかもしれない。有料老人ホームなんていうのも入っていましたけれどもね。その辺のメニューについては、変化があるのか、変わらないのか。そこについては、あとは、5%を目指すということは、今、そこに至っていないわけだから、ちゃんとやりますということなのか。その考えが二つ目お聞きしたいところ。

サ高住がゼロだということは、今日、住み替え家賃の話が皆さんから出ていましたけれども、私が経験した中では、本当に立ち退きにあって、行くところがなくて、困っている人がどこに行くかということの一番大きな行き先が、高優賃、こもれび系だったんですね。大変、受皿としてはありがたい。ただ、家賃が高くて大変だというのはありますけれども、それが、恐らく10年、1個も増えていないと思うんです。国の制度も、もう高優賃という形じゃなくなったはずなんです。サ高住しかないんです。けれども、サ高住について、やろうということを取り組まなかった、この10年間、そして、この4年間も。樋口区政の下でも同じ。で、地域の住民の中には、自分の建物のところが古くなっていたり、広い土地を持っているんだけど、子どもが独立し、高齢の私たちしかいないから、それを建て替えて、サ高住のようなものにしたいという人もいます。メニューをつくってくれば、やろうという人はいるので、自分もそこに住めるし、地域の高齢者も住めるしということで、このメニューは早急につくってもらいたいということです。

最後の3点目が、区民の声としてある話なので、言っておきたいんですけども、再開発というのがもういや応なしにいろいろ進んでおります。その中で、ケアのついた住宅であるとか、そうしたやっぱり住民が求めるような内容を持った高齢者のための住宅を造ってもらいたいんだという声があります。これは、本会議でも、今のを全部言っていますけれども、明快な答えを頂ければ、もう私の質問は終わり。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問にお答えします。

これまでの成果でございますが、昨年度、住宅白書をつくっているということと、もう一つ、先ほども答弁させていただきましたが、第3次住宅基本計画の進捗状況につきましては、まとめまして、今、検討会で議論しているということでございます。その成果も踏まえて、第4次基本計画を策定していきたいと考えております。

また、高齢者の問題につきましても、5%に達していないということでございますので、その点は、しっかりと今後検討していきまして、今後、住宅基本計画を策定する中で、様々検討していきたいというふうに考えております。

また、再開発でのお話もございましたが、これも同様に、どのような対応ができるのかということにつきましても、検討会の中で議論をしてまいりたいということでございます。

○岩佐委員長 はい。よろしい——あ、牛尾委員。

○牛尾委員 住宅の問題で、様々、午前中からこの時間まで議論がありました。ただ、1点だけ議論されていないものがあるんですね。住まいは人権にも関わるわけですが、所得が大変な方々、低所得者の方々の住まいをどうしていくのかということでもあります。

副区長は、午前中にステージに応じた住まいへの支援とおっしゃってございました。当然、

子育て世代、高齢者、様々ありますけれども、所得が大変になった方々への住宅の支援というのも強めていく必要があると思うんですね。まず、区民住宅のお話がずっとありましたんで、現在、区民住宅で最低限の家賃の方々、どれぐらいの割合でいらっしゃいますか。

○山内住宅課長 区民住宅の中で、現在、区営住宅の所得基準に該当する方というのは、およそ80世帯いらっしゃいます。

○牛尾委員 80世帯、かなりの数いらっしゃる。

できた当初は、子育て世代向け、中堅所得者層向けの住宅として造られましたけれども、できてから20年近くたち、そうした方々が年金生活になっているというふうなことも、これ、以前、この委員会、決算委員会でも言いました。だから、暮らしが大変になっているというのは、もうそのとおりだと思うんですね。

一方、民間住宅に入っている方々についても、ちょっとお聞きしたいんですけども、民間住宅で、収入が200万円以下、どれぐらいの割合でいらっしゃいますか。

○山内住宅課長 申し訳ございません。ただいま手元にちょっと数字がないもので、こちらでは分かりかねます。

○牛尾委員 住宅白書に載っておりますけれども、大体、17.4%。（発言する者あり）これだけの方々が民間住宅で、家賃が高い民間住宅で、収入200万円未満という方々なんです。こうした方々の住まいの確保、保障というのはどうしていくのかと。これは、もう公共、区がやらないといけない問題だというふうに私は思うんですね。

一つ、区民住宅について、住宅の基本計画の協議会の中で、こういうやり取りがあるんです。区民住宅制度の改正についてですけども、事務局のほうが、区民住宅制度は区独自で実施しているものであり、公営住宅に該当しない中堅者層向けの住宅整備をしていると。その中で、新たな課題などが出てきていると。改正という表現が適切かということも含めて、検討していくと。つまり、改正ということは、当然、制度をよくすることですけども、改正という言葉が適切かどうかという文言がありました。

それで、第3次住宅基本計画の中で、こういう一文があるんですよ。60ページかな。区民住宅制度の改正、今後は住宅確保に関して、特に配慮が必要な方への提供や利用機会の公平性確保に向けた傾斜型家賃減額方式の導入。この傾斜型家賃減額方式の導入というのは、どういうことなのか、説明できますか。

○山内住宅課長 こちらの第3次住宅基本計画に書いてございます傾斜型家賃ということなんですけども、こちらについては、利用機会の公平性に向けたということでございますので、一定程度の年数で家賃が増えていくようなイメージというふうになってございます。

○牛尾委員 これは、もしやすると、今、都民住宅が傾斜型家賃ですよ。このような制度を区民住宅に導入していくということですか。

○山内住宅課長 ここの第3次住宅基本計画の中では、一応、計画の中にそういったふうに盛り込まさせていただいてございます。

○牛尾委員 これ、とんでもない話だと思うんですよ。区民住宅にお住まいの方というのは、最低限の家賃が今80世帯で、子育て世代でしたら、働きに応じて給料が増えていくということもあってでしょう。ただ、年金生活になると、年金は増えませんよ。減っているわけだから。その中で、高い家賃を納めなければいけない。本来ならば、区営住宅に入っているような世帯が区民住宅に入っていると。そうした方々の家賃を、これ、都民住

宅と同じということは、年月がたつにつれて、どんどん上がっていくわけですよ、際限なく、民間住宅に近づくまで。こうしたことを押しつけるのかと。本当にひどい話だと思います。

本来ならば、そうした区営住宅に入れる方については、区営住宅に入っていただくということが普通だと、私は思うんですが、区営住宅は、倍率が30倍から100倍を超える、入れない。そうした方々の住まい保障をどうしていくのかと、私は思うわけです。

この第3次住宅基本計画では、59ページに、公共住宅の取組について、区営住宅の供給戸数水準を今後も維持していきますと書いてあります。これは、そのとおりですよ。

○山内住宅課長 そのとおりでございます。

○牛尾委員 今、九段南一丁目の再開発が計画をされております。今後、徐々に段階的に進んでいくと言われておりますけれども、九段住宅、九段の区営住宅、12戸ありますよね。これ、再開発後はどうなりますか。

○山内住宅課長 こちらについては、現在、検討中でございます。

○牛尾委員 検討中ということは、再開発地域に区営住宅を造るとということが検討されているということですか。

○山内住宅課長 今、いろんな選択肢の中から検討のほうをしているところでございます。

○牛尾委員 これ、再開発事業者、もしくは、組合があるのかな。公共住宅を入れられないとなった場合、どうしますか。

○藤本環境まちづくり部長 今のご質問ですけれども、先ほど申し上げた区営住宅の数は変えないというところを、そこは基本ベースに、それをどのように維持していくかというところを検討していくということでございます。

○牛尾委員 質問に答えていないんですよ。九段、今あるところに、住宅を造ることも検討しているというわけでしょう。だけど、再開発組合が、この再開発組合のところに住宅は入れられませんとなった場合、新たに造るんですか、どこかに、12戸。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、その他の老朽化した昭和期住宅全体の機能更新も含めて、どういうふうにしていくかというのを、いろんな選択肢を含めて、今、検討中でございます。

○牛尾委員 じゃあ、新たに今後どこが建て替えるか分かりませんが、その際には、区営住宅、現状の数より増やして建てるということで、よろしいんですか。要するに、今回減った分、追加で建てますよと。（発言する者あり）よろしいんですね、それで。

○山内住宅課長 現在の数を維持していくという形になります。

○牛尾委員 じゃあ、それは担保が取れたので、いいと思いますが、ただ、先ほど言ったとおり、区民住宅にお住まいの方々が年金生活の方々が、所得が大変な方々がいらっしゃる。現状でも、数十倍から100倍を超える倍率であると。そうした場合、やはり新たに区営住宅、借上型でもいいでしょう。あらゆる方法で、区営住宅、住まいが大変、所得が大変な方々が住めるような住宅供給というの、今後、第4次の住宅基本計画の中に入れていく必要があると思うんですけれども、そこについてはいかがですかね。

○山内住宅課長 住宅基本計画の中では、改めてどういったものがよいのかというのは、十分検討してまいることとなってございますので、今、おっしゃられたことだけではなくて、様々な面から検討させていただきたいというふうに思います。

○牛尾委員 最後ね。

○岩佐委員長 牛尾委員、そろそろまとめてください。

○牛尾委員 はい。最後。

これだけ年金生活者の方々が区民住宅に住んでいらっしゃる。区営に入れずに、区民住宅に住んでいらっしゃる。そうした段階で、もう所得に依りて、ここからここまでは区営ですよ、ここからここまでが区民住宅ですよという分け方が、今、ふさわしいのかどうかというのも検討すべきときなんじゃないかなと思いますけれども、そこについて、お考えをお聞かせください、最後に。

○山内住宅課長 そういった区分けでございますが、現在も違う制度として運営させていただいております。区民住宅も非常にご要望の多い施設でございますので、今のところ、そういった形では検討してございません。

○岩佐委員長 いいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 はい。この借上型区民住宅制度終了に伴う支援措置、高齢者住み替え・共同建て替え等の支援、そして、次世代育成住宅助成、この三つについては、これぐらいでもよろしいですか、質疑は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、続いて、総括送りとなっている（仮称）四番町公共施設整備について、環境まちづくり分科会長から説明をお願いします。

○林副委員長 各会計決算参考書の224ページから、環境まちづくり分科会決算調査報告書の8――違う、105ページからです。併せて、主要施策の成果は40ページになります。

分科会の論点としては、一つは、進捗管理を政策経営部がしていること、主要施策の成果には、全体の工事の進捗率が一切分からないにもかかわらず、5年度決算では100%と。要は、何が進んで、何が進んでいないか、全く単年度決算ベースでは分からないことで、以上か。の二つですかね。うん。の二つについて、総括質疑の中で、環境まちづくり部だけでは答えられない事案なので、総括質疑で論議したほうがより効率的だということのを全会一致で確認できましたので、総括質疑の項目といたしました。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

この件について、質疑を受けます。

○はやお委員 議事録を見ますと、私ですので。

このところの4億2,800万余の、ごめんなさいね、支出済額、そして、これが不用額がなくて、完全執行だということになっています。これについて、じゃあ、これは何%進捗なのか、今、副委員長のほうから話が、何%かといったときに、お答えは32.2%だというお答えだったんですが、工事全体の32.2%が進んで、4億2,800万となったのか。いま一度、そこについて、また共通認識にしたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○山内住宅課長 その32.2%でございますが、令和5年度に工事進捗した分の32.

2%、住宅分の割合ということでございます。（発言する者あり）住宅の面積ですね、失礼しました。

○はやお委員 じゃあ、全体では、何%なんですか。

○佐藤施設経営課長 すみません。工事に関係する部分がございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

この令和5年度の執行部分でございますが、令和5年度に工事を行いまして、できた部分、いわゆる出来形と申しますが、それに見合う部分の金額を支出しているというものでございます。そうしますと、施設自体は全体に関わってまいりますので、各主管部、用途ごとで面積按分になりますけれども、パーセンテージを出しまして、それに応じた形での支出ということでございます。

○はやお委員 ということは、実際、支出済額があって、それで、予算現額もぴったり合っているから、後づけで横引きしているというふうに考えていいわけ。そのところは、当初予算のところはどうやって数字として出しているのかということ、やっぱり当初予算でも4億2,800万となっているんですけど、この100%に行くというのがちょっと理解できないもんですから、どういうふうに計算して、このところになっているのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 実施設計のときに、設計の中で、おおよその工事の進捗の工程を組みます。そして、実際に契約したときに、各年度ごとの出来高ということで算定いたしまして、予算のほうを計上させていただいていると。したがいまして、その予算を計上したものを全てお支払いするということになりますので、ただ、工事が遅れた場合、支出が少なくなるという部分はございますが、この部分につきましては、予定していた部分を100%お支払いしているというところでございます。

○はやお委員 我々としては、債務負担行為だとか、進捗がどうなっているのか。それで、全体の費用が100億を超えるという数字なんなんとしているということで、進捗管理が非常に重要になってくるわけです。インフラスライド等々も、どうだか分からないですよ。スタートの当初の金額が高けりゃ、その中で計算式になるというのは聞いておるけど、ここは議論しません。ただ、何が一番あれかということ、どこが中心となって進捗管理をし、どこがここについてのトータル的な対応をしているかということが分からないんですよ。住宅のほうで4億2,800万です。で、100%です。じゃあ、100%進んでいるという話になっちゃうから、この辺は、どういうふうに我々がチェックをしていけるものなのかということをお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 工事のほうにつきましては、各所管部のほうから工事施工委任といったところで委任を受けて、施設経営課、政策経営部のほうで行っているというところでございます。したがいまして、工事の進捗等につきましては、適宜、各部のほうにお伝えしつつというようなところでございます。

○はやお委員 じゃあ、いいです。管理上のことと、やっぱり実体論というのがあるんですね。実体論は、どうやって管理していくかということなんです。というのは、ここの複合施設ですから、区民住宅があります。そして、職員住宅があります。図書館があります。保育園がありますと。こういうような状況の中で、やっぱり工事進捗については、施設経営がされると思うんですけども、そうやってきた場合、どこが責任を持って進めるのか。

今、プロジェクトリーダーは、子ども部ということなんですけど、いまだにそれは間違いないのかどうか、その辺を含めて、進捗管理が子ども部に帰属していて、進捗が管理できるのかどうか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 工事の進捗につきましては、施設経営課のほうで行っております。そして、その施設全体の部分につきましては、そういった検討する検討会議体もございませんので、全体的な部分につきましては、子ども部のほうで行っているというところがございます。

○はやお委員 実は、保育園のほうの日テレのところの無償で貸し付けしていただいている関係上あったから、当初、石川区長は、子ども部がプロジェクトリーダーをやったらどうだ、でも、その管理についてはどうだろうかと、私、質問したような気がするんですね。そしたら、まあ、そうだなという話になって、あのとき、山口副区長がプロジェクトリーダーというか、全体的な指揮みたいな形になったかと思うんですけども、それでないと、我々分からない。で、何を具体的にいうか、今回の債務負担行為の議案が——議案だったよね、あれね。議案が子ども部だけ——あ、ごめんなさいね、文教の常任委員会のところだけ頭出しというか、情報提供があったと。ほかの所管については、されていないわけですよ。実際は、このように数字が出てきているときに、この考えについては、どういうふうに執行機関としては考えているのか。トータルでの確認が全くできない状況で、100億が動いていってしまうと。どういうふうに管理していくのかというところについては、僕は子ども部じゃないと思っているんです。

だからこそ、この前は、山口前副区長が対応していたというところで、誰が統括するんだというところを、もう一度、どのような検討をされて、いまだに子ども部がプロジェクトリーダーとし、そして、債務負担行為になった議案について、常任においては文教だけ。でも、ちゃんと、文教の委員長は、ほかのところにも関わることでですから、きちっと情報提供してくださいねという議事録も残っています。このことについて、どのように考えて、どのように議会に説明しようとしたのか、お答えいただきたい。

○夏目財産管理担当部長 まず、複数部をまたぐ施設整備の所管部署の決め方というところなんですけど、今、一部、もう、はやお委員のほうからお話しいただきましたけれども、やはり、これは施設整備に限らない場合もありますが、複数部が関わる案件につきましては、その事案の性質、それから、関連部の関与度に応じて、主たる部が取りまとめを行うという考え方で、現実のところ、これはケース・バイ・ケースという形でやっております。殊、施設整備に関しましては、工事の部分は施設経営課長が申し上げたとおり、施設経営課が進捗を管理しておりますけれども、現状、その工事以外の部分を含めた全体の調整というのは、以前に決めた子ども部のほうで担っているという認識です。今回、債務負担に関して、文教福祉委員会のほうでのみ説明したというのは、やはり主たる部ということで、子ども部が担っている役割ということで整理をした上で——整理はされているという認識の下、その委員会のほうでお話しさせていただいたというところです。

○はやお委員 まあね、今までもそんなことはなかったんですよ。丁寧にやるということについては、各所管に、現実、先ほども申しましたように、区民住宅については、やっぱり環境まちづくりです。職員住宅でしたら、これは政策経営部です。図書館であったら、地域振興です。そして、保育園だとしたら、初めて子ども部なんですよ。そして、逆に、

子ども部のほうのこの問題が発生すると何が関係してくるかという、日テレ関係が関係してくるんです、開発が。そうすると、環境まちづくりになってくるわけですよ。で、全体に関わるところについて、総合調整するのは、政策経営部なんじゃないんですか。そういうところについて、答弁が非常に曖昧な感じがするんですよ。必ず答弁を聞いていると、もうやってしまったことをなぞって言っているだけなんですよ。でも、統括して100億ものことやろうと言っているのに、それについて、プロジェクトリーダーが、決して、小川部長がどうのこうのと言っているんじゃないんですよ。子ども部がやるということについて、違和感があるんですよ。だって、開発が日テレのほうが進みが悪かったら、そこ、だって、関係しちゃうじゃないですか。そしたら、政策経営部なんじゃないんですかと。だから、政策経営部にしろと言わないけども、円滑に行くようにやったらどうするかということについては、どう検討していくのか。今、うまくいっていないんですよ、間違いなく。各所管に、だって、説明していないんですから。お答えください。

○夏目財産管理担当部長 今、施設整備という例でお話しいただいているかと思うんですが、やはり、今回、各常任委員会に関連することに関して、全ての常任委員会に情報が行き渡らなかったということに関しては、ちょっと反省する点はあるかなと思います。ただ、事案について、それぞれやはりケース・バイ・ケースで決めていかないと、実態に合わないところもありますので、そこはその都度、検討させていただきたいと思います。ただ、やはり必要な情報等、議会との共有に関しては、ちょっと、これは内部で相談をさせていただきたいと思います。

○岩佐委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 企画総務分科会でも同じようにやりましたけれども、100%の実行をしていたんで、ここでは、進捗状況も分からないという中で、まちづくりの分科会のほうで総括に送っていただいたということになるんですけど、そもそも論なんですけれども、今、財産管理担当課長、部長か、答弁いただいていますけれども、今までの千代田区のルールというのは、できた後、できた後に常駐する部課、常駐している部課が担当していましたよね、今まで。しかし、今回はまだできていないところで、全てを見なくてはいけないのは、やっぱり政策経営部にならざるを得ないと思うんですけど、その辺の整理を一旦していただかないといけないと思うんですけど。

○夏目財産管理担当部長 今できていないということで、建設中ではある……

○小林副委員長 そうです。

○夏目財産管理担当部長 建物になっています。ただ、やはりできた後ももちろんなんですけど、建設の、あるいは、計画の段階から、それは各部が当然関わって、物を決めていき、そして、工事に入っていくというところで、全てを政策経営部ということじゃなくて、やはり物事の関与度ですとか責任度合いというのがありますので、そういった実態に応じて決めているのが現状となっております。

○小林副委員長 ちょっとそれはおかしいと思うんですよ。何でもかということ、動いていなくて、今はやっているということは、例えばですよ、例えば、住宅の建築の部分で何か事故が起きた場合は、住宅のほうで責任を持つんですか。住宅が保険に入っているわけじゃないでしょう。工事全体で保険に入っているわけで、問題は住宅で起きたとか、そういうことだとしたら、どこか統括する部署がなかったら、対応できないじゃないですか。だ

から、終わった後は、そういったも、常駐していないんで、常駐している人が対応しようというところで、その中の一番大きな複合施設の大きな部分の常駐しているところに任せるとするのは、今までの千代田区のやり方だったと思いますけど。それが違うというんだったら、どこで変わったのか。それから、今、各課のところでは責任を持ってもらうって、責任が持てないんですよ、工事中は。

そこのところをちょっとしっかりどこがコントロールしているかというのをやってくれないと、こういう決算になっちゃうんですよ。みんなばらばらでやっています。ほかの部署もどこも答えられないですよ、100%だったら。どこまで行っているかも分からないんだから。やっぱり総合的にやっているとかがやっていただかないと、決算自体も答弁できない。お答えを聞くこともできないとなっちゃいますから、それで、たまたま子ども部のほうで事案があったから、そこでプラットフォームのほうで全てのところが出てきたようですけども、私も見させていただきましてけれども、それは、あくまでも子ども部での話なんで、それは、やっぱり展開して、ちょっとおかしいと思います。昔、前のこれが四番町の複合施設を説明するときも、子ども部でも説明しますけど、各関連するところは同じように説明してきましたよ。そういうのもやめちゃって、子ども部だけというのはよくないと思うんです。ちゃんとそこのところは整理してほしいと思います。

○夏目財産管理担当部長 今、工事で何かあったら、例えば、住宅部分でという話がありましたが、やはり工事の進捗の部分は施設経営課ということで、当然、そこは政経部で担っている部分、そこは全体の中の工事という部分のお話にはなりますけれども。ですので、その工事で何かあれば、あるいは、各部に関係することがあるのであれば、そこはやはり政策経営部の役割分担ということで、調整をしてみたい。ただ、全体のプロジェクトとして考えた場合に、今回、子ども部がその調整役になっているわけですけども、やはり保育園等との代替の場所を探したり、確保したりとか、そういった全体に関わることは子ども部が調整をしていると。そういう役割分担をしておりますので、特段、政経部で何かやっていないかということではないという認識です。

○小林副委員長 そうではなくて、じゃあ、子ども部が各関係するところに説明に行くんですか。全く説明ないですよ、これ。答えられないですよ。答えられないような決算を出してもらって、どうやって審査するんですか。審査できないじゃないですか、説明、ゼロです。

数字だけです。100%できました。それじゃ、審査できないですよ。どうやって決算をどこまで行って、どうやって、各所管、担当した部課がそれを認めるんですか。認めようないですよ。だったら、どこかでコントロールしなくちゃいけない、もしくは、コントロールしていなくて、所管部署が子ども部と決まっているんなら、子ども部が全部に説明に来なくちゃ駄目ですよ、少なくとも。それじゃなかったら、分からないですからね。決算の数字を審査することはできませんよ。その辺、どうなっていますか。

○佐藤施設経営課長 今、工事の予算のお話でございますので、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、工事の進捗、いわゆる出来高、そういった部分、予算もそうですけれども、そういった部分につきましては、施設経営課のほうで現場の状況を把握しつつ、算出しているというところでございます。それを踏まえまして、各所管部のほうに内容等をご説明して

きているというところではございますが、そこで、なかなか不具合等があるようなところも見受けますので、より一層、丁寧な形で各所管部のほうでご理解いただけるような形での説明に努めてまいります。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。私のほうは、子ども部のほうの資料要求もしているのですが、このところで、私が総括送りの中で聞いておかなければならないことは、今の答弁に見られるように、長いいきさつがあった。平成26年から長いいきさつがあって、それで、ある意味、子どもを正直だしにするとしたら、あれなんだけれども、本当は、結果的に子どもに迷惑をかけるような格好で、当初、みらいプロジェクトで決めていた一つ一つ建て替えるというやり方であれば、保育園、平成31年に出来上がっていたわけですよ。それを変えたのは、まちづくりや住宅やそういう方面が変えているのに、そのときには、子どものためにも、早い、安い、そして、環境にいいなどと言って造った。そういう流れを、ここでとやかくやらなくて済むように、本当は、税金で事業をやる以上は、事務事業評価という言葉、わかりますか。こういう、仮に、この四番町公共施設、これを一つの事業と。当然、事業ですよ、公共施設を建てるんだから。その建てるに当たって、いつ、誰が起案し、そして、最初、こういう計画で進めようとしたが、何かの事情で変わって、こういうふうになったというのが一目で分かるような、そういう事業の進め方をしよう。税金だから、別に50億だろうと、100億だろうと、恐らく周辺のものを入れたら、150億かかっていると思うんだけど、どうせみんな分かりやしないし、気にしやしないというような仕事の仕方になっちゃっているんですよ。

これを造るときには、ここに来るまで、そして、これから終わるまで、どういう道のりで、どうやって造ってきたのかということ、行政の中でさえ認識ができていないじゃないですか。行政の中でさえ認識ができていないと、結局は、住民に対する説明がまたばらばらになってしまうという問題が発生するんです。そういうことを事務事業評価、これは北海道の道庁で始まったものが全国に広がって、千代田区でもやってきたことだけれども、そういう一括した情報管理をしている方は、どなたかいらっしゃらないんですか。（発言する者あり）この事業がいつから始まり、どういう目途でやってきた。最初は、1棟でと思って、土地の賃料も払おうと思っていたけれども、なぜならば、子ども部はちゃんと月単位800万とかの予算要求しているんですよ、当時はね。それで、子ども部が一生懸命予算要求して、議会で満場一致で決まって、明けて4月になったら、いや、日テレさんでただで借りることになりましたというのは、このことの始まりだったんですよ。

だから、そういうことは、もう今さら掘りませんから、掘らないでいいように、整理整頓しておかないと、認識がばらばらになるし、後輩の人たちがこの先仕事をするとき、苦労してしまうから、それはやめたほうがいいと思うんですね。聞かなくてもいいように、早く進めるためには。そういう事業の見通し、評価、過去の成り行きをA4一枚でかちっとまとめるような仕事の仕方をしないと、区民に説明ができないような主要施策の成果と事務事業概要になっちゃっているという論点は、私はここで言っておきたいと思います。

○岩佐委員長 今回、委員会、関係する委員会に報告が適時になされていなかったということもありますので、こういう複合施設のこの大きなプロジェクトについて、どこかが便宜上、プロジェクトリーダーとしてならなきゃいけないとはいえ、情報共有の在り方とか、

報告の仕方というのは、ちょっとしっかり工夫が必要だと思うんですけど、そこについて、まとめて誰か。

じゃあ、ちょっとはやお委員。

○はやお委員 すみません。もうこれ以上ぐっとやるつもりはないんですが、ただ、例えば、主要施策の成果を見ていただくと、もう分かるように、40ページには、所管課が子ども部子ども施設課になっているわけですよ。そして、書いてあることは、子どもだけなのかということは何度も言っていたつもりでいるんです。というのは、住宅もあるでしょう。そして、また図書館もあるでしょうということは何度も言っているわけです。だから、そうすると、ここに書いてあることもおかしいんですよ。それと、皆さんも、もう明明白白だと思えますけど、答弁に立っているのは、施設経営のところと、そして、また佐藤さんところしか答えていないんですよ。つまり、そこが中心なんですよ、工事の進捗は。ということから考えたときに、どういうふうにやるのか、また、こういうようなそごがないように、子ども部がまた調整するのか、その辺だけお答えくださいよ。

何かといったら、こうやって、今後、進捗を管理する上で、そごがあるということと、本来であれば、工事を進捗していく上では、もう施設経営なんですよ。政策経営部のほうが責任を持ってやっていかなくちゃいけないことなんですよ。（発言する者多数あり）ということからしたときに、幾らいろいろな理屈を言っても、現実、そごを起こしているということから考えたことと、あと、この主要施策に書いてある40ページのことからしたら、かなりおかしい。子ども部だけの話ではないんだから。そうすると、どういうふうなところなのかということは、今日はお答えできなくても、やっぱり、人って、検討させていただきますぐらいの謙虚さが僕はあっていいのかなと思うんですけど、お答えください。

○小川子ども部長 様々、今ご指摘を頂いたところでございますけれども、子ども部が確かに当初からプロジェクトのリーダーとなって、副区長を筆頭とした庁内検討組織ということでございます。それで、当初からかなりフェーズが変わってきていることは事実でございます。例えば、児童館を中に入れた中で、図書館との整合をどう取るかとか、そういったところにおいては、それぞれの所管がそれぞれの所管の立場で話をしつつ、どういうふうにすれば、最適な施設になるかといったことを、プロジェクトとして、私が取りまとめる中、協議をしてきたということでございます。そして、はやお委員が今おっしゃった工事の段階になってくれば、これは、当然、工事の進捗管理でございますので、施設経営課がお答えしていましたように、まずは、一義的には施設経営課のほうできちんと進捗管理をして、対応しているというような状況でございます。

そして、今般のこの常任の報告につきましては、ちょっと私のほうでも十分でなかった点があるかと思えますので、その点は十分反省をさせていただき、きちんとその辺り連携をして、庁内一丸となって、建設に向け、取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○はやお委員 最後。最後。最後。

○岩佐委員長 じゃあ、はやお委員、最後で。

○はやお委員 主要施策のところと、それで、受け止めるというか、それしか答弁ないでしょう。そりゃそうですよ。子ども部からすりゃ、プロジェクトリーダーとって、私、知りませんよなんて言えないから。けども、やっぱり、そののところについては、本来

どういうふうにあるべきが、逆に言うと、議会に報告するという事は、区民代表に説明することなんです。それで、工事のあれについて、やっぱり総合調整を誰がするかといたら、当然、施設経営並びに政策経営部のどちらかなんです。それをやらせておくこと自体がどうなのかということを行っているんだから、やはり、この四番町のことについての一番スタートのときの責任者だった副区長、答えていただかないと。別々の話じゃないんですよ。できないならできないという話で、笑い事じゃないですよ、笑い事じゃないですよ。これは、本当に大変なこと。100億、場合によっては、いろんな動きがあったのかもしれないまで出ているんですから、このところ、真剣に答えてください。

これで終わります。

○坂田副区長 はい。様々ご指摘を賜りまして、ありがとうございます。

複合施設に關しましては、そのプロジェクトに応じてですが、主たる所管部というものを決めさせていただいて、一貫して、その所属が負うということ、これまでも、今般もやっております。ただ、この工事に関しては、全ての部署が工事所管課に委託をするわけですから、そこが一括して対応するという事です。その関係の情報共有は、各々がするというようなことになっています。

そして、プロジェクトそのものは、今回、この四番町に関しては、子ども施設課、子ども部が負っておりますので、全体の進行管理をし、それに伴って、各々がそれぞれのお客さんといいますか、それぞれの施策の対象者にどうアプローチしていくかも、それぞれが考えるということにはなっております。そして、その情報の共有を私が所管する、そして、事務局を子ども部とする会議体の中で共有をし、全体の進捗を図っております。ただ、その際に、やはり、そういう複合体になりますと、各分科会に、あるいは各委員会にどういうふうに情報共有をしていくか。今般、確かにご指摘のとおり、40ページを見ますと、子ども部だけの情報提供をしているというような状況がございますので、そこは反省をさせていただき、各委員会において、どういう情報共有をすべきか、改めて検討させていただき、即座に対応させていただきたいと思っております。その点、申し訳ございませんでした。

○岩佐委員長 この件については、もうよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に、自転車通行環境整備について、環境まちづくり分科会長から説明をお願いいたします。

○林副委員長 まずは、決算参考書の218ページから219ページの一般事務費のところから政策経営部の法規担当との相談があったと、弁護士選定の。それに加えて、決算参考書の228ページ、229ページから自転車通行環境整備の項目で、予算の流用等々がありながら、弁護士等々に委託したと。これは、仮処分という手続が意思決定過程が政策経営部と共に行ったということで、環境まちづくり部だけの事案ではなく、政策経営部と一緒にした総括質疑の論議が効率的だと全会一致で確認した上で、総括送りの質問いたしました。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この件についての質疑を受けます。

○林副委員長 誰だったの、これ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 なし。（発言する者多数あり）

岩田委員。

○岩田委員 参考書228ページ、3番、自転車通行環境整備のところ、ここが弁護士の費用で500万、仮処分で——仮処分だけじゃないですけども、仮処分のところで500万かかったというところだと思います。その500万ですけども、これを使って、今、どういうふうになったのか。つまり、効果がどれくらいあったのか。つまり、工事、自転車の通行環境整備がどれくらい進んだのか、それをお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 仮処分の手続、まず、令和5年の11月15日に行いました。審尋を4回経過いたしまして、3月1日に審理終結しております。そして、令和6年3月11日に仮処分の決定が出ました。ところが、それに対して、保全異議申立てと、東京地方裁判所の出した決定に対して、不服申立てがございました。それに対しては、1回、審尋——それが令和6年3月21日に出ております。それに関しては、令和6年5月13日に1回の審尋で審議終結いたしました。また、それに対して、今度、保全抗告と申し上げまして、東京地裁の決定に対して、高等裁判所に向けて、保全抗告というものが出ております。それが令和6年6月12日です。審議の終結が令和6年9月4日、そして、さらにその保全抗告を棄却するというのが令和6年9月18日に決定されております。

この成果といたしましては、この仮処分が決定してから、今年の11月——あ、失礼しました。今年の4月ですね、4月に作業を行いました、そのときには、仮処分の債務者の方々は、そこの中には入ってこれなかったということございまして、工事の進捗としては、そのときに、11本伐採をいたしました。

○岩田委員 結局、500万を使って、11本だけというのが成果ですよ。そもそもこの弁護士が500万というのが異常に高いんじゃないかと思うんですけど、これ、相見積りはどれくらいしたんでしょうか。どれくらいの事務所を回って、どれくらいの金額でというのは、周りを見てみて、この方に頼んだ。それについてお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません。一つ、その成果としては、裁判所のほうが、もう債務者が作業帯に侵入する、街路樹に張りつく行為、こういうものは表現の自由、または、集会の自由によって正当化されるものとは言えないと。それから、工事を直接実力で妨害するものであると判断、そういう判断をしております。それが保全抗告されましたけども、東京高等裁判所においても、同様の判断がされております。

そして、今のご質問、ちょっと何でしたっけ。（「相見積り」と呼ぶ者あり）弁護士の費用に関しましては、ほかの複数の弁護士に確認をいたしまして、適正だということ所で確認してございます。

○岩田委員 僕の質問、聞いていますか。一番最後に言ったところ、複数の弁護士の事務所に行って、だから、それをどれくらいの弁護士の事務所聞いて、適正だったのかというのを言ってくださいと言ったんです。ただそれだけなんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 二つの弁護士事務所です。

○岩田委員 二つ。二つ。

たった二つで、さも何かたくさんいろいろ聞いたような言い方をしていましたけども、たった二つの事務所聞いて、それが適正だというふうに答えたというんですけども、そもそも弁護士を頼んで、仮処分をかけた目的は何でしょう。

○須貝基盤整備計画担当課長 仮処分というのは、まず、どういうことかと申し上げますと、債権者に不利益が生じる可能性がある場合に、債権者の権利を保全するということを目的として、裁判所が暫定的な措置を認める処分のことをいいます。神田警察通り、この本件に関しましては、神田警察通りが区道になりますので、千代田区が所有しております。ですから、千代田区が債権者となりまして、債権者の千代田区が道路整備を実施するに当たって、債務者ですね、妨害をされている方たちが反対をして、工事を妨害するため、工事ができないという、そういう被害を受けております。その救済のための措置を裁判所に求めているというところでございます。

○岩田委員 聞いたことだけ教えてください。つまり、木の伐採をするのに、地元の住民の方々が近くにいるから、それが邪魔で切ることができない、だから、その方たちを排除したいから、仮処分をかけたということによろしいでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 繰り返し申し上げますが、街路樹、作業帯の中に入る、それから、街路樹に張りつく、そういう行為が妨害だと、そういうふうに裁判所も判断しているとおり、ですから、それによって工事ができないという被害を受けているので、仮処分の申立てをしたということでございます。

○岩田委員 つまり、工事を進めたいために、500万という高額な金額で弁護士を払って、仮処分をかけたということによろしいですね。この答えを待っているんですけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。工事を待ち望んでいる方がたくさんいらっしゃいますので、そういう手段を取ったところでございます。

○岩田委員 だから、聞いていることだけに教えてくださいよ。それで、いいんですよ。じゃあ、それで話を進めますけども。それで、結局、工事を進めたいと言って、500万払った。結局、その成果といたら、11本切っただけということですよ。しかも、もう何年も何年も、切りたい人と——切りたい人というか、切って工事を進めたい人と、いや、切らずに工事を進めてくれという人のぶつかり合いになって、それがずっともう何年もこのままの状態、さらに500万円払った。で、11本だけ切りました。これって、どうですかね、費用対効果としては。まあ、費用対効果で言うもんじゃないかもしれないですけども、それだったら、別の方法をいろいろ考えるというのが行政の仕事だと思うんですよ。つまり、お互いにぶつかり合って、それだけでも全然工事が進まないんだったら、よそからやるとか、別の方法を考えると、ずっと何年も何年もこのままの状態、お金もかかる、時間もかかる、手間もかかる、そういう状態が続くわけですよ。そういうのを、今後、どこまで続くのか、ちょっとお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 我々としては、工事を待ち望んでいる方がいらっしゃいますので、それを進めていきたいという気持ちで進めております。ですから、今後、同じような状態というか、そもそもこの仮処分によって、裁判所がこういう行為が妨害だということを司法の場が言っておりますので、そういうところは、今後、やらないでいただきたいと考えてございます。

○岩田委員 じゃあ、最後で。

ちょっと言わせていただきますけども、木を守っている方々も、工事を待ち望んでいる方も、どちらも工事は待ち望んでいるんですよ。ただ、その工事を待ち望んでいる方々が木を守ってくれと言っているのか、いや、木なんか関係ないよと言っているかだけの話で

あって、皆さん、工事は待ち望んでいるということ、区はもうちょっと認識するべきだと思いますよ。そこはどういうふうに考えていますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申し上げたとおり、表現の自由、それは本当にあるんですけども、それによって、その行為が表現、今されている行為というのは表現の自由じゃなくて、工事を直接妨害していると、これも裁判所が判断しているというところでございます。ご理解賜りたいと存じます。

○白川委員 関連。

○岩佐委員長 じゃあ、白川委員。

○白川委員 一つお聞きしたいのは、司法が仮処分を認めて、排除というと、ちょっと申し訳ないけど、言い方が、それがもう正当な行為であるというのを認めているのに、なぜ、まだ工事が滞っているのかという、その理由を教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、この仮処分の申立てに関して、その決定が出たというのがその債務者8名の方に決定が出ております。ですが、その8名の方は作業帯の中に入らないという状況になってございますが、それ以外の方がまた入ってしまっていると。それで、入ってしまって、木に張りついているという状況がございますので、工事が進まないということでございます。

○白川委員 その8名の方が入れないというのは、もうそのとおりで分かりますが、これは、要するに、工事妨害自体がもう言論の自由ではなくて、妨害行為だということで、これはもう排除できるということですよ。なのに、そこで、なぜ無関係である人が入ってくるのかが分からないんですが、その状況というか、理由を教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回の4月に行ったときは、区民以外の方が入ってきて、妨害もされているという状況もございました。ですので、実際、この仮処分としましては、その債務者以外にはちょっと通用しないということでございます。

○白川委員 債務者以外には通用しないとはいえ、債務者に関わっている人間ですから、要するに、利害関係のある人間ですから、そこで、同じような意図をもって行為をすれば、それは同じ対象ではないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 仮処分の決定のところに、債務者と意を一緒にすると、そういうことは書かれているんですけど、そのところがどこまで意を同一にしているというところを証明できるか、そういうところが、今、なかなか難しいところでございます。

○白川委員 これで最後にいたします。

その関係が認められないというのは、明らかにおかしくて、同じ行為をしているわけですから、そこで同じ理解を持っていなければ、そこで、例えば、役割を交代するなんてことはできないわけですよ。赤の他人が入ってきて、何か木にしがみつきたいからしがみつきましたなんてことはあり得ませんから、やっぱり、そこは利害関係者であって、排除に関わっている人間ですから、私は、もう——ごめんなさい、妨害活動に関わっている人の利害関係者ですから、私は排除すべきだと思います。それは、外形的に、もう明らかであるということで認識すべきではないんですか。それは、私、前、前回の議会報告で、神田警察通り、もう速やかに工事したいということをいろんな方に言われまして、いつまでここで滞っているんだということを言われてまして、特に、バリアフリーですね、歩道が広くなるということに関しては、非常に期待している方が多いんです。ですから、できな

い理由というのはありますけれども、どうか、ここはもう思い切って進めていくということ、覚悟を持ってやっていただけないでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 Ⅱ期の整備工事につきましては、今、委員がおっしゃいましたとおり、地元の強い要望があるということ、その強い要望というのは、もう何十年も、10年以上前から協議会で意見を重ねて、合意を得て、地元の方々の強い思いがあるということですので、区としましても、これ以上遅らせるということになりますと、区民をはじめ、歩行者などの安全に支障を来すということと、さらなる整備費の増大、それから、Ⅲ期以降の工事への大幅な遅延とかを招きますので、早期に整備する必要があると強く認識しております。着実に工事を進めるためには、あらゆる法的措置を含めて、あらゆる方策を検討して、時期を見計らって工事を進めてまいりたいと思います。そして、Ⅲ期以降についても、着実に進めてまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 入山委員。

○入山委員 今、白川さんがおっしゃったように、利害関係者というのが8人、それ以外にまたいるということですけども、その方たちにどういった対応をされていくんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それ以外の方が入ってくるという状況に対しては、また同じことをして、仮処分ということも検討してございます。

○入山委員 それにつきましても、お金が、弁護士費用等々かかるとは思うんですけども、今回、弁護士費用等でお幾らで、それ以外、例えば、この間の補正予算、全部でお幾らぐらいになっているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この本工事は、令和3年に3億7,800万円で契約しております。その後、入山委員のおっしゃるとおり、補正予算を行いまして、工事関係におきましては、610万円、約ですね、そして、保安業務に約990万円かかっております。それから、法的支援業務に関しては約630万円、合わせますと、7,720万円が、それ以降、令和5年度末までということ計算しますと、約7,700万円程度、余分に費用がかかってございます。

○入山委員 7,720万円、工事費は別ということで、いわゆる維持費というか、経費ということですよ。何もできていないのに、これだけの金額がかかっているということなんですけども、神田警察通りは、もう本当に長い間、十何年もわたって、地域の町会の方々とか、いろいろ議論を尽くして、令和3年にもう千代田区議会で議決されているんですね。それでもまだ進められないと。もう、これはちょっと逆に怠慢なんじゃないかなというぐらい思っているんですけども、いかがでしょうか。

○小枝委員 関連。関連。

○岩佐委員長 答弁もらってから、次、小枝さんに行きます。

○須貝基盤整備計画担当課長 入山委員の怠慢だという厳しいご指摘ございました。一生懸命頑張っていきたいと存じます。（発言する者多数あり）

○入山委員 最後に。

本当にもう葉っぱが大きくなり過ぎて、街路灯が見えないとか、足の不自由な高齢者がいるとか、ベビーカーを押して、擦れ違いできない。一番は——あ、一番じゃない、自転車がもう逆走しなきゃいけないような道路整備、ほんと危ないです。もう来年からは青切

符も切られるような状況になります。一番は、本当に（仮称）錦町三丁目施設について、障害をお持ちの方がもう入所がもう令和8年に迫っているんです。ぜひ、早めに進めていただきたい。バリアフリーとか点字ブロックなど、本当に不可欠だと思うんですけども、本当に進めていただきたいんですけども、最後をお願いします。

○藤本環境まちづくり部長 今ご指摘がございました令和8年度にⅢ期の沿道には、福祉関連施設が整備されるということもございます。そういうこともありまして、もう既に我々のほうとしましては、Ⅲ期以降の道路の線形につきましては、警察と協議がもう終了しておりまして、もう既に地元の協議会等の了解も頂いております。Ⅲ期以降、福祉関連施設の整備が間に合うように、着実に工事を進めることを考えておりまして、工事を延ばすことは考えておりません。

○岩佐委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 岩田委員が言ったように、工事を早く進めてほしいというのは、みんな一致しているんです。しかし、この令和4年の後、進まなかった。それはなぜか、なぜ、どうして遅くなっているのか、そこを考えなかったら、結局は同じこと、幸せなことにはならないわけです。今、入山委員からも言われたけれども、ここは、みんなで決めるということが十分に行われなかった。早く進めたい。私もそう思います。私も一議員として反省します。入山さんも反省してください。なぜならば、（発言する者あり）なぜならばですね、なぜならば、例えば、こういう人たちに何でそこにいるのか、話を聞きに行かないんですよ。私は聞きに行きました。止めたい人にも、進めたい人にも聞きに行きました。そしたら、どうしたかということ、罵倒されましたね、入り口入るなと言われましたよ。それは、つまり、私はもう何言われてもいいんです。でも、何で進まないかということ、要は、寄らば大樹の人が多からなんですよ。一つの権力をかさに着て。入山さんとは言いませんよ、言いたいけど。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 やっぱり……

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 ちゃんと多様な双方の意見を聞きに行く政治家がいないという問題が、これを長引かせていると私は思っているんです。（発言する者多数あり）そういう懐のある人がいないんですよ、この区は。閉鎖的で、寄らば大樹で。男ばかりが集まって、（発言する者あり）そういうやり方では人が幸せにならないんですよ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 小枝委員、質疑にしてください。それは、単なる罵倒。

○小枝委員 だから、（発言する者多数あり）だから、私は区長に聞きたいです。区長は1回でもいいから、現地に行って話を聞きましたか。つまり、この町の不幸は政治家が貧困なんですよ。だから、行政の皆さんには申し訳ないと思っています。双方、区長側も、議会側も、政治が貧困。1回たりとも、この2年間、現場に行って話を聞きに行きましたか。そして、皆さん、どうしてそこにいらっしゃるのか、どうしてそこまでこだわりになるのか、聞きに行きましたか。人々の意見は多様です。（発言する者あり）

これについては、どっちが多いとかというエビデンスはありません。町会といたって、千代田区7万人からしたら、少数かもしれない。そして、この木を切らないで工事を進めてほしいと願っている人も、この町の全体からしたら少数かもしれない。少数と少数かも

しれないけれども、どうしてそんなにけんかをしなきゃいけないのか、それは、区長をはじめとする政治の貧困なんじゃないんでしょうか。教えてください、ちゃんと自分の口で。
○藤本環境まちづくり部長 委員長、環境まちづくり部長。

○小枝委員 何で部長なんですか。（発言する者あり）

○藤本環境まちづくり部長 今、委員ご指摘の皆で決めることができなかったというご発言があったかと思うんですけども、もう10年以上前から協議会で意見を重ねて、地元の強い方々の要望、ご尽力があったというところが出発点だと思っております。それにつきましてどうかというところなんですけれども、令和5年の秋には、国家賠償訴訟の高裁の判決がありまして、住民らのまちづくりに参画する権利または被害を侵害するものではないと高裁のほうでそう判決を出して、おっしゃっていると。先ほど課長からも答弁ありましたが、仮処分の様々な地裁、高裁の判決でも街路樹の伐採を阻止するために設定された作業帯に侵入する、街路樹に張りつく、または、抱きつくなどの行為をして、区の行使を直接実力で妨害すべきものであるということが書かれております。それから、表現の自由や集会の自由によって正当化されないという、そういうことがあるわけですので、区としては、着実に工事を進めていくということでございます。

○小枝委員 私は、政治の貧困と言ったのに、どうして政治の答弁を行政がするんですかということなんです。それがまさしく政治の貧困で、政治家がちゃんと政治的な自分の言葉でもって夢を語らなくちゃいけないんですよ。この道、どうしたいですかと。区民からももう提案がありました。バリアフリーで非常にみんなが集うすばらしい道の提案がありました。それは行政もご覧になっていることでしょうか。でありながら、全くそれを一顧だにせず、やりますというやり方。これでは、結局は、どんな、何億のお金を注いでも、みんなが幸せにならないんです。まちはやっぱり住民が決める。つまり、けんかをしないでみんなで決める。なぜならば、皆さん、福祉施設とおっしゃるけれども、おっしゃったけれども、あれは、行政計画には1行もなかったんですよ。それで、議会が、ここに傍聴されている区民が、子どもたちのために一生懸命署名をして、やっと行政計画にないものを福祉施設として錦町に位置づけてもらった。これは、行政じゃなくて、区民と議会とで、運動の結果、できたものなんです。だから、行政だけでは、これはできなかったんです。そのことも一切知らない議員が、そういうことを言ってほしくない。それは、感情を除きましょう。それは除きましょう。（発言する者あり）あ、そうですか。だったら、それをちゃんと頭に入れておいてください。（発言する者あり）

つまり、何が言いたいかということ、ボトムアップでまちをつくらないと、夢が描けないということなんです。そして、何というんですかね、やっぱり私も確かに力が不足しているから、本当に反省しなくちゃいけない。皆さんにご迷惑をかけていると思います。けれども、区長も、議員も、やっぱり、ここで、何というのか、区民を置き去りにしないようなことをしなきゃいけない。もう分科会の繰り返しはしないけれども、今、ウォークブルな道づくり、もっと多様な人たちの時代はコロナを機に変わっているわけです。そして、この議決をするときに、私は、区長にも、一番最初に審議の、この条例を議決するときが初めて区長が企画総務委員会に座った日だったんです。そのときに、区長、どういう絵になるかご存じですかということを知っていて、模型も何も無いのに本当に大丈夫ですか。つまり、誰も絵が描けていないのに、情報不足の中で、区長も、議員も判断をした。でも、も

う判断したんだから、やっちゃったほうが早いと言って、2年間突っ張ってきた。でも、それがここに進んでいないということを考えれば、質問として聞きたいのは、行政は事務方だから、事務方なんです。事務方なんだけど、区長と議会が判断すれば、Ⅳ、Ⅴ期から工事をすると決断すれば、それはそれでいいという判断なんですかね。これは、行政のほうに聞いておきたい、そこは。

だって、ほかの東郷公園とか、今、例を挙げるまでもなく、千代田区というのは、ずっと議決後の変更なんです。東郷公園なんか7回変更していますよ。倍額予算を組んでいますよ。それで、まだできていないですよ。こういうことをやるところとやらないところというのは、私から見ると、神田の女性たちに対する、もうハラメントだと思うんですよ。行政権力によるハラメント。そして、議員にまで一人一人行政やまちから電話をかけて……

○岩佐委員長 小枝委員、質疑に絞っていただいて……

○小枝委員 今、聞きました。じゃあ、答弁してください。

○岩佐委員長 いえいえ。あんまり意見の中で、意見が多いので。

何の質問でしたっけ。

○小枝委員 聞いたよ。（「Ⅳ期、Ⅴ期」と呼ぶ者あり）質問したよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 このⅡ期工事に関しましては、先ほども申し上げており、議決を頂きまして、これを待ち望んでいる方たちが大勢いらっしゃいますので、そちらを進めていきたいという考えでございます。

○白川委員 関連。

○岩佐委員長 白川委員。

○白川委員 前に、一般質問でお聞きしたことの確認です。

まず一つは、この工事の遅れというのは、最もどこに原因があるか。これは、前のときに、妨害活動があるというお答えを頂きました。二つ目、そこで損失というのは積み上がっているかという質問をしました。積み上がっているというふうにお答えいただいたかと思います。三つ目、妨害活動に関わった方にそれを請求するという可能性があるかということをお聞きしました。そのときは、ないとは言えない、あるかもしれないというふうにお答えいただきました。この3点、もう一度お伺いします。

原因はどこにあるか。妨害活動で損失は積み上がっているか、いないか。その損失分というのは、妨害活動した方に請求する可能性があるか、ないかをお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 3点のご質問の、まず、何が原因かということでございますが、こちらは、これまでも申し上げたとおり、工事をしようとするところに妨害行為をされているということが原因で、工事が進まないということでございます。

次に、2点目につきましては、先ほどの入山委員のご質問でもお答えしましたが、契約金額以外に約7,720万が、今、余計にかかっているというところでございます。

3点目です。その全てというかどうかはあれなんですけども、その責任、妨害をされている方に責任を問うかということでございますけども、その可能性はゼロではございません。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 これは、議会で議決をしている問題ですけれども、その議決の際に、我々は

反対いたしました。今のまま工事に突き進むと禍根を残しますよと。亀裂を生みますよと。ということが、本当に、今、そのとおりになっています。お互いに引くに引けない状況の中ですけれども、ただ、道路を整備すると、歩道を整備する、バリアフリーを行っていくというのは、一致しているわけですね、これは。だから、今、木の前にいらっしゃる方は、せめて自分の思い入れがあるところは残せないかという思いでいるわけで、やはり、そこは再開発と違って、道路整備ですから、これを賛成、反対が、このまま亀裂が生まれたまま工事に進むと、本当に、今後、まちが分断されるということにもつながりかねないわけで、そこは、区としても、最大限、もちろん区だけじゃないですよ、木を守っている方々も含めて、あと、協議会の方々も含めて、やはり、まだ一致点を見いだすという努力をやるべきじゃないかなと私は思います。その間。先ほど言ったとおり、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期、警察との協議も進んでいるというのであれば、そちらからまず話を進めていくという柔軟な対応も必要なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですかね。

○藤本環境まちづくり部長 今回の工事につきましては、やはり、先ほどご質問の中で置き去りにしないという、誰も置き去りにしないという発言があったかと思うんですけれども、ただ、もう10年以上前から協議会で意見交換を重ねて、地域の強い方々の要望があって、その要望をやっぱり置き去りにしちゃいけないというふうに、区は考えております。

それから、一致点を見いだすために話し合いということですが、私も着任してから様々話し合いを数度行いまして、何とか妥協点を見つけられないかということには行っているんですが、やはり現工事の一致点を見つけることが難しく、計画どおり、進めるべきものというふうに考えております。

○岩佐委員長 大坂委員。

○大坂委員 先ほど来る議論がありました。この件に関して、私も、議員として10年前から関わってきている問題ではあります。過去に、企画総務委員会が担当だったとは思いますが、その中で、陳情ですとかも数十本上がってくる中で、しっかりと議論をされて、我々区議会としては、このまちでは道路整備を進めていくことが必要であるという結論を一旦出しました。その上で、様々な議決を経て今に至っているわけですから、様々な意見があって、木を残してほしいだとか、こういった形だと困るとかという意見があるのは分かりますけれども、一旦、我々としては前に進めるということで議決をしたわけですから、そこに立ち戻るといことは、やはり、ちょっと、それは手順・手続からおかしいと思いますし、しっかりと決めた以上、執行機関においては、問題が起きないように進めていかなければならなかった。ただ、そこが、この過程の中で、少しそごが生じてしまったところはありますけれども、これから未来に向かって、神田警察通りがしっかりと反映していかなければならないということを考えると、一刻も早く工事を進めていかなければならないというところについては皆さん共通の見解だと思いますので、そういった点も踏まえて、しっかりと双方に対しても説明責任を果たしながら、工事を着実に進めていかなければならない。そういうふうに思っているんですけれども、その決意について、改めてお聞かせいただければと思います。

○藤本環境まちづくり部長 今、委員ご指摘ありましたとおり、これまでかなり長い経緯がありまして、現在の計画案が出来上がっているというふうに認識をしております。皆様方の、地域の皆様方の強い要望を踏まえまして、しっかりと工事を着実に前に進めていき

たいと考えております。

○岩佐委員長 はい。はまもり委員。

○はまもり委員 大坂委員のおっしゃるとおりで、しっかり進めていかなきゃいけない、本当に地域の方が望んでいるんだろうなというふうに、私も認識しております。

質問なんですけれども、このまま強硬な法的手段を取っていくと、これは進められるんでしょうか。私は、去年のこの決算の中でも、同じような議論をしたのを覚えているんですけども、これが本当に進められると考えているのか、教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 仮処分を行いまして、一定の効果があったということがございます。それに対して、それ以外の方がまた入ってしまっているという状況はございますが、その効果をまた活用——活用というか、そういう効果がございますので、また同じような形で進めていきたいと考えてございます。

○はまもり委員 第4次基本構想のめざすべき姿、自転車通行整備のところ、95ページですけれども、人にやさしいまちづくりを目指しているんですね。将来像に向けた方針は、安全で快適で人にやさしい道づくりを進める、そういったやさしいまちづくりを進めるときに、優しいやり方をしないで、強硬的なやり方で、これが実現できるというふうには思いません。また、繰り返し、この法的な手段を取っているんですけども、企業であれば、あらゆる手段を考えて尽くします。10年前からの話合いはされていたということ、それは非常に大切なことではありますが、樹木に関しては、最後の2年間ぐらいのところでは話があって、やっぱり全ての人たちに行き届いていなかったというのはあるんだと思うんですね。法的手段、すごく強力な手段を取ろうと言っているのは、どのような意思決定過程でやられているんでしょうか。これは、先ほど小枝委員のところの質問にお答えがなかったですけども、区長の判断なのか、区長が現場に行ってお話をされて決めたことなのか、ここは、できれば区長の言葉でお気持ちをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 意思決定過程というご質問ですので、意思決定過程ということは、決裁によって区長まで回って、その前段で、当然、担当職員とか、相談しながら——相談というか、打合せをして、それを徐々に上に上げて、最終的には、決裁で意思決定をしたというところでございます。

○はまもり委員 区長にお答えいただきたかったですけれども、区長の判断で法的な手段を今回も取るという、非常に残念に思っています。

Ⅳ期、Ⅴ期からやる、その間に、Ⅱ期のところで話合いをしていく、あるいは、第三者の方に入ってもらって、もうはっきり言って、今の状態で区とも住民の方とも話合いができるような状態でないというのは、私も分かります。もう感情的になってしまっているんですよ。でも、これ、解決していくために、本当に最短でやるといったときに、この法的手段を続けていくことが、私は最短だというふうには思えないんですね。話合いをする中立的なところに入っていただける方を選んで、極端な賛成、反対じゃない中立的な方だったら、今まで関わってこなかった方だったら、どんな意見を出すのかと聞いてみたいんですけども、そういったやり方は取れないでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどからもお話ししてはいますが、あと、先ほど、はまもり委員が区が強硬にとおっしゃっていますけども、それは逆で、木に強硬に張りつい

ていると。通常、裁判所も先ほどから何回も申し上げますけども、言論の自由はあります。ただ、いろんなご意見もあるんで、木を残せと、そういうご意見もあると思います。ただ、それを、公共工事ですので、それに対して、本当に強硬に中に入ってきて、工事を邪魔するということは、裁判所のほうでもそう申し上げますので、それはおやめいただきたいと。

工事のほうをどうやって早く進めていくかということに関しては、これまでも申し上げているとおり、皆さんが待ち望んでおりますので、今、議決されているこのⅡ期工事をまずは進めていくということでございます。

○岩佐委員長 はい。はまもり委員。そろそろまとめていただいて。

○はまもり委員 そうですね。強硬にと言ったのは、結局、皆さんが生活をなげうって、木に張りついているって、やりたくて、やっているわけじゃないんですよ。強硬にやったと言っていたのが、皆さんの意見がきちんと聞いてもらっていない、納得感が得られないということなんですよ。手続を区としてもちろんとやっていただいているというのは分かるんですけども、そこが住民の方の納得感を得られていない。この納得感を得るためにどうするのというあらゆる方法を考えるのが、私たちの役目なんじゃないかというふうに思いました。

これ、見通しとしては、いつ始めるというふうに、期限を区切って、考えているんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今の妨害行為がなくなれば、工事は進むと考えてございます。

○はまもり委員 最後にしますね。

相手があることなので、非常に明確なスケジュールを立てにくいということも、私は問題だと思っています。どうしても相手との関係で見えていく。そうすると、計画どおりに早く進めるやり方って何なんだろうと。本当はⅣ期、Ⅴ期から始めるとか、別のやり方を考えるほうがトータルで早いんじゃないかと思いますが、最後に、それを伺って、終わりにします。

○藤本環境まちづくり部長 委員のご質問のありました納得感を得られないというところでございますが、先ほども申し上げておりますが、過去の経緯を見ると、様々な話合いがされてきて、そのことに対して、昨年の秋には、東京高裁で、まちづくりに参画する権利または利害を侵害するものではないという判決が出ているわけですし、やはり法治国家ですから、やっぱり、こういったところがしっかりこういう手続が適正に行われているという中では、それから、議会の議決も頂いているわけですから、しっかり計画を進めていくというのが区のスタンスでございます。

○はまもり委員 委員長、質問の意図としては、相手があることなので、計画どおりに進まないんじゃないかというところだったんですけど。

○岩佐委員長 かみ合っていないですね。

小枝委員。

○小枝委員 あとのウォークブルの項目でもできるかなと思って言い控えているんですけども、ここでの大多数——何というのかな、区民の大多数がみたいにおっしゃるんだけど、千代田区って、何かをするときに、何というのかな、数字を出さないと

というか、エビデンスがないというか、（発言する者あり）情緒的になってしまうというか、やっぱり住民の中にはいろいろいるでしょう。いると思います。でも、午前中來、議論している住宅の基本計画の会議の中でも、2人しかいない公募の1人の方は、今ご存じのとおり、イチョウの話を結構おっしゃるんですよ。防火、防災のためにも残したほうがいいんじゃないとか、何かすごくやっぱり住民の中にはそういう見方があるんだなと。私なんかは、そういう話を聞くたびに、いろんなところで、私も学んできた。白山通りでも学んできた。そういう住民の声があるんですよ。一方の声だけを聞いて進めようとする、これ、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期に行ったときだって、また同じことをするだろうということを言っているわけ。そうじゃなくて、話したほうがスムーズにいくということが、話して、見える化して、将来ビジョンと一緒に確認したほうが、神田警察通りのその先の神田平成通りのほうまで、将来、こういう道ができるんだ、ウォークアブルな広場ができるんだ、福祉施設の人たちとも集う場所ができるんだという想像ができるような話になっていないんですよ。ましてや、この神田公園地区というのは、和泉橋地区も合わせて3%台の緑化率で、緑被率で、千代田区の中で最も緑が少ないところで、まとまった緑は街路樹しかないと書いてあるんですよ。そういう行政計画を一方で立てていながら、そのことについて、住民とちゃんと開かれた協議ができてこなかったというところは、先ほど、政治の貧困がゆえに、行政の皆さんにご迷惑をかけていると言ったものの、行政の話合いの持ち方においても、やっぱり瑕疵があるというか、ちゃんと話合いができていない。非常に内向きな、そういう決め方になっているということに対して、女性の方たちが、お願いだから、もう本当にお願だから、聞いてくださいませと言っていることに対して、どうしてそこまで聞かないのかというのは、これは、やっぱり住民、部長はそうおっしゃるけど、東郷公園であれだけの変更をし、あれだけの住民の意見を聞いているところからすると、やっぱり東郷公園の間に入った議員は強い議員なわけですよ、逮捕されたね。（発言する者あり）

○岩佐委員長 小枝委員。小枝委員。

○小枝委員 そうするとね、結局は、千代田区の、この神田においては……

○岩佐委員長 小枝委員。小枝委員。そろそろ……

○小枝委員 聞いてくれないんですよ、ずっと。ずっと聞いてくれない。そのことが……

○岩佐委員長 質疑……

○小枝委員 これほどまでの……

○岩佐委員長 質疑にしてくださいね。

○小枝委員 不幸な事態を招いていることを考えれば、ここは、納得感のいかにやり方を、ただ力で進めていくのではなくて、一緒に描いた未来を共有してやりませんか、共に前に進みませんかという話が、行政としても、政治家である区長としても、できないんでしょうか。それができないまちというのは、やっぱり不幸だと思いますよ。

委員長も、区長、区長と言っているんだから、区長にちゃんとしゃべらせてくださいよ。

○岩佐委員長 その前に少し訂正させていただきますけれども、女性、女性と言っていますけど、いろんな女性もいらっしゃいますし、いろんな意見があると。

○小枝委員 座っている人が女性だと言ったの。

○岩佐委員長 そして……

○小枝委員 座っている人が女性。

○岩佐委員長 あ、男性は座っていないんですか。

○小枝委員 うん。

○岩佐委員長 男性も座っていますよね。

○小枝委員 それは知らない。

○岩佐委員長 それに、住民のいろんな意思があるから、そこを議決として、議決を踏みましたよねというのは、住民代表である議会がそこを議題にして、いろいろなもろもろの諸事情を話し合いながら議決をしましたねということで、今、執行段階に入っているということなので……

○小枝委員 じゃあ、ちゃんと聞いてください。

○岩佐委員長 そこは踏まえていただいて……

○小枝委員 議決をしているのは、東郷公園も一緒なんですよ。

○岩佐委員長 踏まえていただいて、そして……

○小枝委員 明大通りも一緒。（発言する者あり）

○岩佐委員長 議決したのに関して、また変わったものに対しても、やっぱり、そこは都度都度、ケース・バイ・ケースなんでしょうけれども、そこも議会意思と連携しながらやってきた経緯がありますので、そこを踏まえて、質疑していただかないと、ちょっと先ほどから……

○小枝委員 踏まえてやっています。

○岩佐委員長 いろいろと激しい言葉も増えてきちゃっていますので。

○岩田委員 関連。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 るる議論ございました。先ほど、自転車も、今、逆走しちゃうような状態だし、葉っぱも大きくなり過ぎて標識が見えなくなっちゃうよなんていうようなお話もありましたけども、自転車の逆走は別にここを整備したからなくなるのかといたら、そういうわけでもなく、どこの道路でもあったりするわけで、葉っぱが大きくなり過ぎて標識が見えなかったら、そこだけ剪定すればいいだけでありますし、葉っぱが大きいからこそ、夏の暑い日差しも何とか避けられると、そういうような利点もあるわけであります。

部長にお伺いいたします。先ほど答弁で、地元の強い方々とか地域の強い方々とおっしゃいましたかね。（発言する者多数あり）言いましたかね。もし言ったとしたら、それって、誰のことですかね。（発言する者多数あり）

○藤本環境まちづくり部長 私、すみません、言い間違えていれば訂正なんですけども、地域の皆様方の強い要望という趣旨でお伝えしました。（「言い間違いじゃない」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 はい。言い間違いということでした。

○岩田委員 あ、言い間違いですか。

○岩佐委員長 はい。

ほかに。

○岩田委員 それで、先ほども小枝委員おっしゃっていたんですけど、議決後に契約変更した例も結構あるわけですよ。これって、できる場合とできない場合ってあるんでしょうか、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 話合いがまとまれば、それによって、変更ということはございます。

○岩田委員 どこどこ、誰と誰との話合いですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 この工事に関しましては、もう既に議決もなっています。

○岩田委員 そうじゃない、そうじゃない。

○須貝基盤整備計画担当課長 そして、全体的な線形等も決まっている中でのものですので、変更することはできません。

○岩田委員 そうじゃない。そうじゃない。聞いていない。聞いていない。それじゃない。

○岩佐委員長 今の質疑は、議決後の契約変更ができる場合に、話合いによって変更したケースがあるという先ほどのご答弁に対して、どなたとどなたの話合いですかというので、そこはもし分かれば。まあ、どのケースでもいいですけども。

契約課長。

○武笠契約課長 これまでも、議決後の工事で契約変更しているケースというのとはございます。ただ、こちらも、住民の方のご意見によってということではなく、事業者と区との約款ですとか、法令に従った協議に基づいて変更しているものでございます。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 事業者と契約者。契約者の、ということですよ。じゃあ、その契約者と事業者の話というのも、元はどこから来たんですかね。いきなり区がやっぱり変更するというんですかね。やっぱり、例えば、それは、例えばですよ、区民の方が、何か、いや、もうこんなのとんでもないというような声がすごい盛り上がり、区のほうに言って、区がそれはしょうがないねというふうになるのか。どういうケースが考えられるんですかね。

○武笠契約課長 一般的に変更が生じる場合は、設計変更などが伴う場合となつてございます。その協議の結果、設計変更が行われるような場合には、約款ですとか、法令に基づいた協議によって、また、法令などに従った変更が行われているものでございます。

○岩田委員 その設計変更というのは、じゃあ、どういうところから来るんですか。例えば、例えばですよ、何かこれじゃあ、ちょっとお金が……

○岩佐委員長 岩田委員、例えば、例えばという、例えばの質疑というのは普通出さないものなので、何か事例を示して言っていただけますか。

○岩田委員 うーん。じゃあ、じゃあ、事例としてね、事例として、いや、分からないんでちょっと聞くんですけども、お金が続かないから、ちょっと設計変更してくださいよとか、何かいろいろあるわけじゃないですか。どういう設計変更でということなんですかね、今までの事例として。

○武笠契約課長 これまでの事例といたしましては、現場で実際に地面を掘削したところ、地中障害物が発生したですとか、実際に工事に入ったところ、設計図面とは違う状況が分かって変更を行ったというものでございます。

○岩田委員 ちょっと言い方は悪いですけども、区は、今、神田警察通りのところで木を守っている方たちを妨害者だとか、そういう障害になっているみたいなことを言うんだったら、じゃあ、これも、ある意味でいったら、工事の障害になっているわけじゃないですか。だったら、設計変更できるんじゃないですかねというふうに、僕、今、単純に思っちゃったんですけど、そこはどうなんでしょうね。（発言する者あり）いやいやいやいや。

○岩佐委員長 妨害とかそういったことは、司法のほうから妨害行為ということだということにさっきご答弁いただいているので、もう、ちょっと、この件に関しては、議会の中でも意見が割れていて、じゃあ、議決されたものに対しては、そのまま執行するという状況ですので、引き続き、ご説明はしていただきまして、もう少し決算審査の内容、もし、お金のこととかでまだご質疑があれば受けまされども、工事全体の是非については、この程度をもって、次の項目に移りたいんですけれども。

○岩田委員 答弁だけ頂きたい。（発言する者あり）

○岩佐委員長 よろしいですか。

○岩田委員 答弁、答弁、答弁。

○岩佐委員長 答弁いただいて、取りあえず、答弁をよろしいですか、じゃあ。（発言する者あり）

○武笠契約課長 協議により変更する場合もございませけれども、それも誰が言ったとか、そういうことではございませんで、設計の図書の変更を伴うような協議によって変更するというものでございます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 そろそろまとめていただいて。

○小枝委員 ここは、最後にしますけど。

○岩佐委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 目的は何なのかという話を、先ほどはまもりさんもされた。これは、工事を進めたい、そして、にぎわいのある桜もある道を造りたい。それも目的でしょう。そういうことだよ。であれば、今、明大通りがⅠ期工事で対立をし、Ⅱ期工事でみんなで話し合っ、結局、Ⅰ期工事の御茶ノ水駅前のところがヨウコウザクラと、一部、駿河台匂桜が植えてある。もう、その道が出来上がっているのを見てもらうと分かるんですけれども、駅前だから、そこはにぎわうかもしれないけど、ヨウコウザクラというのを1本並べて、本当ににぎわいができるのか。住民側から提案、明大通りを見てもらえば分かるんですよ。住民側から提案されているのは、桜を加味したそういう道のプランというのが出されているのはもうご覧になっていると思っていいんですか。ご覧に、住民からの提案というのはまだ来ていないんですかね。桜を加えたような、神田警察通りの憩いの道のプランというものは、行政側には全く提示されていないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 訴訟を通して、証拠として確認はしてございます。

○小枝委員 なるほど。

訴訟としての提案ではなくて、対話としての提案はまだされていないのですね。見ていない、そういう関係にはないということなんですね。それは、やっぱり私も確かに桜の勉強をして、桜の思いは分かります。分かります。イチョウの思いも分かります。22メートルの幅員のところをどう豊かにバリアフリーにしていくかというところで、住民の持っているプランというものもあるようですので、訴訟というのは、そうしないと聞いてもらえないから万やむを得ずやっているものだと思うので、いや、そんなものをしなくても、私たちは聞くよとなれば、もう、すぐに終わることだと思うんですね。だから、そういう、何ですか、A1に聞けば、対話をしたほうが早くできるのにというそうです。本当に進むように、みんなが本当に、私のもう至らないところは十分反省しますので、でも、区長も同じくらい至らないというか、反省すべきだとは思いますが、やっぱり政治の貧困がこれ

を招いたことを大いに反省し、住民側から提案されているものと、あと、行政側が提案しているものを並べて、よりいいところを取って前に進めるというのが、明大通りで私たちが得た経験値、早く進む、さらに進む、そういう経験だったと思うので、ぜひ、そういうことも視野に入れて進めていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○藤本環境まちづくり部長 今の答弁にお答えします。

もう、そもそも——大変失礼しました。今の質問にお答えさせていただきます。

先ほども何度も申し上げておりますが、過去から、今の計画というのは、過去から、過去10年以上前から協議会で意見が重ねられて、地元の皆様方の強い要望で出来上がっていると。出来上がっていると。それで、今まで区が進めてきたやり方が、高裁で、別にそんな力で進めたという判断は出ていないわけですし、そういうことから、もう線形協議も警察と終わっているものですので、現在の計画を見直す予定はございません。

○小枝委員 はい。委員長。

○岩佐委員長 これで、そろそろ。見解の相違ということなので……

○小枝委員 いや。今の答弁、ちょっと擦れ違っているので、違うところを訂正してもらいたいと思います。

○岩佐委員長 でも、最後にしていただけますか。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 端的に、意見がちょっと多めなので。

○小枝委員 端的に言いますので、端的に答えてください。

明大通りについてもですけれども、あそこも10年間、協議会で議論をしまいいりました。同じなんです。ゆえに、みんなで話し合っただけで変えることができたんです。そして、桜とイチョウの——あ、じゃない。あそこはプラタナスでしたけども、ゾーン分けができて、非常に、当時の部長からも、よかったなというようなお話を頂いたというふうに記憶しております。なので、首を振っていますけど、何とかですね、本当に何とかこう、いい形で進んでいくように、それは人間の知恵を尽くして、分からないときはA1などに聞きながら、（発言する者あり）一番いい最上の判断をしていくという、やはり区政は区民のものだから、区民が幸せになるために、（発言する者あり）今日も明日も働いていかなきゃいけない。だから、政治の貧困を……

○岩佐委員長 端的に。

○小枝委員 区民の側に決して植え付けてはいけません。そのところの明大通りへの認識はいかがでいらっしゃいますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 明大通りをよくお引き合いに出されるんですが、明大通りと神田警察通りは、（発言する者あり）まず、協議会の形態が違います。沿道整備協議会というものが明大通りにはございませんでした。ですから、その10年を議論してきたということはございません。一方、神田警察通りには、神田警察通り沿道まちづくり推進協議会というのが設置されておりまして、先ほども申し上げておりますとおり、10年にわたって協議をしてきたということがございます。

それから、沿道整備協議会の対象ですね、何をするかということに関しては、明大通りは、街路樹の問題がありましたので、主に道路整備のうちの街路樹の在り方について、検討してきたというものがございます。一方で、神田警察通りは、道路整備と沿道まちづく

りの在り方、それを一体的に検討してきたものでございます。

ですから、ちょっと比較はできないという考えで、先ほど部長も申し上げたとおり、粛々と進めていくということでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか、この件については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

一旦、トイレ休憩をいたします。

午後3時23分休憩

午後3時23分再開

○岩佐委員長 すみません。委員会を再開します。（「えっ」と呼ぶ者あり）

再開後で。すみません。失礼しました。休憩を取ります。このまま休憩に入ってください。（「再開後、区長から」と呼ぶ者あり）再開後、ご答弁いただきます。

休憩します。

午後3時23分休憩

午後3時39分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁から入ります。（発言する者あり）

区長。（「おっ」と呼ぶ者あり）

○樋口区長 ちょっと間が悪くて、大変失礼いたしました。

この神田警察通り、また自転車空間ということで様々なご議論を今頂いてまいりました。また私どもからもご答弁をさせていただいたところでございます。

思い返しますと、本当にもう6年度でありますけれども、令和3年度から工事に着手というところでありましたが、3年前、当時を思い返せば、木をどうしても守りたいといった方々おられました。そうした方々との話合いも工事を止めた上でお話をさせていただいたと。あるいは区は入ってはいけないと、住民同士でというお話も頂きましたので、そうした場も持たせていただいた次第であります。ただ、どうしても木は守りたいと。樹木は守りたいと。この1点でなかなか一致点が見いだせないというのが状況でございます。私自身もそうした思いには共感するところが当然あります。ただ、こちらは何度も申し上げていますとおり、議会が二元代表の下で、皆さんの下で賛否を問うて、この議案で行こうと賛成を頂いた神聖な議案だと思っています。この中で私どもも取り組んできたということでもあります。もちろん納得できないと、やっぱり駄目だと思われる委員の方もおられる。あるいはまちの方もおられると思いますが、これはやはり住民代表の中で、議会で選んでいただいたということが、そのことの重みを私どもは考えております。

ただ一方で、そうしたタイミングで大変残念なことに、去年は衝突事件、負傷が起きました。その中でも負傷事故が起こり、また書類送検までされた方もおられます。もうこのようなことはやはり私どもとしても繰り返したくないと。そのような思いで法的な対応ということで今させていただいているところであります。仮処分ということでありましたけれども、もう一度皆様にも繰り返しますが、国家賠償請求訴訟も提起されましたけれども、東京高等裁判所では、今回の事案は住民らのまちづくりに参画する権利、または利害を侵害するものではないと判決がありました。また、工事を進めるために私どもが今行ってい

る仮処分、この仮処分は立入行為を禁止するという仮処分でありますけれども、こちらにおいても、東京地方裁判所において、作業帯内に侵入する、街路樹に張りつく、こうした行為は、表現の自由、または集会の自由によって正当化されるものとは言えませんが、明言されています。そしてこれらの行為は工事を直接実力で妨害しているものというべきだと、このような判断を頂き、保全抗告はありましたけれども、東京高等裁判所でも同じことの判断がされているわけであります。私は、昨年、衝突事故、あるいは負傷が起きたとき、本当に心が痛く思いました。それは双方についてです。

そうした中でも、ただ一方で、私どもの一人一人の現場の職員とも話をしましたけれども、この議案は議決を頂いた大切な議案だと。一人一人の現場の職員自らも何とかこの道路工事をやりたいと。このような声も聞こえていますし、今、須貝課長の下で私どもは一致団結しているというところでもあります。どうかご理解を頂きながら、決して法的な対応で追い詰めるとか、そういうことではありません。もう二度とこうした衝突も起こさないと。けがも起こさない。そして、今、区外からもそうした活動を賛成される方がおられると聞いています。非常に混乱した状況の中で適切に進めるためには、こうした事態も取らざるを得なかったというのが区内での議論の結果であります。

今回、まずⅡ期工事では、（「長いね」と呼ぶ者あり）このように進めてまいりたいと、どうかお願いしたいと思っておりますけれども、一方で、Ⅲ期以降を待ち望んでおられる方々もたくさんおられます。こうした中では、Ⅲ期以降についても、神田駅の西口、神田駅に近づくにつれて歩道が本当に狭いというお話も頂いておりますから、以前から議会でも答弁させていただいておりますとおり、並行して何とか進められるようにというふうに考えています。

以上が私からの思いでありますし、私というよりも区としての姿勢、考えでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。それでは、この自転車通行環境整備についてはこの程度でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。続けて、地域別まちづくりの推進、秋葉原地域まちづくりの推進について、分科会長よりご説明いただきます。

○林副委員長 環境まちづくり分科会調査報告書の、どこだ、（「76ページ」と呼ぶ者あり）76ページか。決算参考書は222ページ、223ページです。事務事業概要は256ページ、主要施策の成果は87ページです。環境分科会で主な論点となったのは、一つは主要施策の成果の表記方法が公共施設しか入っていないと。これは区民や議会に向けた主要施策の成果としては個別具体的な公共施設の名称、機能を記載すべきではないかということ。もう一つは、葬祭施設が入るわけですので、下の記載の所管課に書いてあるとおり、地域まちづくり課——違う、書いていないのかここにも、どこだ、万世会館を所管する地域振興部と合わせた形で進捗の議論をしたほうが効率的な議論になるという結論に達しましたので、総括送りの項目といたしました。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

この件について質疑はございますか。

○岩田委員 外神田一丁目のところで行くと、万世会館があるわけじゃないですか、ここも入ると。その万世会館も葬式だけじゃなくて多機能にしないといけないのじゃないかというような考え方もあると思うんです。つまり、コロナ後の葬祭場の使われ方、どうなのかなと。コロナの前と後ではどれぐらいの方が利用されているのか分かりますでしょうか、数字。

○赤海コミュニティ総務課長 コロナ前とコロナ後、現在に至るまででございますが、これまで平成14年度以降、おおむね100件超、または100件弱でご利用いただいております。コロナ禍の際に利用件数が若干減ってはございますが、それでも令和2年度58件、令和3年度72件、令和4年度77件でございます。令和5年度もほぼ同水準ということで、利用件数は当時に比べれば若干少なくなっているという状況ではございます。

○岩田委員 そうすると、その万世会館の利用者の需要とかを考えると1件当たり幾らぐらいの計算になるんでしょうか。つまり、ここでいろいろかかっているお金があって、そしてそれが何人使って、それを割り算すれば分かると思うんですが、1件当たりどれぐらいかかっている計算でしょうか。

○赤海コミュニティ総務課長 恐れ入ります。指定管理者制度ということで、私ども委託料ということで運営を指定管理者にお願いしているところでございまして、そのかかるいわゆる葬儀料というんでしょうか、そういったものは指定管理者の収入になっているということで、今、ちょっと、申し訳ありません。手元にその資料がないというところで、1件当たり幾らというのがお答えできません。

○岩田委員 いいですか。

そうですか。指定管理料とかのことを考えるとかなり高額になると思うんですよね。それでだからといってちょっとこれをなくすというのもちょっとあれなんですけども、ちょっと別の視点でいきますけども、ホテルと葬祭場が一体となっている。1棟となっているというか、2階か何かでつながっていて1棟とみなすという感じでいいんですかね、まず。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 現在、川側街区に万世会館の機能更新をする建物とホテルを主体とした建物、それを2階と1階、地下でくっつけていくような形で、そこら辺を1棟と捉えるのか、そこら辺はまだ完全に1棟となるか2棟に分割するかということは登記のときに最終的には決定していきます。

○岩田委員 で、そのホテルの上のほうに住宅が入る。これは間違いないでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 再開発区域内の地権者の方で住宅をご希望されているという方もいらっしゃると思いますので、その方のための住宅という形で計画はしております。ただし、必ずしもその住宅が100%できるというところまでは決定してありません。

○岩田委員 そこで、ふと思うんですが、葬祭場の上のほうに住居があるわけですよね。これ住居として適切なんですか。まだ完全にできると決まったわけじゃないとはいえ、できるとしたらね、葬祭場の上のほうに自分の家があるというのは、それ、適切なんですかね、住居として。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 基本的には、万世会館の建物となる側については、万世会館の機能の上部に住宅が設置される予定はなっておりません。

○岩田委員 真上じゃないにしても、すぐ近くですよ。これって、どうですか。もしも

ご自分が住むとなったら、住居として適切かどうかということです。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 何をもって適切かというところがございしますが、動線的には完全に分離がされた計画になるという形になりますので、そこについて不適切というようなことはないかと思われま

す。○岩田委員 不適切なんていうふうには言っていないです。ただ、地元の方々になかなか理解を得られないような施設であることは間違いないと思うんですね。例えばお墓であったりとか葬祭場の近くというのは、普通に見て土地の価格とかもほかに比べるとちょっと安くなったりとか、そういうようなこともあり得るわけで、そういうところから考えて、普通に住みたいのかなというところなんです。それ、何をもって適切かというのは先ほどお答えいただいたんですけども、どうですかね、ここに皆さん住みたいと思われま

すかね、その地権者の方も。（発言する者あり）○岩佐委員長 岩田委員、地権者の気持ちは答弁できないと思いますので、もう少し事業の内容に絞って質疑してもらえますか。

○岩田委員 そうですね。ちょっと気持ちまではさすがに答弁できないですよ。それで先ほど適切かどうかというのは何をもって適切かどうかというのをちょっと答えられないというお話でした。ただ、計画として、しめやかに行われる葬祭場と再開発によってまちのにぎわいをという、そういう二律背反をするようなものが一緒のところにあって大丈夫なのかなという心配もあるわけですよ。さらにその上に絶対造るかどうかは分からないけれども家があってホテルがあってって、ホテルも別に経営する方はそれはそれでいいのかもしれないんですけども、利用者の方もちょっと困っちゃうんじゃないのかなと思うんですけど、その計画自体に何か無理があるような気がするんですけど、そこは動線が別々だから大丈夫という、そういう認識なんでしょうか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 先ほども申しておりますが、建物構造上、動線は分離された計画になるというふうに検討がされております。葬儀場の近接した位置でホテル、住宅がどう思うかというのは主観の部分になりますので、私からはお答えできません。

○岩田委員 はい、分かりました。

○岩佐委員長 そろそろ、さっきから適切かどうかだけ言っているのでまとめてください。

○岩田委員 あと具体的なところを三つ四つで終わりますから。

○岩佐委員長 三つも四つもやらないでください。

○岩田委員 じゃあ、一度に、三つ、四つ言ったほうがいいですかね。（「そうだ」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、そうします。

駐車場の要求水準が6台というところが、霊柩車ともう1台ぐらいしか置けないというところがあったり、地下駐車場があるからそれは大丈夫だ、陸橋を渡ってくればいいんだという話もありつつ、でも、おみ足の悪い方とか高齢者の方とか、いろいろいらっしゃるんですけど、そういうのは使い勝手というか、利便性がよくないんじゃないかなというようなお話もある。さらに緊急輸送道路が下であって、そこに陸橋を架けるということは危険性はないのかなと。近年大きな地震でビルが倒れちゃったりというのもありますし、例えば、また例えばというところであれですよ。うちのビルのところが出窓なんです。その出窓って真っすぐ伸びるから後でつけたもんだから、やっぱりそこから雨漏りがしたりとかして強度が弱いわけですよ。それと同じように、その橋というのは強度が弱いんじゃない

かなと思うんですね。3.11の地震のときに原発も結局駄目になった。僕、原発に見学に行ったときに、大丈夫です。この原発は……

○岩佐委員長 もう二つ目終わったので三つ目もお願いします。

○岩田委員 震度が6でも大丈夫です。あとは、もうちょっと日本が駄目になるぐらいの大きなものじゃなければ……

○岩佐委員長 陸橋の安全性です。

○岩田委員 大丈夫ですと言ったにもかかわらず、そうだった。でもこれって大丈夫なのかなと。震度はどれぐらいに耐えられるのかなというのもちょうと答えてほしいんです。ごめんなさい。トータルで箱物を造るときにソフトについてももうちょっと考えるべきなんじゃないかなというのが、トータルの質問です。

○赤海コミュニティ総務課長 まず、今のご質問のうち、駐車場の台数のことについて、私のほうからご答弁させていただきます。

現在のいわゆる計画案では、私どもも、指定管理者、それからその先にいらっしゃるユーザーの方々の声を吸い上げた上で、6台ということを出させていただいております。それに対しては、やはり敷地に限りがあるというようなことから、現状ちょっと少ない状態であるということではございますが、現在、それに関しても、所管から通じて、今、協議をさせていただいているという状況でございます。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 国道上空デッキについての安全性についてご質問いただきました。こちらについては、当然、国道上空を利用するということですので、そちらの構造、安全基準については、今、国道事務所とも協議を行っている状況です。当然、土木構造的に一般的な柱とかが落橋しないような構造で対策が安全基準となる形になります。

2点目、ソフト事業についてということですが、当然これ今後再開発をして終わりというところではなくて、地域のまちづくりと連携しながらエリアマネジメント等もやっていきたいということで、準備組合のほうからこれまで参考人として来ていただきまして、そういうお話もしていただいたかと思っておりますので、そういう対応になってくる方、エリアマネジメントも将来的には考えていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 ほかにこの――牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと確認だけさせてください。分科会報告書だと同意率が権利者数として66.7と、これは間違いのない数字ですか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 前分科会でも質問の中で答えさせていただいておりますが、直近での準備組合からの報告によりますと66.7%、権利者ベースで、これあくまで民間地権者31名に対して66.7%というような形で報告を受けております。

○牛尾委員 これは、面積ですとどうなりますか。

○碓谷神田地域まちづくり担当課長 面積につきましては、民間31地権者のトータル面積に対して67.7%となっております。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 いいです。

○岩佐委員長 ほかにこの秋葉原地域の公共施設について、質疑はよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、以上で分科会から報告された総括質疑において議論することとした6項目についての質疑を終了します。

続きまして、環境まちづくり部所管の項目について総括質疑を受けます。

○おのでら委員 放置自転車対策について伺います。決算参考書218ページ、事務事業概要で言うと50ページから52ページのところです。

まず、放置自転車等の撤去処理に令和5年度は幾らかかったのかというのを教えてください。

○神原環境まちづくり総務課長 令和5年度の決算額の総額でございますが、1億4,780万円余となっております。

○おのでら委員 令和5年度は放置自転車の撤去の台数が2,100台、返還の台数は1,200台ということですので、過去3年間見ても年間800台から1,000台が撤去の台数と返還台数の差が出ているんですけども、この差が出た分についてはどのように処分されているのでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 すみません。その撤去した返還されない分につきましては全て産業廃棄物として処分しております。

○おのでら委員 一部はリサイクルされているかと思うんですけども、そういう認識でよろしいですね。事務事業概要によれば65台が令和5年度は再生自転車ですかね、としてリサイクルされて販売されていると思うんですけども、残りについては単に廃棄されているということですけども、こう考えると、年間800台の自転車が宙に浮いて、そのうちの65台のみがリサイクルされているということなので、そのリサイクル率は10%以下だと思うんですね。SDGsの観点とか、そういったところでもちょっとリサイクル率があまりにも低いのではないかと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 確かに委員ご指摘のとおりでございます。再生の台数は65というところでございます。一方で、産業廃棄物として処理しておりますので、その処分施設のほうではある程度分別をして、鉄ですとか廃プラということで、一定程度のリサイクルというのはされているような状況でございますが、自転車としての利用は65台ということで間違いございません。

○おのでら委員 先ほど撤去、処理に1億5,000万円ぐらいかかっているということなんですけども、返還の台数が、昨年度ですと1,200台、今、撤去料が自転車で2,000円、原付で6,000円ということなので、回収できているのが200万円とかそのぐらいになってしまっていると思うんですね。かなりのギャップがあると思うんですが、撤去料を上げるですとか、あるいはリサイクル率を上げて、その自転車を販売して財政的な負担を軽減するとか、そういったところの検討というのはいかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 撤去費用につきましては、以前3,000円ということをやっておりましたが、どうしても撤去料を上げてしまうと逆に取りに来ないというような状況になってまいりますので、今の金額というのはある程度妥当なのかなというふうには検証はしております。一方で、どうしても処分に費用がかかってしまうというところは否めないのかなというところでございまして、その辺としては区としても課題感としては感じているところでございます。

○おのぞら委員 産業廃棄物としてリサイクルされているということであればよろしいのかと思うんですけども、ただ、できることであれば65台ではなくてもっと台数を増やして、例えば福祉施設に寄附をするだとか、ほかの国にも必要としているところへ送るとか、いろいろ対処できると思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 頂いたご意見のようにいろいろな方法はあると思います。例えば海外に輸出する方法なども考えられてございます。一方で、環境面やコスト面といった費用対効果の検証というものも必要でございますので、ほかの自治体の状況なども踏まえながら検討のほうはさせていただきたいと考えております。

○おのぞら委員 ぜひお願いいたします。今までのお話は区道で自転車が放置された場合のケースだと思うんですけども、過去3年を見ると、撤去の台数というのが4分の1ぐらい減っているんですね。最近、私がお聞きするのが、私道に自転車を放置されるという例を聞いておまして、実はこの減っている分が私道のほうに放置されているのではないかなという懸念があります。私道についてはなかなか区としても対処するのは難しいと思うんですが、他区のウェブサイトとかを見ると、私道に放置された場合にはこういう手順で処理をしてくださいというようなご案内があるんですね。千代田区でもぜひこういったウェブサイトでの案内というのをしたほうが良いと思うんですけども、いかがでしょうか。

あともう一つ、警告の札とか、こういったものも指導を管理されている方に、お困りの方に配るというのも区民の方に寄り添うという意味で大切だと思うんですが、その辺りのご検討もいただけないか、お願いいたします。

○神原環境まちづくり総務課長 私道の場合は私有地のため区のほうでは撤去の対応はできないということになっております。一方で、お困りの声も月に数件ご連絡いただくようなこともございますので、今ご指摘がございました区のホームページ等での周知、あるいは警告札の配付みたいなことに関しましても少し検討させていただきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 関連で。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私も私道での自転車の放置というのはよく相談を受けますので、そこはしっかり取り組んでいただければと思います。やはり放置自転車の対策というのが大事なんだけど、一方でなかなか自転車を止める場所がないということも要因かと思うんですね。分科会ではパーキングの話も出ているんですけども、これ、例えば拠点の駅とか、あるいは拠点の場所とかで、そういったパーキングを増やしていくということについては何か検討があるんですかね。

○神原環境まちづくり総務課長 我々としてもなかなか場所が駅周辺にないという中で苦慮しているところがございますが、現在進めているところは、神田駅のほうで今年度中に50台の時間貸し駐車場というのは整備していくところでございます。今後も駅周辺でそういったスペースが確保できる場合は我々としても取組を進めていきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 最近、ビルの前の空き地とか、あと神保町交差点でも岩波の敷地かな、レンタルの緑色のところを貼られて、レンタルの場所があるじゃないですか。ああいうふう

民地を活用するというのも一つ検討してもいいのかなと思うんですけども、そこはいかがですか。

○神原環境まちづくり総務課長 そういった民間の小スペースを利用した事業展開をしているような事業者さんもいらっしゃるというふうに伺っておりますので、そういったところからもヒアリングなどをしながら、様々な形で自転車が止められるような取組ということとは我々としても検証していきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 池田委員。

○池田委員 今、放置自転車等々でのところでしたので少し触れさせていただきたいのは、もともと放置自転車対策の中にコミュニティサイクル事業があったかと思っております。最近、区内にまだ90か所のポートがあるということですが、一方で、いろいろ民間の空いたところにポートを今まで設置をしていたのが撤去されたりとか、借りようと思ったところがいつの間にかなくなっていたというところがありますけれども、このサイクルポートについて、ちよくるのですけれども、現状をお聞かせいただけますか。

○神原環境まちづくり総務課長 千代田区内の今ポートといたしましては98台のポートがございます。自転車の台数としてはその中で840台を区内のほうで配置しているような状況になってございます。

○池田委員 そうしますと、もともとのコミュニティサイクル事業については、ポートの適正配置の推進ということで、令和元年ぐらいですかね、再配置場を設置していますよね。というのも、今までは借りたときにもう充電ができていなくて借りたいものが借りられなかったというところが多々あったというところで、そういうのを少し解消するために、1か所飯田橋のところを少し一角を設けて、そこで充電の機械を取り替えたりとか移動をしているというところがございますが、そこについては調査等は現状されていますか。というのも、やっぱりなかなか借りたいところでは台数がなかった。今はもうスマホできっと全部調べられるんですよ、乗りたいやつを占有できるということもあると思うんですけども、たまたま行ったところで何もなかったというところで、そういう再配置をするための調査というのは事業者にも全部任せきりなのか、所管としてはどういうふうなお考えなんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 あくまでも事業の運営のほうは事業者のほうにお任せしているところではございますが、やはり飯田橋の、今お話にありました区のまちづくり所管の低未利用地のほうをお貸しして、そこでバッテリーの充電ですとか車を配置して、足りないところではその車を使って輸送するというようなことをやっておりますので、そういったきめ細やかに対応はしているところではございますが、なかなか行き届かないところもあるといったご指摘かと思っておりますので、我々としてまた改めてその辺は事業者のほうに申し入れたいというふうに考えております。

○池田委員 これ事務事業概要もそうなんですけど、決算書にも決算項目にも入っていないんですね。これは分科会でも指摘されていますけれども、これまでのコミュニティサイクル事業について、今、相互乗り入れというので、今、全23区内の16区で相互乗り入れができるような大変便利にはなっている一方で、千代田区としては、当初それを立ち上げて広がっているだけで、調査もしていない、事業者にも丸投げをしているような管理にも

今聞こえたんですけれども、その中で、やはり自転車だけが需要でなくなってきて、いろんな乗り物が交差している中で、今の区としてはこのコミュニティサイクル事業をどのようにお考えなんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 決して丸投げということではございませんで、月次の報告も受けておりますし、どのような区内での利用がされているかといったところについては把握しているところではございます。我々としては、今の98か所、当初目標としていた100ポートといったところにつきましてはほぼ達成できているかなというふうに思っておりますが、そうはいても区内どうしても足りていないところですか、空白になっている地帯というのがございます。そういったところは事業者とも連携しながら、我々としては、できる限り、皆様に利用しやすい環境づくりというのは引き続き継続させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員 ぜひ、区民の声が届いているかどうかは分からないんですけども、やはり借りたいんですけども自分の近くにポートがなくなってしまった。どこまで行かないと借りられないというところは、今はスマホというか、アプリでどの辺が一番近いポートがあるのかというのは確認はできるんだろうけども、急いでいるときにやはりそういうところが必要なのではないかなというところをしっかりと受け止めていただいて、そこのところに非常にフォローしていただきたいと思います。

もう一個、そこのところの見解もお聞きしたいんですけれども、東郷公園のところにチャイルドシート付きの自転車というのを実証実験で令和5年度から開始をしているようですけれども、そこについての状況もお聞かせいただけますか。

○神原環境まちづくり総務課長 子乗せのポートについても、今のところ東郷公園のところに4ラックほど設置しているような状況でございます。ユーザーとしては、今、約580ほどございまして、日々利用されているような状況は確認できているところでございます。

すみません。前段の部分のご指摘については、やはりなかなかお借りしに行ったときにポートにないとか、あるいは近くにもないような場所もあるというようなご指摘だったかと思っておりますので、そこについては引き続き事業者とも連携しながら、そういった課題解決に向けて策を練っていきたいというふうに考えております。

○池田委員 はい。よろしくお願ひいたします。項目の中で今は放置自転車絡みだったんですけれども、総合的な交通施策というのがあるんですけど、そこに一緒にちょっと絡めてよろしいでしょうか。

○岩佐委員長 放置自転車対策はほかに質疑、関連ありませんか。なければ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。では、続けてお願いします。

○池田委員 はい。ありがとうございます。

高齢者運転免許証の自主返納支援事業について伺います。令和5年度の返納支援者というんですか、免許証を返納する方が、令和5年度は124名いたと。交通事故全体だと700件というところが事務事業概要には出ていますけれども、高齢者の方が事故を起こした率というか、もし数字が出ていたらお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 すみません。ちょっと年代別の事故件数については把握していません。

○池田委員 確認しておいていただきたいと思います。

それで、これが令和、いや、失礼、平成28年からでしたかね、千代田区でも返納して、施策が始まったというところで、今までは交通系のICカードを配付していたところ、なかなか物がそろわないということで、今年度、6年の4月1日から暫定措置で風ぐるまの区民パスポートを配付する、半年限定でということ、その辺りは今はどんな状況かをご説明いただけますか。

○神原環境まちづくり総務課長 昨年度、半導体不足により、これまでPASMOを5,000円分チャージしたものをお配りしていたんですが、それが確保が難しくなったということで、今年度から同じ交通の目的ということで風ぐるまの利用券半年分というものに切り替えたところでございます。6年度の当初につきましては、昨年のPASMOの残りというか、残がございましたので、それを当初配付しておりましたが、今現在は風ぐるまの乗車券のほうに切替えをしているような状況でございます。

○池田委員 今まで車を運転していた高齢者の方で、自分が運転をされて行きたいところに目的地まで行っていたという方に、風ぐるまのパスポートというのは決まったところしか行かないというところで、どれだけ反響があったのかというところは検証していただきたいんですけども、あくまで暫定措置ということでの風ぐるまパスポート、これ、平成28年の、代表じゃないな、これは、定例会の本会議場で我が自民党の先輩が質問をしたときに、答弁の中で、タクシーチケットとかプリペイドカード、ないしはギフトカードの提供もと言って、区のほうではいろんな視野がある、これから考えていきますという答弁がありました。あくまで暫定措置で、なかなか乗り入れができない、使えないような風ぐるまのパスポートというのはいつまで使われるのか、もし違うのがもし検討しているんですしたらお聞かせください。

○神原環境まちづくり総務課長 現在、やはり風ぐるまを利用されないとか、そういったご意見というのは様々頂いているところでございます。我々としても交通系のICですとか復旧すればそういったものにまた切り替えていくですとか、あるいはタクシーのとか、なかなか今カード自体の切替えというのが減ってきていまして、どちらかというところIC端末のほうにそういったものは移行しているのかなというところでございますが、なかなかそういった風ぐるまの利用券についてはご意見を頂戴しているところでございますので、切替えについては、今ちょうど我々としても検討は進めているところでございます。

○池田委員 さらなる検討を進めていただきたいと思います。

もう一点、最後でいいんですけども、自主返納をしてからこの支援事業に申請できるのが1年以内の方に限られるということで、自主返納して、またそれをずっと証明書をもって持っているだけけれども、今出すとパスポートだと。もうちょっと検討してくれるのであれば違うものに取り替えたという、やはりなかなか進まない事業なのかなと思っておりますけれども、そこの辺りもう少しのさらなる検討をぜひお願いしたいと思いますけれども、改めてもう一度お聞かせ願えますか。もう高齢者の方で自主返納されている方、そういう希望の方がいらっしゃるんです、やはり交通事故を少なくしたいという思いもありますし。ただ、ほかの自治体だといろんなことやってくれているというのもあるんです

けれども、いかがでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長 そういったご要望の方もいらっしゃると思うので、検討のほうは着実に進めさせていただきたいというふうに思っております。

○岩佐委員長 はい。ほかに質疑はございますか。

○小枝委員 別の項目だよな。

○岩佐委員長 違う、別なところ、すみません。

○小枝委員 みんな、ないの。

○岩佐委員長 別のところですか。

○小枝委員 じゃあ、私だけやったら悪いなと思ったんです。いいんですか。じゃあ、やらせていただきます。街路樹育成管理方針のところをやりませう。資料要求をさせていただいております。追加09です。はい。大丈夫ですか。

一応皆様に分かりやすいように一括質問を1回言いますね。だからといって、1回で終わるか分からないです。

1点目が、これ、なぜ、これは何年の予算で幾らでつくったんですかというのが1点目。そして、本会議の質問で見直しをする必要があるのでは時間がかかっているというようなことの答弁があったことがあります。どこを見直したんですかというのが2点目。で、3点目が、これ内容を見ると、街路樹育成方針というふうなことで4ページに位置づけられているんですが、タイトルのほうが「街路樹育成検討業務（333号）」というふうになっているんですけど、いつこれは街路樹育成方針になるんですかということですね。あと、変更点についてはどうして、発注したものについて変更を与える場合には議会に報告しながらその箇所について示していくべきじゃないんですかという点。まとめてご答弁をお願いします。

○千賀道路公園課長 資料要求がございました9番でございますが、街路樹管理育成検討業務（第333号）ということで、今、3点……

○小枝委員 4点。

○千賀道路公園課長 ご質問を頂きましたので、お答えいたします。

まず1点目でございます。こちら令和4年度予算で委託業務として実施しております。契約金額としては438万9,000円となります。

それから、2点目の見直しをするというところでございますけれども、今回ご提示したものは、この委託の成果の、その当時、令和5年3月ということでございますが、その委託の成果が終了した時点というものでございます。その後、内部で様々検討したところでございますが、参考の資料として現在活用しているところでございます。

3点目にありますけれども、街路樹の育成方針というつくり込みというところではございますけれども、こちらは委託の成果ということでございます。仕様書上は剪定方法や目標樹形などを含めた管理について検討することということで、そちらの委託をまとめた成果がまとめられているというところでございます。こちらは現在の道路の街路樹管理、東京都のマニュアル等、あるいはこの委託調査結果等を参考に活用しておるというところでございますので、方針としての作成する予定はないというところでございます。

○小枝委員 あれっ。

○岩佐委員長 議会に報告しながら変更していくんじゃないかという質問もありました。

○千賀道路公園課長 何か変更をといるところもあるところなんですけど、これは委託時点の成果そのもので、これを現時点で活用しているというところでございます。

○小枝委員 ご答弁ありがとうございました。4ページのところを見ると、皆さん広げられるかどうか。この上位計画との関連というところで、これは街路樹育成管理方針（案）であるというふうに書いてあるんですよ。うん。本会議の答弁でも、街路樹育成管理方針をつくりますと答弁していて、その答弁に基づいて438万円かけてこれをつくったのですから、ちょっと答弁としては変わっていないと言うんだけど、タイトルも含めて変わっているんじゃないですか。つくろうとしたものは、4ページにある街路樹育成管理方針ですよ。それは議会の本会議、代表質問の中でつくりますと言って答えて予算化をし委託業務で作成したものが、表紙だけ何か変わっているというのは、ちょっと整合性が取れないと思うんですね。おかしくないですか。

○千賀道路公園課長 こちらは先ほどもご答弁申し上げましたけども、当時の委託の成果をそのままというところでご提示をしているところでございます。方針ということで、そういう作りもございますが、基本的にはこれは委託の成果、様々に検討を頂いたところがございます。そういった内容は日々の業務、街路樹管理の業務に活用するというところで、特段これを方針というところに策定をするという予定はないというところでございます。

○小枝委員 方針が変わったということになりますね。で、令和4年の質疑でつくった成果物が、私が聞かなければ、440万かけてつくったのに、令和4年も報告しない、令和5年も報告しない、令和6年も報告しない、聞かれなければこれはなかったことになっていたんですかね。そういう予算の使い方ということがあるんでしょうか。

○千賀道路公園課長 これは委託調査、こちらの表紙の件名にございますように、街路樹管理育成検討業務というところで依頼をしたところでございます。様々検討いただいたというところでございます。そういった成果はしっかりこの形にあるというところでございます。その内容についてというよりは、これを今後活用していくというところで、これを方針というところまでは現状考えていないというところでございます。

○小枝委員 なぜタイトルが変わったのかは、ここでは一端は追及しませんが、「うん」って、追及しませんが、内容的にこれ区民の税金を払って健全な育成を図るために、東京都のこうした、何ですか、街路樹診断等マニュアル、こうしたものに準じて千代田区がつくっているものですから、これはその成果物は区民に公開されて区民が活用できるものというふうにすべきだというふうに思います。ここで育成管理方針と管理育成検討業務とどう違うんだというふうに言うと、またそれで何時間もかかってしまうので、発注した内容が方針なんだから方針でやればいいのかはなとは思いますが、ここではそこは取りあえずこちに置いておいて、出来上がったものについて、区民に、今、遅いけれども、2年も、よく読んでみると本当に大事なことがいっぱい書いてあるので、例えば職員体制をしっかりとつくりましょうとか、そうしたスキルをちゃんと事業者にプレゼンをしていきましょうとか、そういった健全な剪定の仕方はこうですよとか書いてあるので、これは区民に公開される情報、区のホームページに公開されるものというふうに考えてよろしいですか。

○千賀道路公園課長 こちらですけども、また繰り返しになりますけども、当時、街路樹管理育成検討業務ということで、その検討業務を依頼してまとめられた成果報告書という

ところでございます。一般的にそういった成果報告書、これ、内部の検討資料というところでございます。そういった意味では、これを、中身については様々ございますが、必要な部分については現在の街路樹管理にも十分生かしておる。個々の職員が生かしているというところでございます。そういった内部の資料ということで活用していくというところでございます。公表することは特に考えてございません。

○小枝委員 非常に令和4年のやり取りからすると、何か内部であったんだなということ推測する、非常に、何というんですかね、行政にとって何か不都合な部分があったのかというふうに考えるわけですが、姿勢として、これだけの金額をかけて、本会議場の代表質問でやりましょうと。緑豊かな千代田区をつくるためにこれをやりましょうと答えてつくったものなんですから、それはちゃんと区民の財産として提示をすべきものだし、これまで3年もなかったものにされてしまうというような、そういうルーズな公費の使い方というのは本当に区民から見るとよろしくない。それについて不都合なことがあれば議会と議論するなり区民と議論するなりして変えていけばいいわけで、非常に見えないところで好きだ嫌いだみたいな形で公費の使ったものを公表されないというのは非常によくないと思うんですけれども、そこはそれなりにこうした資料要求して出てきたこれが、何の変更も加えていないけど二、三年出てこなかったことについてはどうなんですかね、反省の弁というのがあってしかるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○千賀道路公園課長 こちらでございますけども、令和4年当時の委託を発注して、その成果、その成果に至るまでには様々な検討をしたというところがございまして、区としても、街路樹に関する参考資料というか、検討資料というところで活用しているというところでございます。そういった範囲におきましては、十分これまで、あるいは今後の街路樹管理等に活用してまいりますので、ご指摘の点は当たらないかなと考えております。

○小枝委員 最後。東京都の街路樹診断マニュアルに準じたものだということについては、それは間違いありません。内容的にこれに準じた内容であるということ間違いなければ、もう今日こうやって公式の資料として出された以上は、もう公開の情報になりますので、これを区民がどう活用するかは区民の勝手なわけですから。それと、要はもっとね、いろんな様々な大学であるとか、いろんな民間の企業であるとか、緑を扱うところに使ってもらったほうがいいと思うんですよ。だから、そういう意味ではちょっと消極的なやり方になっているなということについては極めて残念なんですけれども、そういう形でちゃんと積極的に区民と共に共有化してもらいたい。そして東京都の診断マニュアルは大変いいので、これと同じものだとすることを答えていただくと一つ軸ができるかなということで、そこも明快に答えていただいて、ということであれば、私のほうは納得が、納得というか、できるということなんです。

あと、全体、総括的に言うと、じゃあこれだけの金額をかけてつくったものが、一つ聞かれなければ出さないよと、成果物を出さないよということがあるとすると、決算のときにも実は出していないものがいろいろあるのかなと。成果物を作ったか作らないか、どうせ分からないからいいやといって表に出さないものがほかにもいっぱいあるのかなという気もしてしまうんですけど、そこはちょっと区民との信頼関係を公費を使ってつくっているものについてそぐう部分があると思うので、それをまとめて答弁ください。区民に分かるように答弁してください。

○千賀道路公園課長 まず、東京都の街路樹診断等マニュアルとの関係ということで、こちらですけど、令和3年度に東京都のほうが既存のマニュアルを改訂してつくったと。その際に、育成管理の視点というところも入れるというところで、そういった点は今回の委託業務の中にも反映させておりますが、基本的には東京都がつくったものは街路樹の管理、あるいは診断のマニュアルというところでございますので、その一部において今回のこの成果物に反映させているというところでございます。それから、東京都はそういう意味ではこういった方針というものは作成はしていないというところでございますので、これは区として独自に検討したものであるというところもございまして、先ほどのお話にも繰り返しになりますが、こういった当時の時点でしっかり街路樹の管理育成に関して検討した成果物ということでございますので、これをしっかり街路樹管理に生かしていくということが区民にとって一番の対価にあるかなというところの認識でございます。

○はまもり委員 関連で1点だけ確認します。

○岩佐委員長 簡潔にさせていただいていいですか。

○はまもり委員 はい。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 今の話で、4ページの上位計画との関連のところなんですけど、そうすると、今回の成果物だと思うんですが、街路樹育成管理方針は新たにつくるのか、もうつからないのか教えてください。これだけです。

○千賀道路公園課長 方針ということではこの成果を持って確認をしたというところでございますので、つからないということでございます。

○はまもり委員 もう、つからない。

○小枝委員 この4ページが間違っている。だって、体系図と活用の部分。それはちゃんとそういうふうには……

○岩佐委員長 これ、内部資料なんですよ。

○小枝委員 内部資料だろうと、成果物がタイトルと中身が違っているの、修正しないとおかしいんじゃないですか。

○岩佐委員長 休憩します。

午後4時36分休憩

午後4時36分再開

○岩佐委員長 再開します。

小枝委員。

○小枝委員 この4ページのところに街路樹育成管理方針という当初の予算で答えた内容のまま載っていて、タイトルが違っているということからすると、どちらかを変えないと成果物として矛盾してしまうので、ここは修正が必要になりますねということです。

○千賀道路公園課長 これも含めての成果物でございますし、あと育成方針案ということでございますので、区としてはこれはあくまでも成果物、街路樹管理育成検討業務の成果を受けたというところの認識でございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかの項目で何か質疑。

○米田委員 公園の維持管理。決算参考書は228ページになります。いいですか。

公園、トイレ等が快適に利用されるためには、日常の巡回、清掃、点検が必要だと思っております。千代田区には恐らく区内公園19か所、児童遊園21か所、広場12か所とあると思います。この維持管理費に予算としては5億5,000万強、で、支出が4億円強、で、執行残が1億5,000万強だったと思います。この執行残になった理由、あと内訳みたいなのを教えていただけますか。

○千賀道路公園課長 決算参考書の228、229ページでございます。公園維持管理の経費のご指摘かなというところでございます。これはその中に様々（1）から（5）項目までの項目がございまして、執行率で申しますと、（1）番の光熱水費が44%ぐらいと。これは従前に計上した経費よりも光熱水費がかからなかったというところがございます。それから、鉄道施設沿いの法面樹木の安全管理という、JR沿いののり面管理の部分なんですけど、こちらは38%ということございまして、これはJR等との協議、調整等で年間でちょっと実施できる場所が限られたというところで、大きくはこういったところがございます。

○米田委員 そうしたら（2）の清掃費、これは各公園、さっき言ったように1日1回から2回清掃していると思うんですけど、この公園は全て委託で行っているという認識でよろしいですか。で、委託先についてもですけど、例えば委託先事業者があると思うんですけど、シルバー人材派遣のほうにも頼んでいるところがあると思います。その内訳というか、件数も教えていただけますか。

○千賀道路公園課長 （2）の清掃費でございますけども、こちら執行は90%を超えておるところで、おおむね執行しているというところでございますが、ご質問いただきました公園清掃全般につきましては、シルバー委託が1,300万余と。それからもう一つ事業者委託が7,360万余というところがございますが、それ以外にも個別の公園や広場清掃など、箇所づけの委託経費があって当該の1億5,800万に積み上がっているというところがございます。

○米田委員 そのうちシルバー人材で頼んでいる公園は何か所ありますか。例えば西神田公園なんかは多分シルバー人材だと思うんですけど。

○岩佐委員長 分からない。分かりますか。

○千賀道路公園課長 ちょっと細かい分けがありまして、ちょっと大きく申し上げますと14か所ないしはプラス部分的に2か所程度というところがございます。

○米田委員 公園の清掃は、さっきも言ったように1日2回朝と夕だと思うんですけど、これは間違いはないですか。間違いはない。

○千賀道路公園課長 公園清掃、シルバーの委託のところでも2回あるいは1回という清掃がございます。また基本的に平日というところで行っておるところでございまして、それをまた業者の清掃と組み合わせて行っているというところがございます。

○米田委員 ちょっと違いますけど、清掃しているかどうか、道路公園課としてしっかりチェックしているかという点についてお聞かせください。

○千賀道路公園課長 これは、基本的に仕様書上は履行確認のため必要があるときは区職員が実地調査を行うということで、それ以外に写真とか定期的提出がございまして、現状もそういったところを行っておるところでございます。

○米田委員 チェックしているということでもいいのか、いいんですね。いいですね。分

かりました。

で、本当にチェックしているのかなという点が多々あります。私、朝とか夕方よく公園前を通ります。で、地域の方から清掃ができていないというお声をたくさん頂きます。こういったクレームは、クレームというか連絡は、道路公園課さんには入っていますか。

（発言する者あり）

○千賀道路公園課長 部分的にといいますか、例えば週末明けですとか、そういったタイミングで、前の日に何がしかのイベントがあったりしたようなときに汚れているというところがございますが、そういった苦情はございますけども、恒常的に汚いというところは特には申告を受けているということは認識はしていないというところがございます。

○米田委員 イベントのときだけではなくて、私、公園に行っているときに、清掃事業者、委託先の方が清掃されています。その方にもよるんでしょうけど、相当いいかげんな掃除をされているときがあります。やっぱりこういったところは職員の方が、定期的にはやられているかも分からないですけど、そういったクレームがあった場合には、すぐさまその事業者に対して改善要求とか、やっている回数、やった後の点検、こういったことをしていくことは僕は重要だと思うんですけど、その辺いかがですか。

○千賀道路公園課長 そういったちょっと清掃するタイミングも基本的にこれらの清掃箇所を巡回をしていたりするところがございますので、時間によって、まだ清掃が入る前だとか、そういったところでご指摘を受けたり、あるいはちょっと人員の関係も恐らくあるところがございますので、そういった清掃の人員がまだ不慣れな場合ですとそういった苦情も受けるようなケースもあるのかなというところがございます。そういったところも、これは年間契約でございますので、年度当初にしっかり業者のほうに、まずはしっかりどういう清掃をすべきかということの認識をさせるということ。ただ、年間の中で様々不十分な点があれば都度改善をしていくように、これは常々、あるいは今後もやっていくものがございます。

○米田委員 時間帯によっては汚れていてもいいという判断になりますよ。そんなことはないと思っていますよ。それは言わないですけど、さっき言ったのは、私、目の前で見て、清掃終わった後にもかかわらず散らかっているところがあると。こういった公園が多々あります。毎回じゃないですよ。そういうのを防ぐために、そういうご指摘があった場合には、職員の方が1週間なり2週間なり、清掃の後チェックする。こういうことをやるべきなんじゃないかなという質問をさせていただいたんですけど、いかがですか。

○藤本環境まちづくり部長 ただいまのご質問ですけれども、委託調査がしっかり掃除がなされていないということがあるということですので、しっかり事業執行を確認をして、区民のニーズに応えるように着実に進めてまいりたいと思っております。

○米田委員 ぜひお願いします。

仕様書の中なんですけど、例えば公園の中は当然清掃されていると思います。公園の前のちょっとした通路とか、区道のところとか、こういったのは清掃のいわゆる掃除する仕様書の中に清掃しないといけないというのは入っているんですか入っていないんですか。

○千賀道路公園課長 現在、委託の仕様書上では、公園面積が基準となっておりますので、その範囲外は対象外ということになります。

○米田委員 じゃあ公園の植え込みというか、木は公園の中にある木の落ち葉とか、こう

いったのはどこが清掃しないといけなくなるんですか。

○千賀道路公園課長 公園内に関しては公園清掃に入るものでございます。

○米田委員 公園の中はそうでしょうね。公園外のところの落ち葉はそのままでもいい。近所の方が掃除する。この辺はどういう仕様書の中でどうなっていますか。

○千賀道路公園課長 こちらは公園に付随するもの、公園に関係するものということで、そういう場合も職員等が確認をして必要な範囲をやるように指示をするというところがございます。そういった点は仕様書にありますけども、その範疇で対応していくというところでございます。

○米田委員 そういったことができていないときが多々あります。私、結構写真を撮っていますけど、ここで見せたいぐらいですけど、やらないですけどね。（発言する者あり）そういう部分もあるんで、しっかり今後は仕様書の中に、公園の周り、これも清掃する。こういったことを入れていくというのは僕は大事だと思うんです。相当これ、金額をかけていますから委託費、これぐらいやってもらってもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○千賀道路公園課長 ご指摘を重く受け止めたいと思います。仕様書の中でもそういったものも当然、当然というか、必要に応じて含まれるというところを今後しっかり検討していきたいと思います。

○米田委員 ぜひ、よろしく願います。

最後にしますけど、やはり公園づくりというのは区の一丁目一番地、安らぎを求めるところだと思います。公園づくりに対してもいろんな整備方針、今、出しております。やはり安らげる公園を造るという上では、清掃、さっきここに書いておりましたよ、日常のチェックが大事だと思います。公園づくりに関して、今後これをしっかりやっていくという受け止めでよろしいですか。

○千賀道路公園課長 そうですね。公園清掃自体は公園の環境を良好に保つということで、子どもや高齢者を含む多様な利用者が快適に過ごすことのできる空間をつくるということが目的でございます。そのためには、本日ご指摘も頂きましたが、そういった継続的に改善・工夫して環境維持に努めていくことが必要かなという認識を新たにしましたものでございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかの項目で何かございますか。

○はまもり委員 資料要求させていただきました追加資料5、二番町計画の検討ステップについて質問させていただきます。

今、二番町の地区計画変更に関してはステージが変わったというふうに認識しています。都計審の附帯決議で前向きに話し合える場の検討設置ということが住民の皆さんが一番関心を持っているところですが、特に誰でも参加できる場として、今どのように検討を進んでいるのか教えてください。

○榊原麴町地域まちづくり担当課長 資料要求いただいた追加資料5ですが、こちらは記載のとおり、これまで教育機関等への個別ヒアリングを実施してまいりました。現在はその次のステップとして、前向きに話し合える場を設けるべく準備を進めております。今後、区のほうで一定程度考え方が整理をできてまいりましたので、その事業の内容について今

後の環境まちづくり委員会で報告をした上で、そちらのご意見を踏まえて先に進めたいというふうに考えております。

○はまもり委員 はい。ありがとうございます。特に制限せずに誰もが参加できる場というものが皆さん要望が上がっていますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それから、基本計画が6か月以上かかって基本計画をつくるということで、一番最初に出たのは7月ぐらいには出ているので、来年の1月、2月ぐらいに向けてこの検討の場と環境影響調査というのをやっていくんだというふうに考えています。これに向けて、しっかりと実行されるようにスケジュールに落とし込んでやっていただきたいなど、確実にやっていただきたいということと、環境影響調査というものはどういうことを考えているのか最後に伺って終わりにします。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 スケジュールに関しましては、前向きに話し合える場を踏まえて、そちらでの議論の結果、こういった形で進めるかというのは改めて整理をしてみたいと思います。その内容については適宜議会にもご報告をしてみたいというふうに思っています。

環境影響調査についても、これまで議会のほうからご指摘いただいている点、交通量の調査等の内容について実施をできないかということで事業者と調整をしてみたいと思います。

○はまもり委員 よろしくお願ひします。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かありますか。

○田中委員 そうしましたら事務事業概要の128ページの道路や公園などに関する相談等の受付に関してお伺ひします。こちら「マイ・シティ・レポート」というアプリを使った道路の不具合などの通報システムを千代田区では2022年の令和4年の6月から導入していると思うんですけども、こちらのマイ・シティ・レポートさんのほうのホームページを見ると、10万人以下の自治体だと年に28万円の使用料ということなんですけれども、こちらで間違いがないかということと——休憩したほうがいいですか。違う。現在の利用状況を少しお伺ひしたいと思います。現在の時点での登録者数と及び相談件数をお願いいたします。

○千賀道路公園課長 道路公園の相談等の受付ということで、スマートフォンアプリのマイ・シティ・レポートのご質問でございます。こちらですけども、決算参考書226から227ページの道路公園費、道路橋梁総務費の5番、道路橋梁一般事務費のうち28万円をその市民トークアプリ年会費ということでマイ・シティ・レポートコンソーシアムのほうに28万円支払っております。それから、現在の利用状況ということで登録者数でございますが、直近の時点で確認しましたところ202名、うち個人が200、団体2名、それから申告数でございますけども、直近の時点までで571件ということで、令和6年は93件、令和5年は415件、令和4年は63件となっております。

○田中委員 はい。ありがとうございます。そうすると、こちらの事務事業概要の128ページの相談受付件数というのがあると思うんですけども、そちらだと合計で982件とあるんですけども、この中に入っているということでしょうか。それとも別で、今幾つでしたっけ、言っていた数字になるんでしょうか。

○千賀道路公園課長 事務事業概要128ページの相談受付件数、令和5年度982件は、これはマイ・シティ・レポートの分は除いていると。マイ・シティ・レポートだけでは415件ということになります。

○田中委員 はい、承知いたしました。ありがとうございます。そうしますと、かなり利用状況としては悪くないというか、窓口とか電話での相談の半数近くに及んでいると思うんですけども、これの対応件数というのはどうなっていますでしょうか。対応済みというのと受付済みとか、外部機関へ送致というカテゴリーがマイ・シティ・レポートのホームページを見るとあるんですけども、その件数というか、対応済みになるまでの期間など、もし統計を取られていたら教えてください。

○千賀道路公園課長 対応の内訳でございますけれども、令和5年度単位でちょっとご説明いたしますが、先ほど415件と申し上げましたけども、これで道路公園課が所管する分が317件、それから外部機関に取り次いだものが98件というところでございます。それから、道路公園課が対応した部分というところの317件のうち、対応済みとなっているものが176件で、その他対応中というところはその他で141件というところでございます。対応までの期間とか、ちょっと内容にも関わるところでございますが、これ、街路灯の不点とか、区民の皆様が日常道路を通行していて気がついた不具合などをスマートフォンで写真を撮って投稿していただくということでございます。そういった街路灯の不点のような区民生活に影響の大きいものは1日から1週間程度かかる場合もございますが、そういったところに対応しているところでございますが、一方で、落書きとかシールということで、そういったものはちょっとその作業が他の作業などと併せて行う場合もありまして、ちょっと1か月以上かかるというところもございます。

○田中委員 そうしますと、こちらのマイ・シティ・レポートのホームページなどを見ると、直近の30日の状況というのが見られるんですけども、このシステムは23区では千代田区のほかに港区、品川区、世田谷区、葛飾区などが取り入れていて、そちらのページもちょっと見てみました。そうしたところ、30日の直近のところはかなり対応済みというのになっていまして、その対応済みになったところの、何というんでしょう、コメントというか、報告のところにも写真つきでこういうふうに対応しましたということと、割と丁寧なコメントがついていたりするんですね。で、千代田区のほうを見ると、かなり受付済みで終わっていたりするところが多いので、そこら辺の今後の改善と、できることがあるのかどうか。あと、そのほかに、ほかの23区の中の自治体ではLINEを使った通報システムなどもかなり使われているようです。そこら辺の今後のご対応など教えてください。

○千賀道路公園課長 そうですね。直近の30日までは公表されているというところでございまして、対応、先ほどお話し申し上げましたように、即時ではない対応等もございまして、対応している際にちょっと速やかにその担当者間での連絡が行き届かない場合もございまして、そういったところを速やかに対応していくというところを、まず担当者間の連絡をしっかりとするというところ、これは反省して今後改善してまいりたいと思います。それから、LINEといいますか、このMCRを先ほど200名ぐらいの登録というところでございますけども、さらにこういったツールを活用していただく必要があるかなという認識でございます。既に各町会長会議などで周知をしているところでございますが、あ

とはホームページで常時そのページは掲載しておるんですが、それ以外にも一定のタイミングなどで、SNSなどで登録を呼びかけるなど、まずはこのマイ・シティ・レポートの浸透に尽力してまいりたいと思います。

○牛尾委員 関連です。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 道路、公園などに関する相談等の受付ということです。先ほどマイ・シティ・レポートの対応が317件、で、176件措置したよとありましたけど、これ例えば、区道だったら対応というのは区でできるということですが、例えば、ビルオーナーとか会社とか、そういったところに相談をしなければいけないという場合はどうなりますか。

○千賀道路公園課長 こちら、対象としてはあくまでも区道、区が管理する部分のところでございます、それじゃない私有の部分に関しては、ちょっとそちらの対応になるかなというところでございます。

○牛尾委員 じゃあ、例えば区道でJRの高架下、これは区道の整備、これは区でできるんですか。

○千賀道路公園課長 ちょっと具体なところがもしあればということでございますけども、一般的に区道であれば区が整備するということなんです。

○牛尾委員 ちょっと具体的に言いますね。金物通りから神田駅南口の高架下、今、区道のところに以前……

○岩佐委員長 牛尾委員、あまりに具体的なものは個別にやっていただいて、この総括質疑でやるにはちょっとそぐわくないですか。

○牛尾委員 一言言って、終わります。あそこ歩道整備を行うとって、もう何年もかかっているんですね。そこはどういうふうな経過になっているか、何か情報はありますか。

○千賀道路公園課長 ちょっと具体にご指摘いただいた神田駅の南口の部分のことかと思われましても、今年度整備をしていくということで、現在、工事等を実施に向けて発注は行っておりますので、取り組んでおるところでございます。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 新しいやつですか。

○小枝委員 そうです。

○岩佐委員長 一旦休憩します。

午後5時03分休憩

午後5時17分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

引き続き、環境まちづくりについての質疑を受けます。

○小枝委員 恐れ入ります。追加資料10をお願いしています、四番町保育園・児童館管理施設に関する経過、経費ということで、簡単に端的に伺います。

結局、この仮園舎の期間は何年だったのか。そして、これ以上延びる要素はないのかということ、まず、確認します。

○岩佐委員長 仮園舎の期間と……

○小枝委員 うん。

○岩佐委員長 何年だったかと、これ以上延びないよねという。

○小枝委員 はい。（「ちょっと理事者がそろっていませんので、ちょっとお待ちください」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 来た、来た。

○小枝委員 あれ、子どもだから、子ども……

○岩佐委員長 大丈夫ですか。（「いや、もう少し待ってください」と呼ぶ者あり）
休憩します。

午後5時19分休憩

午後5時21分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

子ども部長。

○小川子ども部長 仮園舎の貸借期間は、令和9年の9月までとなっております。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 平成28年からということになるので、10年もしくは11年に及ぶ仮園舎期間ということになったというふうに、引き算すると、なりますね。

○小川子ども部長 最大の延長でね。

○小枝委員 はい。そう。延長に次ぐ延長で。

ここはもう、これ以上の延長はないという答弁だったですか。

○小川子ども部長 現時点で四番町の施設の整備が令和9年の2月という予定でございますので、現時点では、最終的に原状回復をしてお返しするのが9月ということですから、間に合うというふうに見込んでおります。

○小枝委員 ここは、繰り返しをいたしませんか、子ども部としては、仮園舎期間が10年に及ぶというのは本当に大変だったと思うし、何よりも現場の子どもたち、また、先生方が本当に大変だったというふうに思うんですね。これから、あと3年ということぐらいになるんだと思うんですけども、ここは、子ども部としては、現場の声を本当によく聞いて、待ちに待った完成ということと、非常に長くご迷惑をかけたということで、配慮を尽くしてもらいたいということです。子ども部に対しては、そういうことです。どうですか。

○小川子ども部長 この施設の整備に際しては、まず、仮園舎に移転をするまでの間も、様々な現場からの要求もあって、いろいろと設備も含めまして、手を尽くしてきたところでございます。そして、ただいまご指摘いただきましたように、仮園舎の滞在期間が非常に長期にわたったということで、本当に子どもたちを含めて、ご不便をおかけした面は多々あったかと思えます。その点については、大変申し訳なく思っております。したがって、今後も、先般の分科会でも若干説明があったんですけども、きちんと工事の管理をした上で、工期の短縮も図りつつ、期限までに施設が整備できるように尽くしてまいります。このように思っております。

○小枝委員 そういうことだと思います。

それで、ここは、子ども部ということではないかもしれないんですけども、当初、子ども部が予算要求したときの年間賃料というのは、7,700万で議会を通っております。

ということは、10年で7億、準備期間を含めて、11年で8億円を無償貸付けで、企業からの寄附を得たような格好になっております。これは、こうした、何というんですかね、ある意味、開発に絡めて、ただで借りるといようなことは、借りてもいいけれども、やっぱり子ども部が予算を組んだように、お金を払って。明瞭会計でやっていくということがあるべきじゃないかと。言い方を換えれば、開発に絡めて、ただで借りるといことは、今後はやめたほうがいいんじゃないかというふうな教訓、これは、子ども部に聞いても、お気の毒だと思うんですが、いかがなんでしょうか。繰り返すことはいたしませんので、明快な答弁をしていただきたいと思います。

○小川子ども部長 委員長、子ども部長。

○小枝委員 えっ。

○小川子ども部長 当時、我々としまして、今ご指摘いただきましたように、賃貸のための予算も組み、相手方に対しまして、有償でお借りしたいという交渉をしておりました。ただ、無償で構わないというお話で、そういった辺りの少しやり取りもあったんですけども、結果的に無償となったということでございます。

○小枝委員 今後はということで、今後は、こういうことはやめたほうがよろしいでしょうと……

○岩佐委員長 今後は。はい。

○小枝委員 答弁を頂ければ、終わりなんですけど。

○岩佐委員長 頂けたんですよね。いいですよね。（発言する者あり）

よろしいですか。

ほかに何か質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、環境まちづくり部の質疑に関しては、終了します。

暫時休憩します。

午後5時25分休憩

午後5時35分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

政策経営部の所管の項目について、総括質疑を受けます。

挙手をお願いします。

○小林副委員長 それでは、官製談合と……

○岩佐委員長 ちょっと待って。

すみません。欠席届。

○小林副委員長 どうぞ。

○岩佐委員長 すみません。欠席届が出ていました。

6時半より西岡副委員長、子の監護のため、6時半から欠席です。

すみません。失礼しました。小林副委員長、続けてください。

○小林副委員長 官製談合とあっせん収賄事件の対応と区政への影響について。あと、関連するんで、第三者委員会の設置についてまで質問します。

まず初めに、官製談合事件が、本会議でも質問したんです、昨年9月に警察の捜査が始

まっていたと、元区議の公判で弁護士が発言していました。で、千代田区に捜査が入った後、誰がいつから捜査協力の指示を出したのかという私が質問したところ、捜査協力につきましては、誰かの指示によるものではなく、当然の責務と考えております。捜査はいつ始まったかは把握していない、把握していないとの答弁を頂いたんですけども、別の聞き方をします。これ、非常に答弁がおかしいんで。では、どの部署かも把握していないならば、どの部署に、まず、警察から連絡が来たのか。捜査令状がないと捜査できないんで、捜査令状はどの部署が受け取ったのか。いつから捜査が始まり、どこから家宅捜索を受けたのか。（発言する者あり）何か所か、何日、家宅捜査されたのか、お答えください。

（発言する者あり）

○佐藤総務課長 ひとまず、追加要求の資料を頂いていましたので、その資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

追加資料の2-2でございます。区で把握しておりますのは――すみません、消えてしまった。すみません。ちょっと資料が消えてしまったので、お待ちください。

○小林副委員長 2-2。

○佐藤総務課長 すみません。失礼しました。令和5年10月10日に警視庁から捜査協力の依頼を受けております。これは、会議室の貸出し、拠点となる場所の貸出しについてでございます。この連絡は、まず、秘書のほうで受けているというふうに聞いております。

○小林副委員長 どこで。

○佐藤総務課長 秘書。

○小林副委員長 秘書。はい。

○佐藤総務課長 はい。続きまして、次に把握しておりますのは、令和6年1月24日、本庁舎に家宅捜索が入った時点でございます。その後、3月29日まで会議室の貸出しがございまして、区として捜査協力しまして確認しているのは、この事項となりまして、その捜査の内容につきましては、把握しておりませんし、たとえ把握している事情があったとしても、それは口外してはならないというふうに指導を受けておりますので、申し上げることができませんので、ご了解いただければと思います。

○小林副委員長 内容を聞いていません。家宅捜索に入ったのが1月24日ですか。24日に入ったわけですね。どこの部署に入ったのか。（発言する者あり）何か所に入ったのか。それを答えて。内容は聞いていません。

○佐藤総務課長 ご質問のそういった箇所ですとか、回数ですとか、そういったことについても、捜査内容になりますので、お答えすることができません。

○小林副委員長 それでは、聞き方を変えます。じゃあ、内部調査に対応した弁護士ですよ、はいいつから関与されていて、どなたですか。で、弁護士と対応した部署は、どこで、どなたですか。

○佐藤総務課長 こちらも、追加資料といたしまして、弁護士への依頼事項についてという資料をお出ししております。こちらで、項番1（2）にございますように、令和5年11月8日に職務に関する法律相談制度を利用いたしまして、初回の相談を行い、12月19日、令和6年1月25日の3回相談をしているところでございまして、こちらが端緒となります。

○小林副委員長 どうぞ、どうぞ。関連。

○岩佐委員長 林委員。

○林副委員長 資料の確認で、追加資料2-2である10月10日から会議室の貸出し、これ、どこの会議室で、出入りは警視庁二課の方だけなのか、区の職員も出入りしていたのか等々、土日を使ったのかとか、もう少し詳細な説明をしていただけますか。

○佐藤総務課長 千代田会館の10階をご利用いただいておりましたが、どのような使い方をしているかということは、区のほうでは承知しておりません。

○林副委員長 そうしますと、千代田会館の10階の鍵も渡して、セキュリティ関係も全て委任を警視庁二課のほうにしたと。職員のほうは一切出入りしていないということでしょうか、呼出しを含めて。

○佐藤総務課長 委員ご指摘のとおり、管理のほうはお任せしておりますが、また、職員が呼ばれることもあったようですけれども、そのときは、警察からの呼出しに応じて、出入りするものが一部あったとは思いますが、そういった状況については、先ほどの答弁のとおりでございます。

○林副委員長 10階の貸出しというのは、区の財産ですし、研修で使ったりするところですし、最も職員の方が出入りしない場所ですよ、10階というのは。これ、10日に来たときは、どれぐらいの期間借りたいと。公共施設ですから、区の共有財産ですから、1か月借りたいとか、期限についての連絡というのは、どの部署にどういう形で依頼があったのか。で、最終的に、3月29日まで利用終了と。これ、逮捕された後ですけれども、どうなったのか、お答えください。

○佐藤総務課長 先ほど申し上げましたけれども、10月10日にこの部屋の貸出しについてのご連絡を受けたということですので、秘書のところへ一旦受けまして、手配をした後は、お預けしているという状況でございます。

○林副委員長 すみません。聞いたことが……

○岩佐委員長 どれくらい予定して貸してくださいと言われたのかということですね。

○佐藤総務課長 あ、失礼しました。どのぐらいの期間ということは、最初にはあらかじめ聞いていないものと承知しております。

○林副委員長 そうすると、10月10日に貸してくださいと言ってから、何も警視庁二課のほうから連絡なしにずっと占有されていたという理解でよろしいですか。

○佐藤総務課長 捜査が終わるまでということですので、その捜査の終期については、こちらでは承知しておりませんので、ちょっとそのような答弁になろうかと思えます。

○林副委員長 職員の研修室ですとか、例えば、区長が主催する消防団の運営委員会とか、様々な会議室を利用していたんですけども、区役所にとって、千代田区会館の10階というのは、長期にわたる、いつ返ってくるかも分からないようで、業務に支障というのは、令和5年度ですから、3月29日まで、一切なかったんでしょうか。

○佐藤総務課長 こうした事態でございますので、他の会議室等をやりくりして、捜査に協力をしたという状況でございます。

○林副委員長 じゃあ、最後に。

そうすると、いろんなところで、いつの時点から警察が捜査をしたのかというのが、捜査上で分からないと言ったんですけど、つまるところ、10月10日に連絡が来た。ここからでいいんですか。それとも、先ほど言ったように、弁護士が東京地裁の法廷で言っ

たように、9月から区役所のほうに捜査が入ったという話なんですか。どの時点で、事前に聞いていなかったら、びっくりされますよね、秘書課の方たちも。急に警察が会議室を取ってくださって。じゃあ、それ、意思決定、どうなったんですか、併せてお答えください。誰の承認を得て、区民共有財産のところの会議室を長期間にわたって貸し出す承認が出たのかを含めて、お答えください。

○佐藤総務課長 捜査への協力でございますので、まずは対応するという方向で、先ほどご説明したとおりの対応でございます。（発言する者あり）

○林副委員長 僕、誰の承認で貸したんだと聞いた。

○岩佐委員長 どういう、だから、最初に警察が来たときに、誰が許可をして対応したのかということですよ、手続として。

総務課長。

○佐藤総務課長 施設管理者ということになるかと思えます。

○林副委員長 だから、誰ですか、それ。また繰り返しやらせるんですか。ちゃんと議事整理してください。

○岩佐委員長 施設管理者とはどなたですかという、役職でいいですので、お願いします。

○林副委員長 意思決定の仕方も聞いているんですよ。

○佐藤総務課長 IT推進課の管理というふうに聞いております。（発言する者あり）あ、すみません。情報システム課です。申し訳ございません。

○林副委員長 だから、繰り返しやらせるんですか。

○岩佐委員長 はい。お願いします。

○林副委員長 繰り返しは嫌なんで、IT推進課長が警察の捜査だから貸していいという権限があるんですか。

○小林副委員長 情報システム。

○林副委員長 あ、情報システム課か。

○佐藤総務課長 すみません。訂正いたします。情報システム課でございますけれども、それは捜査への協力ということでございますので、話をした上で、貸出しをするということでございます。

○林副委員長 これ、長引いちゃうね。

○岩佐委員長 情報システム課の方が千代田会館の10階をお貸しするというところをお受けして、手続をされて許可を出したということですか。今、林委員が聞いているのは、どなたがどういう手続で最終的に運営……

○佐藤総務課長 区として貸出しをしたということですので、いつ誰がということではないと認識しております。

○林副委員長 まだやるんですか、こんな……。

結構大事な話だと思うんですよ。要は、一担当課が警視庁からの捜査依頼を受けて、会議室を貸したというんだったら、部分になるわけでしょう。そうじゃなくて、施設管理者である区長になるのかな、組織体として、ここを警察の捜査に貸そうと言ったら、全庁的に共有する話なんですよ。ここの違い——どうなんですかと聞いているんで、聞かれたことに答えていただかないと。些末なところで頑張られても困るんですよ。そんな区民の共有財産を一担当課がやって、警察の捜査という大事な話を上司に情報共有しないという

のは、普通考えられないですし、私たちも、これ、ちょうど昨年の決算議会のときに、よもや、よもや10月13日って、いろんな意思決定をされているんですから、都市計画決定を含めて、弁護士の話も含めて、ここで全然共有していないで、貸し出したという受け止めでよろしいんですか。いや、こそこそ言われても困るんですけども。（発言する者あり）

○岩佐委員長 休憩します。

午後5時46分休憩

午後5時47分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

政経部長。

○村木政策経営部長 すみません。ちょっとお手間を取らせて、申し訳ございませんでした。

ただいまのご質問についてですが、警察にお貸しした千代田会館の10階は、もともと研修室という扱いでございました。ですので、人事課の管理ということだったんですけど、ただ、お貸ししたのは、いわゆる講師控室として使っていたところで、そこは、情報システム課がシステムのリプレースに当たっての打合せということで、長期にわたって、年度中ずっと使うことを想定してお借りしていたものでございます。そこで、ただ、今回、こういった事件がございましたので、警察に協力するというで、じゃあ、情報システム課のリプレースの打合せは別のところで行うということで、ほかのところできりくりしながらやっていたという、そういうことでございます。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 繰り返しになっちゃうんですので、いいんですけども、情報システム課が当時使っていたとしても、警察からのイレギュラーな、ふだんとは違うイレギュラーな申出に対して、どなたが、最終的に、こういう事情だから、こういう使い方にしましょうね、期間はエンドレスですよということを決められたんですよ。（発言する者あり）
そうそう。それを……。

林副委員長。

○林副委員長 聞き方が悪かったですね。それでは、区長にお聞きします。

10月10日の時点で、警視庁二課から捜査依頼のため、会議室並びに区の施設を借りるという報告は受けていたんですか、受けていなかったんですか、お答えください。

○中田行政管理担当部長 10月10日までそういった情報は区には寄せられておりませんで、そのとき、初めて知ったということになります。（「えっ」と呼ぶ者あり）

○林副委員長 聞かれた――聞き方が悪いんですかね、申し訳ない。区長は、10月10日の時点で、警視庁二課から捜査依頼があることの報告を受けていたんですか、受けていないんですかと聞いているんですよ。（発言する者あり）

○中田行政管理担当部長 そういった、10月10日までは知らなかった。10月10日に初めて依頼があって、区のほうでそれを把握したということになります。

○林副委員長 ちょっと整理してもらっていいですか。

○中田行政管理担当部長 報告については、区長にも報告をしております。（発言する者あり）

○林副委員長 えっ。区長に報告が上がったんですかと。どういうつてでと、普通は言っ

てくれると思うんですけど。

○岩佐委員長 10月10日に、それを……。

担当部長。（発言する者あり）

○中田行政管理担当部長 今、すみません、最後に答弁させていただいたんですが、10月10日に警察のほうからご連絡を頂いて、それについては、区長のほうにも報告をしております。

○林副委員長 だから、どなたから。だって、組織で聞いているんですから。

じゃあ、聞きます。そうすると、組織で聞いているんですよ。一情報担当課、IT担当課から区長に上げたんですか。

○小林副委員長 情報システム課。

○林副委員長 それとも、組織として、区長のほうに報告を上げたんですかということを知っているんですよ。それは、警察からの捜査依頼、捜査が入るとするのは、全庁的に、一部でしようけども、組織として確認しているのか。一担当部署が、ないんですよ、これ、区長と言っているのか、どっちなんですかと聞いているんです。（発言する者あり）

○岩佐委員長 総務課長。

○佐藤総務課長 案件が案件でございますので、捜査の協力を受けて、全庁で確認をするというようなことはちょっと想定しづらいかと思えます。秘書で受けまして、副区長、区長にご報告の上、対応するということがあったかと想定しました。

○林副委員長 いいじゃん、それでね。（発言する者あり）組織でいいんだろう。だって、こんな、時間がかかるところじゃない。

○岩佐委員長 よろしいですか。

小林副委員長。

○小林副委員長 先ほど答弁いただきましたけれども、弁護士に関与、入っていただいたのは、答弁では11月8日、職務に関する法律相談制度に基づきということになっておりますけれども、警察から連絡があったのは10月10日。それで、この弁護士を、ずっと10月10日から11月8日まで、弁護士も何も使わないで、対応していたんですか、区は。それをお答えください。

○佐藤総務課長 官製談合の疑いによる捜査ということは聞いておりましたので、それへの対応として、複数の候補の弁護士を洗い出した上で、情報収集した中から弁護士を選定したものでございます。

○小林副委員長 違います、聞いていることは。

そうじゃなくて、10月10日に警察から連絡があって動き出したんでしょう、区の中は。そのときから弁護士は使っていないで、11月8日に初めて使ったんですか。そういうふうには書いてありますけれども、そういうことですか。それを確認しています。

○佐藤総務課長 言葉が足りずに申し訳ございませんでした。

そのように選定といいますか、弁護士の方を探しまして、この11月8日に初めてご相談をしたということでございます。

○小林副委員長 ということは、区が11月8日に職務に関する法律相談制度をして、相談を始めた。政策経営部の総務課が担当した。これ、答弁で頂いていますよね。このとき、対応していたのは、当然、政策経営部長。当然、総務課の上司は政策経営部長、前

政策経営部長が担当していたということで間違いないですか。

○岩佐委員長 ご担当が前政策経営部長ですかという、これはもう端的にお答えください。
（発言する者あり）

大丈夫ですか。（発言する者あり）

休憩します。

午後5時53分休憩

午後5時56分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。（発言する者あり）

休憩します。

暫時休憩します。

午後5時56分休憩

午後6時02分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

総務課長。

○佐藤総務課長 大変お時間を頂きまして、申し訳ございませんでした。

11月8日には、政策経営部長は同行しておりません。

○岩佐委員長 小林委員。

○小林副委員長 同行したかなんか聞いていませんよ。本会議の答弁で、法律相談、職務に関する法律相談制度を利用して相談を始めた。その所管は、政策経営部長——政策経営部の総務課ですと答えたんですよ。だから、このときの政策経営部長というのは、総務課の、政策経営部の部長は、前政策経営部長なんですよ、そうですねと確認しているんですよ。違うんですか。イエスかノーかで教えてください。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 ちょっと深読みしてしまいまして、大変申し訳ありませんでした。

当時の、当時の政策経営部長はおっしゃるとおりでございます。

○小林副委員長 ですね。

そうしますと、11月8日から前政策経営部長は弁護士と相談をし合っていたということになります。それで、（発言する者あり）いいですか。次、行きます。職務に——あ、答えますか。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 総務課長、手を挙げ……

○小林副委員長 去年の。去年の11月。

○岩佐委員長 休憩します。

午後6時04分休憩

午後6時05分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

小林副委員長。

○小林副委員長 （この間、若干録音なし）ました。政策経営部の総務課の課員が部長の許可をもらって行ったんですね。そういうことですね。

では、次ですね。職務に関する法律相談制度というのを使って、2人の弁護士にご相談していると思うんですけども、この法律相談制度というのは、千代田区では、登録弁護

士って何人いるんですか。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 この制度は、特に弁護士を登録して活用するという制度ではございません。各所管で弁護士の方に相談をしたいというときに、任意で弁護士を選定して相談できる制度でございます。

○小林副委員長 ですよ。そうすると、野々上尚弁護士は公安調査庁長官――あ、履歴ですよ。福岡高検検察庁検事官を歴任し、中村芳生弁護士は、東京地裁、東京地検特捜部、法務省の刑事局参事官というすばらしい経歴の持ち主の方ですよ。その特別な弁護士はどうやって探したんですか。

○佐藤総務課長 先ほどもご答弁申し上げましたが、候補者を選定した中からお話を伺って決めたものでございます。

○小林副委員長 弁護士って、何人いるんですか、日本に。その中から特別にこの2人をチョイスするのは、何かの理由がなかったら、チョイスできないでしょう。それは誰がチョイスしたんですか、こんな警察に強い人、警察で強いことをやっていた地検の人とか、国の要職をやっていた人を紹介してもらったんでしょう、どこから。千代田区の職員でそんな警察に強いのを知っている人、いるんですか。誰がこれは紹介されたんですか。そんな普通に、弁護士、誰でもいいやとって来る弁護士じゃないですよ、この2人は。来たんですか。それを誰が、いや、誰かの紹介ですか。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 複数の弁護士に当たったというのは事実でございます、その中で選定した中から、複数候補を挙げた中で当たった中で決めた弁護士の方でございます、意思決定の中といいますか、選定の中には上司も含まれております。

○小林副委員長 ちょっとこれと言っていると、もう堂々巡りになっちゃうんだよ。じゃあ、偶然、依頼できたすばらしい弁護士2人、この時期に職務に関する法律相談に基づき、官製談合の疑いより警視庁の捜査が行われていることに関連し、区が取るべき対応について助言等を受けた。もうピンポイントで官製談合の疑いより警視庁の捜査が行われることに関連し、区が取るべき対応について助言を受けたということは、令和5年11月8日、12月19日、令和6年1月25日、この3回の助言というのは、どういう助言だったんですか。

○佐藤総務課長 警察が区に協力依頼をしてきた段階で、官製談合の疑いということは伺っておりましたので、警視庁の捜査が行われていることに関連しまして、万が一、区職員が事件に関与した場合に、その説明責任として、どのような対応を取ったらよいかであるとか、もし官製談合が行われていたということが明らかになった場合、区として、どのような再発防止に取り組むべきかなどの相談をしております。

○小林副委員長 ちょっとその相談は分かりましたけれど、その以降なんですよ。ヒアリング調査というのを、この2人の弁護士に頼むわけなんですよけれども、令和6年1月29日から6月7日まで行ったという報告があります。要するに、この2人の弁護士というのは、1月29日より前に、ヒアリング調査が始まる前に、区が取るべき対応についての助言を受けていた弁護士なんです。その人がヒアリングを行った。職員アンケートも一緒ですよ、2月19日から2月29日まで職員アンケートというのはやっているんですけど、そのアンケート調査をする前に、区は弁護士から取るべき対応について、助言を受けていたということになりませんか。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 ご指摘のとおりかと思いますが、そのことについては考えておりません。

○小林副委員長 区は、ヒアリング調査やアンケート調査をやる前に、決めたとおりに相談を受けた。受けて、弁護士がヒアリング調査を終えて、アンケート調査を参考に調査報告書を作成していたということにつながりませんか。（発言する者あり）言わないでしょう。（発言する者あり）

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 関連。

とにかく、今回、この兩名、それに加えて、何だっけ、公取委が入っているわけですよ、3人の方。それが有識者会議ということになるから、何が問題かということ、区の取るべき対応、つまり、区側に行っている弁護士さんを、第三者機関ではないと言いながらも、第三者的に使うということは、これは無理なんですよ。だから、兵庫県知事のほうで、これになったら駄目ですねと、いろいろ問題になっているのは、どちら側に向いている弁護士がついたかということところが問題なんですよ。だから、出てきた結果が、区に近いじゃないですよと幾ら言っても駄目なんですよ、このところに接触していた弁護士だったらば。というふうに質問したいわけですよ。

○小林副委員長 後で。

○はやお委員 後でか。ごめんなさい。じゃあ、そこのところは、ちょっと確認。どういうふうに考えているのか。区の取るべき……

○佐藤総務課長 大前提として、区の再発防止策をどういうふうに今後考えていくかということ、弁護士に相談しているわけですから、当然、どんな再発防止策、第三者委員会をつくらうか、有識者会議を設置しようか、必ず、それは区が依頼するものであることには変わりはないと考えております。

○はやお委員 ごめんなさい。

それ、おかしいと思うんですよ。まだ逮捕もされていないで、先、どうなっているかわからないのに、再発防止をすぐ、（「そうなんだよ、時期がね」と呼ぶ者あり）結論を考えるとということが、もうおかしいんですよ。ではないでしょうか。だから、結局は、論理がもう破綻しているんです、今の説明だと。そこのところを、もう一度、お答えください。ただ――だけ、じゃあ、そこだけ。そこの1点だけ。

○岩佐委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 はやお委員が言いましたけれども、ちょっと矛盾するところが出てくるんですよ。ヒアリング調査は、先ほど、6年の1月29日から6月7日まで、2人の弁護士が行った。でも、2人の弁護士の契約というのは、令和6年1月29日ですよ。1月29日に、検討委員会の要綱ができたのが6年1月29日、要綱設置と同時に契約しているんです。で、この検討委員会のこの2人の弁護士は、有識者会議のメンバーとしたのは令和6年2月7日ですよ、メンバーにしたのは。有識者メンバーが確認される前に、有識者会議で検討委員会がこの2人を雇うというのを確認する前の1月29日には、既にこの2人は決まっていたんです。それで、2月7日の有識者会議の要綱案では、発券番号が黒丸で書いていないんです。ホームページで発表している2月7日の有識者会議設置要綱案では、発券番号は黒丸になっているんです。なおかつ、要綱の施行日も黒丸になっていて

分からないんです。これは、公の文書を出すときに、日付も黒塗り、要綱の発行番号も黒塗り、それはあり得ないと思うんだけど、つじつまが合わないんです。説明してください。
○佐藤総務課長 アンケート調査とヒアリング調査の開始時期につきましては、特別委員会でも度々ご説明申し上げてまいりました。弁護士への調査の委託をいたしまして、その後、アンケート調査の結果が出るまでの間は、区の契約制度について、有識者のほうで把握をしたいということで、実務者へのヒアリングを行ったために、そこにそごが生じているものでございます。

手続、先ほど小林委員がおっしゃった黒丸になっているところというのは、恐らくホームページで会議の資料になっている案をご覧になっていると思うんですけども、その会議で諮った後に正式に日付を入れて処理を、決裁を取っているというふうに認識をしております。

○小林副委員長 今おっしゃいましたけど、ホームページには直っていませんよ。ホームページ上は、黒丸のが掲載されていますから。

いいですか。で、先ほど、アンケート調査、要するに、区は弁護士から既に取りべき態度の助言を受けていって、スタートしているんですよ、弁護士から。全体を把握したいということであれば、アンケートやヒアリングの仕方も既に内定者がいて、ヒアリングしたということになりませんか。初めの説明は、ヒアリング調査の日にちは、1月29日から6月7日と決まっていたのに、その前からもう既にヒアリングをする人が想定されていたということになる、決められていたということになりませんか。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 繰り返しの答弁となりまして恐縮ですが、実務担当者から入りまして、その後、アンケート調査を行いまして、有識者の弁護士が対象者をピックアップいたしまして、随時、ヒアリングを行ってまいりましたので、そのご心配は無用かと思えます。

○岩佐委員長 林副委員長。

○林副委員長 11月8日、12月19日、1月25、それぞれ10月10日に把握されて区長に報告したと思うんですけども、どんな内容をそれぞれ7時間のこの面会記録で、それぞれの日ですよ、報告して、ヒアリング並びにアンケートを委託かけようと、資料にあるように600万かけてやろうという意思決定をされた日も含めて、お答えください。

○佐藤総務課長 今、手元に全てはございませんが、この制度を利用いたしました後に、実施報告書を作成して、決裁を取っておりますので、その内容を確認すれば、お答えすることができます。

○林副委員長 違う。

伺っているのは、11月8日に、それでは個別に聞きますけど、区長にはどんな報告をして、仮にアンケートをやろうとか、ヒアリングをやろうといった意思決定に至ったのか。要は、発注するわけですから、庁内として意思決定をどこかでしなくちゃいけないんですよ。それは11月8日なのか、12月19日なのか、逮捕された1月、逮捕された翌日の1月25日なのか、お答えください。

○岩佐委員長 意思決定の過程をもう少し詳細にと。

○林副委員長 組織としてですよ。

○岩佐委員長 休憩します。

午後6時18分休憩

午後6時20分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

総務課長。

○佐藤総務課長 今、先ほどご説明しました法律相談の制度の報告書全てが手元にございませんので、各日に何があったということは、ちょっと詳細にはご報告できないんですけども、その法律相談の中で、他区の入札談合の事例ですとか、様々な取組を比較検討した中で、千代田区の取組はどのようにあるべきかということで相談をしながら、アンケート調査、ヒアリング調査というふうに内容を固めて、会議の設置についても検討してまいったという経緯でございます。

○林副委員長 2-1に書いてありますとおり、600万の契約ですよ、調査委託の。この意思決定をしたのは、いつなんですか。逮捕の後なんですか。前なんですか。そこを確認しているんですよ。

併せて、この600万というのは、どこから経費が出てきたのか、令和5年度決算の中で。ご説明ください。

○佐藤総務課長 調査委託の意思決定日は、この契約日と同日でございます、あと、何でしたっけ。（「経費はどこから」と呼ぶ者あり）経費は、一般事務費の事務費内で流用したものでございます。

○林副委員長 聞いているのは、この相談の日のいつなんですかと、区長と。

○岩佐委員長 相談、何かある。

○林副委員長 もう一回聞くの。

○岩佐委員長 もう一回。

○林副委員長 もう一回。

○岩佐委員長 分かりやすく。

○林副委員長 分かりやすくって。

○岩佐委員長 あと、質問の趣旨をもうちょっと……

○林副委員長 1月24日に家宅捜査と逮捕がありました。（発言する者あり）600万の意思決定をしたのは、12月19日の逮捕より、家宅捜査より前なんですか。1月24日の逮捕より後の25日に区長に報告して、600万の調査をやろうと、委託をしようと決めたんですか、どちらなんでしょうかと。

○佐藤総務課長 ご納得いただけずにちょっと申し訳ないんですけども、意思決定の日と契約日、1月29日で同日でございます。

○岩佐委員長 前と後とかでは、（発言する者あり）じゃなくて、後か。当日より以降ということですね。

○林副委員長 だから、いいですか。

ごめんなさい。1月24日より後の25日にこの弁護士と、お二人と相談した上で、600万の一般事務費からの調査委託費を出したと、そういう受け止めでよろしいんですか。

○佐藤総務課長 ご指摘のとおりでございます。

○林副委員長 どうぞ。

○岩佐委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 先ほど、前政策経営部長が書類送検されるんですけども、そのときにそういう人が入っている検討委員会は、中立、公正ではないんじゃないかと言ったら、中立、公正であるものと認識していますと言っているんですけど、何をもって、中立、公正になるんですか。書類送検された人が、4月4日までに替わるまでに、ずっと職でやっていたというんですけど、その家宅捜索の——いやいや、捜査を受けている部長がそのメンバーに入っていて、その部長は、有識者会議でも、その他の事項については、政策経営部長が決めるとなっていますよ。その人が公正、中立なものと認識していますと答えられちゃうと、何でそうなるのか、教えていただきたい。

○佐藤総務課長 会議につきましては、宛て職でメンバーに加わっていたものでございまして、仮に、そのときにちょっとどのような状況だったかは、私自身は承知しておりませんけれども、どういう状況、事実がどうなのかということが分からない段階で、その人物が検討組織に入っていることがふさわしいか、ふさわしくないかということは、組織の内部の人間としては、事実がない以上、言えないということになりますので、手続上、全く瑕疵はないというふうに考えております。

○小林副委員長 そしたら、先ほどから確認している野々上尚弁護士と中村芳生弁護士というのは、談合、官製談合の疑いより警視庁の捜査に関連して、取るべき対応の助言を行っていたそうですね。その弁護士です。それで、その人が有識者会議のメンバーになり、調査報告書を作っている。で、この検討委員会は、この弁護士を選ぶときに、談合などの経済事件についての見識や刑事経験などの経歴を考慮して適切と思われる弁護士として、第三者としてお願いしたという。この人は、このお二人は、今回の談合事件に対しては、法律の専門家であっても、第三者とは言えない。なぜかということ、第三者というのは、外の人のかを第三者と言うから。談合、ただ単に、これは談合事件に知見のある方を委員にしたということになります。第三者ではありませんが、それをなぜ第三者という、どう論理なのか、お答えください。（発言する者あり）外部の人。

○佐藤総務課長 第三者というのは、事件に関わった人物との何かの接触があったとか、利害関係があったということであると認識しておりますので、有識者は第三者であるというふうに考えております。

○小林副委員長 第三者というのは——じゃあ、質問を変えます。第三者の第三者委員会の設置について聞きます。

区の答弁は、今回の検討委員会による報告をもって、この事案の調査については尽くされたと考えていると。重ねて第三者委員会を設置する予定はないと。今回の調査に当たっては、あくまでも、この事案を解明して、区として対策を立てていく、それが主眼だと言っていますけれども、本会議の質問ですけれども、区長は今年の1月30日の朝日新聞の記者会見で、副区長をトップとする再発防止委員会を立ち上げたと明らかにし、そして、今後は有識者を交えた第三者委員会も設置する予定であると発言されたんですね。このとき発言した第三者委員会というのは、区長は、この第三者委員会と有識者会議のことは同じだと思っているのか、お答えください。

○佐藤総務課長 名称は、様々、設置の自治体によってあろうかと思っておりますけれども、ちょっと参考にしておりますのは、日本弁護士連合会が「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について」という文書を出しております。その中で見ますと、厳密に第

三者調査委員会を設置するという形もあれば、今回の当区が割とそれに近いかと思えますけれども、地方公共団体が外部の弁護士等に対し、対象の事案の調査を委託する場合というものもございます。ですので、ガイドラインに沿った対応をしてきているというふうに、区としては考えております。

○小林副委員長 質問が違って、区長は、第三者委員会と有識者会議は同じものだと思っているんですかと聞いているんです。

○佐藤総務課長 あくまでも名称の違いであるというふうに考えております。

○小林副委員長 第三者委員会と有識者会議というのは、明らかに違いますよ。第三者委員会は、組織の不祥事を調査し、信頼回復を……

○岩佐委員長 小林委員、それ、本会議でも全く同じのをやられていて……

○小林副委員長 そうです。いや、だから、今、確認している。

○岩佐委員長 そのこの繰り返しの部分は確認しなくていいので、前に進めてください。

○小林副委員長 透明性と中立性を確保するということが第三者委員会なんです。有識者会議は、先ほど言ったように、政策や方針について助言をもらうための会議なんです。不祥事に対応する場合、第三者委員会と有識者会議では明らかに違うんです。それを一緒にしているということに疑問があるというんです。なぜ、このところは、先ほどのご答弁では、同じ第三者会議、第三者委員会と有識者会議は同じというんですか。

○佐藤総務課長 先ほど来名称の違いというよりは実態ではないかというふうにお話ししているつもりではあるんですけれども、第三者性の担保の仕方といたしまして、小林委員が具体的にどのような形の会議であったり、調査であったりをおっしゃっているのかということは、今の質問の中からははっきりとはしないわけでございますけれども、こちらとしては、調査の段階で、区には個々のヒアリングの状況が分からないような第三者性を担保した調査も行い、しっかりとした調査、それから、再発防止策の検討の組織、組立てをして対応してまいったものと認識しております。

○小林副委員長 最後にしますけど、2人の弁護士は、この有識者会議ができる前に、区の相談を受けて、区から一定の報酬をもらっているんですね。簡単に言えば、第三者になり得ないんですよ。（発言する者多数あり）もう既に区と話を進めている中で。雇われた弁護士なんです。それを有識者会議のメンバーにしているということ自体が、第三者ではないと言っているんです。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 先ほどもご答弁申し上げましたが、どのような形を取ったとしても、その調査を依頼する第三者委員会の設置で委員を依頼するのは、事件を起こした組織ということになりますので、あと、その認識については、先ほどご答弁したとおりでございます。

○はやお委員 1点だけ。

○岩佐委員長 はい。はやお委員。

○はやお委員 関連。

第三者委員会と有識者会議の違いということで、これが同一であると。実を言いますと、前回も言いましたように、弁護士の方に、それもかなり有名なヤメ検の方に確認したら、これは別々だと言われたんですね。だから、でも、そちらが今同じだという見解であれば、法務担当はたしかいらっしゃるのであれば、法務担当の見解を聞きたい。そして、それが、逆に言うと、行政のほうの確認ということで、うちのほうは受け止めるしかないから、そ

このところをお答え——そこだけは確認させてください。

○佐藤法務担当課長 ただいまのご質問、有識者会議と第三者委員会が違うかどうかということですが、まず、名称は違います。そして、個人的に弁護士として申し上げますと、機能する、団体としては機能は異なると考えておりますね。

○はやお委員 そうだね。

○佐藤法務担当課長 どういうふうに異なるかといいますと、第三者委員会は違法事案が発生した場合にその調査を行う必要がある場合に、第三者、弁護士ですとか、そういった専門家を交えて、第三者のみで調査するといったものです。それに対しまして、有識者会議というのは、第三者と当事者、こちらでいいますと、千代田区の職員を交えて、調査はもう終えた後で、再発防止等につきまして議論するものと、私は承知しております。

ですので、今回の入札談合の事件につきましては、警察の捜査を尽くした後でございましたので、第三者委員会という形ではなく、有識者会議というか形で、まず大事なのは再発防止対策に取り組むということで、有識者会議を設置したものと、私は承知しております。

○はやお委員 いいです。

○岩佐委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

○はやお委員 認識と合っていたんで。

○岩佐委員長 はい。

ほかに。

○岩田委員 関連というか、資料要求したのは私で。（発言する者あり）はい。

すみません。さっきやり取りがあったんですけども、確認をさせてください。この弁護士とのファーストコンタクトはいつですか。つまり、これは、何だ、官製談合に関して、何月何日、何月何日というふうに言っていましたけども、千代田区との関係で言うと、ファーストコンタクトはいつですか。

○佐藤総務課長 資料のとおり、11月8日でございます。

○岩田委員 なわけないんだけどな。まあ、いいや。

じゃあ、このとおりだとして、さっき、はやお委員もおっしゃっていたことにも何か答えていなかったところもあったんですけども、警察から何がしかの情報があって、官製談合の疑いがあるよと言われてから1か月もずっと弁護士を探して、それから、相談というのはあり得ないんですよ、正直。その間、何もしないというのは。まあ、探していたというんですけども、もっと迅速にやるべきだと思うんですよ、これって。普通だったら、えっ、何かあったらどうしようと思うんでしたら、すぐに弁護士を雇うはずなんですよ。1か月もほぼ結局は雇っていなかったんだから、放置というのはあり得ないんですよ。そこで、間違いないですか。1か月も弁護士と何もしないでいたということで間違いないですか。

○佐藤総務課長 1か月間、区が何もしていなかったというふうに思われていたということは、ちょっとこちらとしても残念なことではございますが、こうした初めての事態に対応するという混乱の中で、先ほどもご答弁申し上げましたが、複数の弁護士にも当たっております。そういった中で、この時期になったということでございます。

○岩田委員 分かりました。

じゃあ、それはそれで置いておいて、それに関連して、区長の責任についての次の質問に行っていていいですか。いいですか。

○白川委員 関連。

○岩田委員 あ、まだ。まだ。はい。

○岩佐委員長 白川委員。

○白川委員 再発防止特別委員会の目的、意義について、お伺いいたします。

今回、官製談合……

○岩佐委員長 すみません。白川委員、白川委員、今、まだ官製談合防止違反のところをやっているんで、再発防止委員会については、ちょっとまたずれるので……

○白川委員 いや、区長の関係よりは近いでしょ。

○岩佐委員長 いや、まだほかにもこの官製談合防止違反についての関連は、まずありますかと、ちょっとそこだけ整理させてください。

○白川委員 あ、それ、聞くんですね。はい。

○岩佐委員長 すみません。

官製談合防止違反のことについて、まだありますか。

○小枝委員 私のほうからは、皆さんがいぶかしいというか、まずいなというふうに思うのが、この報告していることに偽りがあったら、これ、全部、例えば、内部告発一つでひっくり返っちゃうんですよ、兵庫県じゃないけれども。千代田区の場合は、捜査期間が長かったこともあって、かなり多数の職員の方が千代田会館の10階に呼び出され、協力を求められているんです。違うって、口だけで、口パクで言っていましたけれども、そうなんです。もう、今、何というんですかね、しかも、職務時間内に、職務時間内に公共、千代田区役所を使って、協力をしているということからすると、これはまさに公務なんです。それで、区が本会議場で答弁していることも、いろいろ弁護士の先生も、もっと言えば、警察の方も違うよねというふうに私には聞こえてくるわけなんですけれども、何かというと、私たち、調べるときに、混同してしまうというか、ずらして答弁されるので、混乱するんですけれども、警察の捜査情報をここに出してくれということは言っていないんです。行政がどういうふうに対応したのかということを知っているわけなんです。それは、警察のほうは、区の公務員が勤務時間内に事情聴取に応じたかどうかを内密にするよう、依頼、指示する権限はないと言っているんですね。警察当局のそういう、何というんですか、権限が違う。権限が違う。

言われてみると、そのとおりなんです。捜査情報は出さないでくれというのは、分かります。ただ、令和5年度の、まさに決算のそのときに、職員が大変だったと思いますよ。職務時間内に10階に呼び出されて、あれ出せ、これ出せ、コピー出せ、本物ね、ということ区幹部職員から呼ばれて協力をしたということ、複数の方から聞くんですね。それは、もう事実と異なれば、これは、結果的に、何というんですかね、これ、係長とか皆さん協力していますから、今まで言っていた、いや、警察が黙ってって、言えないんですって、捜査情報のことじゃないんです。どう協力したのか、どういう体制で対応したのかということまで言っちゃいけないなんていうことは、警察はそんな権限ないので、言いませんと言っています。

そういうことを、何というか、うーん……、利用してというのかな、そういう印象を利

用して言わないという体質そのものが、こういう事件を生むということなんですね。なので、正確に教えてください。行政がどう対応したかについて。

○佐藤総務課長 どのような確認をされたのか、ちょっとこちらとしては分からないんですけども、区としては、先ほど来申し上げているような、どのような対応したかということも含め、口外しないようにという指導を受けていることは事実でございます。

○小枝委員 はい。それは、どの部署のどういう部署の方がそう言っているんですか。そうした依頼の文書でもあるんですか。

○佐藤総務課長 捜査二課からでございます。

○小枝委員 これは、警察の捜査情報について言っていていいかどうかと聞いているんじゃないんですか。そこは違いますね。でしたら、その答弁、本当にそういうことがあり得るのか、都の公安委員会にも照会する必要があるということになります。で、捜査情報を——捜査情報というか、区の公務員が勤務時間内に誰を窓口はどこでどのぐらい何をしたということ自体を黙っているという権限は、警察にはない。それを漏らしたらいけないのは、捜査中の情報なんですよ。であるとすれば、今のまだこの事態は捜査中、捜査が引き続いているということなのか、そこをはっきりする必要があるんですね。終わっているのか。（発言する者あり）

○岩佐委員長 発言は挙手をお願いしたいのと、質疑の時間なので、質疑という形でやってください。

○小枝委員 都の公安に確認をしてください。それから、そういう権限がないことを警察が言うことはないと言っています。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 そうそうそう。すみません。

○小枝委員 捜査が継続しているんですかということ。

○佐藤総務課長 例えば、仮に、私が聞いておりますのは、最初に秘書室に警視庁が来たときに、複数年度の区の職員の名簿を受け取って帰っているというふうに聞いております。その後、警察のほうから、誰が呼ばれたということは、網羅的に議員がおっしゃるような何かこちらで管理をして誰を送り込むというようなことはしておりませんので、本当にそういった情報はございません。仮にあったとして、その捜査に協力した職員のプライバシーといいますか、そういったものもありますし、公務という点でいえば、捜査に協力することですので、それは職務の範囲内というふうに考えております。

○小枝委員 中には、それこそ、Suicaじゃないけど、交通費を払ってきた人もいる。いつ、どこへ行ってくださいと、これは危機管理の担当ですね、のところから連絡をし、行ってくださいと言ったという事実まで言っちゃいけない理由がないんですよ。

○岩佐委員長 小枝委員、ちょっと質問の意図が分からないんですけども。（発言する者あり）さっきと一緒にですか。（発言する者あり）

○小枝委員 区の窓口がない、ない、知らない、知らないと言っているけれども、区のほうの窓口になっている、千代田区の組織としては、危機管理の担当、危機管理の担当ですよ。そこがいつ幾日はここに行ってください、いつ幾日はここに行ってください、こういうことを——中身までは聞いていないですよ。ただそういう流れだったということまで隠す必要はないでしょうと言っているんですよ。

○岩佐委員長 危機管理の担当の人が捜査の、次、誰が捜査に応じるかというのを管理し

て指示していたんじゃないかという質疑ですよ。（発言する者あり）

○佐藤総務課長 先ほど来申し上げておりますように、何か管理をして送り出したということはございませんで、何かそういった記録を取っているというものではございませんので、ご答弁はいたしかねます。

○小枝委員 総務課長は、危機管理の担当ですか。危機管理の担当は誰ですか、じゃあ。危機管理の担当部長は誰ですか。（発言する者多数あり）職務として誰なんですか。（発言する者多数あり）

○中田行政管理担当部長 危機管理の担当部長は私です。

○小枝委員 そこで、千代田会館の10階というところとやり取りをするというようなことには、全く関与していないですか。

○中田行政管理担当部長 捜査に関しましては、先ほど来総務課長が答えているように、一切口外はしないということで依頼を受けておりますので、その点については、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

○岩佐委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 先ほどの答弁で、プライバシーもありますしとおっしゃっていましたが、公務中のことでプライバシーという、その概念がちょっと分からないんですけども。公務員にも確かにプライバシーがありますよ、公務時間外だったら。でも、公務中でプライバシーというものがちょっと分からないんですけど、それって、成立しますか。

○佐藤総務課長 私が申しましたのは、その事件の関係で呼ばれているということが外に知られることになれば、何かしらの疑いがあるというふうに職員が見られる可能性があるということで申し上げました。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 報告書をよくよく読ませていただいて、ちょっと間違っているところもあったんですけども、そこは、一応、報告書の概要、7月31日に出した再発防止検討報告書の概要というところに、一番最初に事件の経過と書いてあるんですけども、この下から2行目、元職員判決というふうに書いてあるのが6月7日となっているんですけども、元職員の判決は6月13日の木曜日ですね。これ、間違っています。私、傍聴に行っているの。6月7日が元区議の公判なんですね。6月7日というのは、元区議の公判なんですよ。非常にここが重要な濃厚なお話がされたところなんです。そこ、間違っていないか。

○岩佐委員長 休憩しよっか。

○佐藤総務課長 もう一度、ページで……

○小枝委員 1ページ目というか、2ページ目。はい。報告書の概要の表紙の1枚めくったところですよ。

○岩佐委員長 休憩します。

午後6時46分休憩

午後6時56分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほど小枝委員の質疑のところ、ちょっと……

○小林副委員長 もう一度。

○岩佐委員長 小枝委員からお願いします。

○小林副委員長 もう一度。

○小枝委員 7月31日付の再発防止検討報告書の概要というところの1ページ目にあるところで、事件の経過というふうになっているんですけども、元職員の判決が6月7日となっていますが、これは元議長の公判の日であって、元職員の判決は6月13ということで、日にちが間違っていると。これは、ホームページのほうから頂いたものなので、それは簡単な指摘です。どうなの。そうですね。

○佐藤総務課長 大変申し訳ありませんでした。こちらは区長記者会見のスライド資料でございまして、2ページ目のその日付が間違っておりました。こちらは、速やかに訂正をさせていただきます。

○小枝委員 このところで私が確認をしたいのは、1月の、何というんですかね、29から6月7日までヒアリングをしましたということが先ほどからやり取りありますが、6月5日に懲戒処分になった元政策経営部長の聞き取りというのはしなかったんでしょうかねということです。もう一つまとめて言うと、元政経部長は何に違反したということで、何を認定して、懲戒処分にしたのかということ。私は報告書を読んでいるから分かっていますけど、教えてください。

○中田行政管理担当部長 3月末に、警察のほうの捜査も終了ということで、4月以降に弁護士の先生のヒアリングを実施しておりまして、関係者を、その後、服務監察ということで人事のほうで確認をし、6月5日に処分を行ったというものになります。

○小枝委員 そこで聞いていれば、報告書に書いてあるとおり、令和2年のほうの神保町ひまわり館の給湯器に関する入札、その参加業者名を漏らすということ、そういうことをしたという意識は、当然、元政策経営部長にはあったと思うんですね。聞けば、それは分かるでしょうし、聞いても、そうは言わなかったとすると、そこは、この一番中心を担う人物であるだけに、いや、別に業者名を漏らしても問題ないでしょうということであつたら、これ、まず、基本が成り立たない。だから、聞いているんです。（発言する者あり）ここは、区民から一番聞かれているところなので、何を認定し、何で懲戒処分にしたんですか、元政経部長を6月5日に。そして、そのことを、ヒアリング調査をしていながら把握しなかったとしたら、ヒアリング調査そのものが別の目的だったんじゃないかということになってくるわけです。明快に教えてください。皆さん、急いでいますので。

○中田行政管理担当部長 その方は、情報を、元、退職された区議会事務局長の求めに応じ、その職務に反して、入札の業者名を教示したということで処分を受けております。先ほどお話がありましたヒアリング、まず、弁護士の先生方にヒアリングを行っていただいて、その中で地方公務員法に違反するような、そういうようなことがあるのではないかとということをお話を聞いて、その後、人事課のほうで懲戒分限処分に関わる審査委員会を開きまして、その中で確認を行い、処分をしたという形になります。

○小枝委員 令和2年の行政管理担当部長だったわけですよね、元政策経営部長は。であれば、当然、そこは聞き取りの対象であるし、把握をその中でされる、もしくは、言えないにしても、分割審査の中では、元経理課長は10月31日をもって出社していないということでしたから、様々な形で、少なくとも、こうした再発防止であるとか、あるいは、捜査にご協力するための担う側にいるということが、そういうことを避けるということに

については、誰も考えなかったのか。ヒアリングをしているなら、そのことが把握されてし
かるべきだろうということなんですね。（発言する者あり）どうして。だって、元政経部
長は、令和2年時の行政管理担当部長だったわけですよ。その行政管理担当部長として、
神保町ひまわり館の給湯器に関する入札情報をお伝えしたということであれば、それがゆ
えに、処分をされたわけでしょう、懲戒処分された。その入札情報を漏らした本人がこの
内容を区役所の中心として調べていたら、処罰される側と処罰する側が一緒になっちゃう
んですよ。そういうことが区民に問われたら、非常に疑念を抱かれるので、ちゃんと答
えてくださいということ聞いています。私の言っていることはおかしいですか。

○岩佐委員長 ヒアリングで初めて非違行為が。（「おかしくはない」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 何か私が……。 （発言する者多数あり）

○岩佐委員長 非違行為があったということで。

行政管理担当部長。

○小枝委員 おかしいですか。おかしくない。（発言する者あり）

○中田行政管理担当部長 3月の末までは警察が捜査をされておりますので、その内容に
ついては、これまでも特別委員会でも答弁がありましたように、区のほうにその内容につ
いては一切知らされるということはありません。3月29日に一通りのもう捜査も終わ
ったということで、関係の方ということで、話を4月1日以降、話を聞き始め、その中で、
地方公務員法に反するというようなところが確認できたということで、服務監察に4月以
降対応させていただいたということになります。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 追加資料3をご用意いただきまして、ありがとうございました。こちら
については、ほかの委員の質問がありましたので、ちょっと先のところで質問させていた
だきます。

まず、弁護士の先生方に700万円を払ってアンケートの設計、それからヒアリング調
査、そして報告書の作成をしていただいていると思いますが、その報告書と区の7月31
日出した報告書の差分があるのか、対応策というのは区でやっていると思うんですけど、
その差分、また、何か先生方がまとめたことに対して、意見を変えたとか、そういったと
ころがあるかどうか、教えてください。

○佐藤総務課長 差分という言い方でいいのかどうかと、ちょっと難しいなと思ってい
るんですけども、納品された調査報告書を受けまして、区として、検討報告書をまとめて
いますので、それが何かぴったり一致するというものでは恐らくないというふうに思っ
ていまして、やはり区として作成したものですので、納品された報告書はもちろん踏まえて
はおりますけれども、その他、公判の情報ですとか、いろいろ様々盛り込んで作成したも
のと考えております。

○岩佐委員長 これ、特別委員会で何か資料で出るんですよ。そこでやっていただくん
ですよ。

○はまもり委員 ちょっとそこ、今回出なかったの。

○岩佐委員長 特別委員会のほうでやっていただくと言って。

○はまもり委員 それは、だから、別にやります。

○岩佐委員長 今回、資料要求もないんで。なので……

○はまもり委員 はい。簡単にやります。

○岩佐委員長 それは、そこまでは細かくは。

○はまもり委員 あと2個ぐらいで。ありがとうございます。

大きな方向性は、恐らく合っていたけれども、区として、独自で作成しているというふうに。今までの答弁の中で、弁護士の先生がすごく大きな役割を担っていたなというふうに、答弁を聞いていて分かりました。もともとの相談に関わっていた、それから、アンケートの設計とか、また、調査の報告書、ヒアリング調査というのは、今回の調査の核になる部分になります。これは、本来は、区の委員会でやっていることですが、こちらを委託でもやっていた。有識者会議の先生としてもやっていたということで、一人三役を活躍されていたと。これは、先ほどの答弁にあったように、公判を是として、もうこれ以上は調べません、公判はもう出ているんだから、判決が出ているんだから、これを是としてやりましょうといったときには、その公正性、中立性って、問題ないというふうに私も思います。

ただ、1点気になったのは、公判の内容であった、元副区長の指示があったよということが報告書の中ではそういった事実がなかったということで、公判の内容と変わってしまったので、これが変わってしまうと、どうしてそれが変わったのか、それを変えてしまったといったところで、中立性、公正性というのが気になったという点です。区としては、この公判の内容よりも、弁護士の調査を是として考えているのか、教えてください。

○佐藤総務課長 この点については、ちょっと確認をいたしまして、事実として、捜査等で認定されたのは、この判決文のうちの罪となるべき事実の部分でございまして、量刑の理由に書かれているものは、本人がそのように述べたけれども、しんしゃくする余地はないというふうに結論づけていますので、そこは事実ではないという認識でございまして。

○はまもり委員 じゃあ、これで最後になります。

そこは捉え方の違いだと分かったので、そこ、（発言する者多数あり）捉え方じゃない。判決の理由に書かれていることは事実だと認識していたんですけども、そこが事実でないというふうに判断されたのはどなたなのかというのをお聞きして、終わりにします。

（発言する者あり）判決理由。

○村木政策経営部長 今回の判決文の中では――あ、通常の刑事の判決文の中では、罪となるべき事実を確定して、最後、量刑の中では、また量刑に至った理由を裁判官が書いているわけなんですけど、裁判官が事実として確認したものは、それは罪となるべき事実のほうに記載されるということでございます。これは、もう今回の委託をした、今回の相談した弁護士、そちらのほうに確認して、裁判官はそのように記載するということですので、その中で罪となるべき事実の中で、前副区長の関与があったということは一切記載されていないということは、裁判所はそのような認定をしなかったということなので、それは、我々、つまり、今回委託した弁護士さんがやった調査との間に一切のそごはないという、そういう認識だというふうに聞いておりますし、我々もそう考えております。

○はまもり委員 記述が違うということなんですよね。

○岩佐委員長 ほかによろしいですか、この官製談合防止違反について。

○えごし委員 私からは、この令和5年度に行われたこの官製談合事件に関するアンケートとヒアリングについて、少し伺いたいなと思います。

まず、アンケートについて、行政側として、令和5年度の2月に職員アンケートを今回実施したというところで、今後の対応策のこの基礎の資料ともされていると思います。このアンケートの中には、もちろん議会側に関する記述もあって、議会側としては、それらを踏まえて、しっかりとどういう対応をしていくかというのは、再発防止特別委員会でまたしっかりと議論をしていく必要があると考えておりますけれども、このアンケートの、今回行われたアンケートの内容や調査機関、また、対象者はどのように決めていったのか、また、今回、記名式とした理由もお聞かせください。

○神河人事課長 先ほどのご質問、アンケートの対象者をどのように決めていったのかということにつきまして、アンケートを担当しました人事課のほうから答弁をさせていただきます。

こちらの対象は、管理監督職、いわゆる係長級以上の職員を対象としたものでございまして、議員や事業者との接触が多い管理監督者、こちらを対象としたものでございます。

（「記名式」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 係長以上。

○神河人事課長 はい。記名式とした理由につきましては、職員にうわさや伝聞ではなく、責任を持って回答してほしいということであったり、あと、その後のヒアリングにつなげていくために、記名式とさせていただいたということでございます。また、弁護士の先生方から、無記名式というような悠長なことを言っている場合ではない、職員一人一人が責任を持って考えるためにも記名式とすべきというような形の助言もあって、今回、このような決定といたしました。

○えごし委員 このアンケートには、具体的な職員名とか、また、議員名の記載もあったと聞いていますが、今は非公表になっています。この公表についての区の考え方、これを伺ってもよろしいでしょうか。

○神河人事課長 個人情報の保護の観点から、非公表とすべきものと考えております。

○えごし委員 このアンケートを行ったことで、様々、課題は浮き彫りになったと思うんですけれども、今後、またこのような形のアンケートを実施していく予定があるのかどうか、実際に取り組まれていることが、これから取り組んでいくということが効果があるのかどうかとか、また、改善点はないかとかを確認するためにも、内容の検討も必要だと思っておりますけれども、このようなアンケートをまた行っていただきたいと思っておりますが、その点はいかがででしょうか。

○神河人事課長 今回のアンケート結果を踏まえまして、学校や指定管理者、事業者等への実施も行うかどうかの検討はしているところでございます。必要性を見定めて、必要な調査を実施してまいりたい、このように考えております。

○えごし委員 ぜひ、よろしく願います。

次に、区が委託して行ったヒアリングについて、伺います。今回のヒアリングの対象者とその選定の考え方、これをお聞かせください。

○佐藤総務課長 先ほど来の答弁でもございましたが、当初は契約の実務担当者から始まりまして、その後、アンケート調査がまとまりましたら、その回答者の中から、調査担当の弁護士が選定した職員、その後、4月以降、捜査が終わった後に、事件に関係した職員のヒアリングを実施しております。

○えごし委員 今回も弁護士がヒアリングを実施していただいたということで、そこに対するこのメリットですね、メリット、また、実施した上で課題などありましたら、お聞かせください。

○佐藤総務課長 ……していく中では、区を独立して調査ができる体制を取らせていただきました。調査内容の報告書は、報告は報告書で受け取ることにいたしまして、個々の発言内容は直接区に報告しないという前提の下、ヒアリングを進めていただきました。そのため、職員にとっては安心して率直に話をする環境を整えるとともに、調査の独立性を担保することができたというふうに考えております。

○えごし委員 何か課題などもあれば。（発言する者あり）

○岩佐委員長 すみません。答弁漏れで。課題などがあれば、あったかどうか。あれば、答弁ください。

○佐藤総務課長 まだ再発防止対策が今後進んでまいりますので、ちょっと反省というところは、まだ正直、具体的に今は思い浮かんでおりません。

○えごし委員 今後、しっかり行ったことについては、また検証と、また、そういう課題もあれば、しっかり検討していただきたいなと思いますけれども。

区も、様々、今後の取組についてやっていくという報告書も出していただきました。その報告書の中では、研修による再発防止策もしっかりやっていきたいという話もありました。このアンケートの結果の中にも、コンプライアンス違反とか、こういう職員倫理違反の事例を挙げたこの研修ですね、研修をやってほしいと望む声も多かったと思います。私も、特別委員会で述べさせていただきましたが、こういう研修をするためにも、こういう事例集とか、事例集などを作成して、みんなでももちろん議員側にも共有していただき—皆さん、職員の皆さんでも共有するとともに、この議員側にもしっかり共有をしていただいて、検討するきっかけにしたい、していただきたいと思いますが、その点は、いかがでしょうか。

○神河人事課長 先日、9月に、管理職を対象に実施した再発防止研修、こちらでは、公正取引委員会の方を講師にお招きして、研修をさせていただきました。その際の資料の中にも、先ほど委員がおっしゃったような官製談合防止に係る違反に関する事例が多数ご紹介されていたところもありますので、そういった資料の取扱い方は、許諾をとるか、必要な確認をいたしまして、契約担当とも協議をした上で、そういった事例集のようなものを作成したり、共有をするようなことを検討してまいりたいと思います。

○えごし委員 これからしっかりそこもやっていただきたいと思いますが、これから再発防止を進めていく上で、私も一番大事だなと思っているのは、この行政側と議会側、これは、どちらもしっかり反省しなければならない今回の問題だと思っています。それぞれが共通の認識で、この再発防止策にしっかりと取り組んでいくというのが私は大事だと思っています。今回の議員と職員とのこの官製談合事件に対しての再発防止でいえば、例えば、ちょっと極端な例ですけど、行政側の取組で、私用の電話を使わないとか、LINEなど、SNSで直接連絡しないなどありましたけれども、これ、例えば、議員側から個人へ電話してしまったりとかしたら、これ、意味がないですね。こういう意味でも、今回の事件に関しては、既に公判も終了して、警察による捜査も十分に行われていると認識していますので、今後は、この議員側の問題、課題もしっかりと議論して、対策、取組を考えて進

めていく必要があるんだなと私自身は思っております。

その上で、10月4日に、これは東京の都議会のほうですけれども、東京都のカスタマーハラスメント防止条例というのが今回可決されました。来年の4月からは施行されるということですが、この対象の中には、議員、また、職員、あと、その関係とかも含まれているということです。今後、ガイドラインとかマニュアル、また、禁止事項の具体例が示されるというふうに聞いていますので、その内容もしっかりと踏まえながら、私たち、議員側としては、意識調査とか研修もまた行うなどして、常に行動を見直していきたいというふうに思いますし、また、行政側としても、引き続き、再発防止の取組というのを、今、出している取組、また、それ以上、今後、しっかりと検討して、また出てきた取組などあれば、しっかりと、こういう東京都のカスタマーハラスメント防止条例なども参考に進めていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○神河人事課長 都のほうで制定が進んでおりますカスタマーハラスメント条例、こちらにつきましては、制定されましたら、ガイドラインのようなものが策定されるということで伺っております。私どもも、そういった動きを注視しながら、庁内のそういった職員に対するカスタマーハラスメントの防止、また、対策について、具体の検討を進めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 報告書の中で、今、えごし委員もおっしゃいましたけれども、やっぱり議員等からの職員への働きかけ、これについては、複数対応、あとは記録をするということで行っていくと。ただ、私、本会議質問でも言いましたけれども、議員からの働きかけというのはもちろん住民の要望や、そうしたものも働きかける。その際、やっぱり不正抑制機能ということで記録するんじゃなくて、それを全庁で共有するためにも、そうした機能を持ってほしいと質問しましたけれども、これは、そういう観点も必要ということをお答えしていますけど、改めてちょっと確認したいんですけど。

○佐藤総務課長 対応記録の公表につきましては、先日、特別委員会でもご答弁いたしましたが、概括的に誰がどういう問合せをなさったかということとは分からないような形で、公表を考えております。具体的には、府中市の事例を参考に今は見ております。例えば、各、令和5年4月から令和6年3月、1年間における要望、申出の件数を月ごとに縦軸に部を取って、横軸に月を取るといような形で、件数で示すというような公表の仕方ですとか、あとは、府中市の場合は、もう少し丁寧に、要望、申出の概要を1行程度で要約したものをリストとして掲載するという取組も行ってあります。こういった取組を参考にいたしまして、あくまでも、こうした要望が区に寄せられているということをお共有、みんなで共有をして、今後、どういう相互の関係性、対応が望ましいのかということを確認する目的で活用してまいれたらと思っております。

○牛尾委員 私も府中市のを見ました。かなり事細かに書いてあって、書いてありました。一つ、私が気にするのは、それをまとめる職員の負担、これが増えては元も子もないなと思っておりますので、そこは職員の負担に結びつかない、職員の負担にならないような情報の集め方、公表の仕方というのは、ぜひ検討いただきたいんですけど。

○佐藤総務課長 対応記録につきましては、依命通達という形で、既に3定に向けてということで、試験的に始めているところではございます。今後、どのようなやり方で各現場

に負担をかけないように、そういった記録を取りまとめていけるかということは、総務課として考えてまいりたいと考えております。

○牛尾委員 よろしく申し上げます。そうしたことで、区としては報告書、そして、再発防止策というのを明らかにしました。ここで問われているのは、えごさんも言われたとおり、今度は議員の側も問われてくると思います。

それで、私、全議員が2月14日に出した千代田区議会の信頼回復に努めることを誓う決議と、これを全会一致で可決しております。この中で、一番最後のところに、「本区議会は、議員一人一人がその職責の重さを自覚し、襟を正すとともに、政治倫理の向上に向け全議員が一丸となって、区民からの信頼回復に努めることを誓うもの」と言っておりますが、こうした立場に立って、区と一緒に、議会側もしっかり再発防止策を具体化していくということが急がれると私は思うんです。その際、政治倫理条例なのか、ほかの再発防止策なのかはあると思うんですけれども、議員には、年齢、居住要件などがあれば、誰もが立候補できるわけですよ。いろんな考えの方が当選する可能性があるんですよ。だから、法律をしっかり守る人もいれば、そうじゃない人もいるかもしれません。そうしたことが保証できないわけですよ。そのために、やはり、どんな方が当選をしたとしても、やっぱり一定程度守らなければいけない基準を設ける、それが抑止策になると私は考えております。それが政治倫理条例と私は考えているわけですが、その際、一方が再発防止策を行った、議会も再発防止策を行った、個々別々で再発防止策をつくるのは大事なんですけども、要するに、議会と区側が一緒になって、再発防止策をよりよいものにしていくという立場が私は必要だと思うんです。その際、私は、やっぱり特別職の方々も含めた条例なども必要かなと思いますけれども、区と議会側が一緒になって、こんなことは二度と起こさせないという立場、取組が必要だと思うんですけども、その点、区側の、特に特別職の方々のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○岩佐委員長 特別職。議会と執行機関と共に再発防止に取り組む考えについて。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 今、牛尾委員のほうからご指摘いただきました。我々も、今回のこの事案につきましては、議会と我々、双方がそれぞれに対策を立て、しっかりと区民の方々にこういったことを二度と起こさないということを示していく必要があると思いますので、その点については、我々も議会と協力しながら、そういった取組に進めていきたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 はい。私はいいです。

○岩佐委員長 ほかに。

○白川委員 関連。えごし委員や牛尾委員と同じ立場でちょっとお聞きいたします。報告書についてです。五つ、ちょっとお伺いいたします。

というのが、今、再発防止特別委員会をやっておりますが、どうもその委員会のほうがうまくいっていないと。片や、行政のほうは、もうかなり早く一つのけじめというのをつけたと。先についたけじめというほうをどんどん掘り下げていくという作業ばかりに終始して、この再発防止特別委員会の本来の目的である議員がどのように対処するかという話に行かないという恨みがありまして、ちょっとここで、1回、総括しておきたいなというふうに思いまして、お伺いいたします。

一つ目、区はどのような——これはあれです、報告書に対してです。区は、どのような検討体制を取り、報告書を取りまとめたか、一つ目です。二つ目、他の自治体の事例を参考にしたかどうか。参考にした場合、どのような事例があったか。三つ目、結局、区はどの事例を採用して、検討体制をつくったか。四つ目、有識者会議では、どのような意見が出たか。五つ目、その意見の中で、報告書に反映されたものがあったかどうかという五つをお伺いいたします。

○佐藤総務課長 ちょっと、五つ全部、漏れていたら、後でご指摘いただければと。

検討体制でございますけれども、先ほど来ご説明しておりますように、まず、区の検討委員会を立ち上げて、それが1月29日でございます。その後、有識者会議を2月8日に設置し——2月、ごめんなさい、7日に設置いたしました。で、検討委員会の検討に対して、有識者からご意見を頂くという形を取らせていただきました。入札談合につながる職員の情報漏えいが今回問題となりましたので、コンプライアンスに強みのある弁護士の方、公正取引委員会のOBの方に委員に加わっていただいております。

それから、他の事例の参考ということでございますけれども、類似の事件を調べてみますと、結構、多くインターネット等でも検索できるんですけども、都内で発生した比較的時期の近い事案といたしまして、府中市、江東区を参考にしております。府中市の事件は、職員が入札に関する秘密事項を市議会議員に享受し、規定に基づき、失職したものでございます。江東区の事件は、区発注の業務委託契約に関する秘密を漏らすよう、区職員に働きかけたとして、区議会議員があっせん収賄により逮捕され、区職員は指名業者数及び指名業者名を一部漏えいしたということが分かって、懲戒処分を受けたというものでございます。この両自治体の検討組織の設置状況につきましては、10月4日の特別委員会でもご提出したとおりでございます。で、どちらを採用したということではなく、江東区、府中市、その他の自治体も調べまして、先ほど来話題になっておりますけれども、弁護士の先生とも協議をした上で、区の検討体制を整えてまいりました。

有識者会議での意見でございますけれども、個別の対策としての意見ですと、例えば、契約に関しては、業界の任意団体の在り方とか協定の考え方についてのご意見等がありました。あと、公益通報制度が活用されていない点や対応記録の徹底、これは既存の区の持っている規定が有効に活用されなかったという点で、それらをもっと有効活用するような、ちゃんと機能するような取組が必要ではないかというご意見を頂きました。あと、もう少し幅広いご意見としては、再発防止と組織風土の改革ということで、トップの姿勢が大事であるので、報告書を周知する際に、区長からのメッセージを出したらよいのではないかとといったアドバイスや、あと、報告書にも大きく出ておりましたが、事件の核心について、議会と職員との関係にあるということ、有識者としては、どこまで言及したらいいかと、ちょっと控えめにおっしゃっていましたが、今回、あえて報告に書かせていただいたというようなご意見を頂いております。よろしいでしょうか。

○白川委員 一応、第三者の視点が入っているということで、安心いたしました。弁護士の方、かなり、今、費用の面が取り沙汰されましたが、それだけの価値はあったのかなというふうに評価いたします。

次、事件の調査について、お伺いいたします。これ、特別委員会でも結構出てくるものですから、一応、2点確認いたします。

捜査と区のヒアリングの関係について、まず、ご教授ください。二つ目、事件関係者へのヒアリングを行っているそうですが、前副区長や職員、事業者についてを対象にしてヒアリングを行ったかどうか、この2点を教えてください。

○佐藤総務課長 捜査と区のヒアリングの関係でございます。先ほど来話題になっておりますけれども、捜査が行われている間は、事件関係者に対して区独自の調査を行わないよう話ございましたので、3月までは、実務担当者やアンケート調査に基づくヒアリングを進め、捜査が終わったという連絡を受けた4月以降、事件に関わったとされる職員へのヒアリングを行っております。そこには、元副区長も含まれております。また、今回、事業者はヒアリングの対象にはしておりません。

○白川委員 できる限りの、できる範囲のヒアリングが行われたということで、一応の評価はできるのかなと思います。

職員の処分について、5点、お伺いいたします。4月4日に元職員の3名が書類送検された。いずれも不起訴になっております。特別委員会では、執行機関では不起訴の理由を知ることができないと説明しています。これ、理由を教えてください。二つ目、懲戒の審査会を開催して処分を決定したということでしたが、処分内容を具体的に教えてください。三つ目、これまでの答弁では、既に退職してしまった職員については、地方公務員法によらないから処分できないというふうにありましたが、今回、有罪判決を受けた元部長の対応はどのようにするつもりなのか、あるいは、したのかを教えてください。四つ目、元部長は、元上司の命令によると主張しています。被告人の証言をどのように捉えていますか、あるいは、被告人の証言は今後の区の処分に影響を与えるかどうかを教えてください。五つ目、元部長がもし現役時代にこの事件が発覚した場合に、どのような処分になりますか、お答えください。

○神河人事課長 それでは、五つご質問を頂きました。まずは、不起訴の理由を知ることができないという具体の理由についてということでございます。

○中田行政管理担当部長 すみません。1問目は、私のほうから答えさせていただきます。すみません。起訴ができないという理由です。そちらにつきましては、内容については公表されていないというところがございますので、区は知ることができないという、そういう理由によるものでございます。

○神河人事課長 2点目ですね。処分をどのように決定していったのかというようなご質問だったかと思います。区では、職員に対する懲戒や分限の処分の実施に関しまして、その適正を期するため、懲戒分限審査委員会というものを設置しているところでございます。処分に当たっては、本人等に事情聴取を行いまして事実確認を行ったり、また、被疑者、ヒアリングの対象となった職員に弁明の機会を付与する等の手続を踏みまして、法令や基準に照らし、また、他の自治体の事例等も参考に、処分の要否やその量定を決定していくということでございます。今回も、そのような手続で行っていったということでございます。

続きまして、有罪判決を受けた部長への対応ということでよろしかったでしょうか。

○白川委員 はい。

○神河人事課長 はい。こちらは、退職手当に関する条例に基づきまして、退職金の返還の手続を行ってまいります。

4点目が……

○岩佐委員長 証言をどのように……

○神河人事課長 証言ですか。

○岩佐委員長 取り扱っているか。

○神河人事課長 証言の捉え方。

○岩佐委員長 それから、現役だったらどのような処分だったかについてですね。

○神河人事課長 はい。

裁判所の被告人の証言は、偽証に問われないということでございまして、あくまで本人の主張によるものと考えております。先ほど村木部長のほうから——政策経営部長のほうからお話もありましたが、私どもは判決文に基づきまして手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、もし……

○白川委員 現役だったら。

○神河人事課長 現役だったときに、今回のような事件が起こったときにということでございました。もし、現役の職員が今回と同様の行為を行いまして、有罪判決を得たときには、懲役刑が確定した時点で失職となります。したがって、先ほど申し上げたような分限審査会を開くことなく、そのまま職員としての身分を失うということになります。公務員には、高い倫理感や規範が求められますので、非違行為に対する処分は、法令にのっとり、適切に行ってまいります。

以上でございます。

○白川委員 じゃあ、最後。

ありがとうございます。では、最後に、一応、今後の対応だけ確認させていただきます。報告書の中で、一定の筋道というか、方向性が示されていると評価しますが、今後のことというのも、一応、検討事項に入っていました。今後、本当に、その中のものを進めていくかどうか、どのように進めていく予定かどうかを教えてください。

○佐藤総務課長 報告書にまとめました再発防止策の中には、既に研修のように取組が始まったものもございますし、制度を整えたり、周知を図ったりと、検討や取組自体に時間を要するものも含まれております。区としましては、報告書にまとめました再発防止策をリスト化しまして、進捗管理をしながら、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。また、その進捗状況につきましては、議会にもご報告をさせていただきます。

○白川委員 じゃあ、答弁不要で。

答弁不要で、一応、自分なりのというか、意見というか、感想なんですけど、実は、特別委員会の中で私はすごく驚くべき発言というのを聞きました。それは、自分は犯罪をしていないから、議員は反省しなくてもいいんだみたいな発言がありました。これは、ちょっと区民から期待されているこの特別委員会のあるべき姿とは正反対のものだろうというふうに思います。一応、行政のほうから一定の結果というのを速やかに出されているのに、いまだにこっちの特別委員会のほうは全く動いておりません。今お伺いしたところ、ある程度の、私の感じですが、9割方ものは固まっているなと思っておりますが……

○岩佐委員長 白川委員。

○白川委員 こっちはもう二、三割ぐらいですか。

○岩佐委員長 質疑の時間なので。

○白川委員 ですから……

○岩佐委員長 なるべく、もう意見は言わないでください。（発言する者あり）

○白川委員 はい。ですから、もう、私も牛尾委員と同じように、今後は議員のほうがりっかり反省していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○岩佐委員長 はい。

ほかに。（発言する者あり）官製談合について、まだありますか。

小枝委員。（発言する者あり）

○小枝委員 官製談合、まだ続いていますよね。はい。

どうも、誤解があるというか、区民から見れば、陳情もいろいろ出されているわけで、この事件は、区政全般に関わる不祥事として捉え、真相解明に当たってほしいという陳情が出ています。それは、区民として当たり前のことだと思うんです。

今日のやり取りの中でも分かったように、入札不正行為に関与した人がこの有識者会議等の制度設計をしたということも事実でした。議会と行政は一体じゃない。二元代表だから別々のもの。行政が正しく、身内みたいな格好でやっているんじゃない、ちゃんと公開でやっているのかということをチェックするのは、議会としての当然の役割だというふうに思います。

先ほどの質問でも言いましたように、警察が言うなと言っているから、それを理由に情報をクローズです。捜査中は、3月の予算委員会を思い出してもらえば分かるんですけども、3月のときには、元政経部長の体制の中で、捜査中だから答弁できないを繰り返したわけです。そして、じゃあ、そのときはそうだなということで折れたわけですが、捜査が終わっているのに、今度は、警察に言うなと言われていてから言えません。こういう隠蔽体質がまた不幸な事態を生むことは間違いないと思っています。

また、有識者会議と第三者委員会は違う。第三者委員会というのは、客観的に第三者として、区との利害関係を負わずに第三者としてやってくれるわけです。そうじゃないと、今の千代田区というのは、結局は10月13日に元議長が最後に区役所に来ました。その日に一遍に、外神田の都市計画、それから神田警察通りの仮処分、それから日テレ通りの協議会、これは全部10月13日なんです。10月13日に区長が意思決定した日に、最後に元議長が来た。これはおかしな時系列なんです。そして、そのときにはもう10月10日に警察から捜査依頼が来ていた。

それは何かというと、結局は区のほうは初めに結論ありきで、まずいと。なぜならば、もう令和4年9月に捜査が入っていたから。令和4年6月に捜査が入り、令和5年9月に捜査が入り、これは公判で言っていました。そしたら元議長のところには知らない弁護士がいきなり来て、それで、あなたはもう無理だから全部出しちゃえというふうに言ったと。知らない弁護士から、いきなり元議長のところに来たわけです。そこから類推するところ、私は行政が本当は初めにもっと早く情報を知り得て、元議長に弁護士を派遣し、そして元議長は、それは弁護士が言っていたんですけども、自分の弁護士の家にかくまったそうですよ。そこから捜査に出した。それが終わってからは友達の家から出した。そうやって、我々は連絡を取れないでいたけれども、その派遣された弁護士がそのようにしていた。

つまり、ここから、区民が期待している、陳情している、当事件は区政全般に関わる不祥事として捉え真相解明に当たるべきではないかという、議会に課せられた使命を、申し訳ないけれども、議会は行政とある意味なあなあとになって、この指摘するべきこともしないで、まあいいじゃないかこれで、もういいよというふうになっているのは、非常にゆゆしきことだし、第三者委員会を設置して、そして誰もが、兵庫県じゃないけれども、そんな今のだんごになったような状態のところに誰が聞き取りに応じますか。そんな不公正な透明性のない隠蔽体質のやり方って、私は区民に説明が議員としてつかないと思うんです。これはきっと見解の違いがあるでしょう。

行政は9月にもう情報を知り得て、元議長のところに弁護士を派遣するなどのことをしませんでしたか。×××（38文字削除）そして——それに答弁してください。

○村木政策経営部長 ただいまの小枝委員の元議長に関する様々なことにつきましては、我々は関知してございません。裁判でも、区のほうからそのようなことをしたということは言っていなかったというふうに、私も傍聴していましたが、記憶してございます。

それから、第三者委員会につきましては、先ほど法務担当課長のほうからもお話がありました。第三者委員会には様々な種類がございます。私どもは、これは先ほど総務課長からお話がありました、日弁連で出しております——日弁連だよ。ね。（発言する者あり）日弁連で出しておりますガイドライン、こちらを参考にして実施しております。その中では、やはりこのいろいろな第三者委員会の在り方がありますが、この中の記述を読ませていただきますと、すみません、ちょっとお待ち、いいですか。ごめんなさい。

○岩佐委員長 先ほどもご説明いただいたので、そこは大丈夫です。第三者委員会と有識者の違いを。そして、法規担当からもご答弁いただいたので、そこは再度ご説明いただくなくて大丈夫ですよ。

あとそれから、小枝委員、公判の中で元議長の弁護士を区が派遣したというふうに明らかになったと先ほどおっしゃいましたけど、それはそういう事実は、今、なかったと言っていますけど、ちょっと……

○小枝委員 議事録を読んで、私の言ったことの議事録を正確に捉えてほしいんですけども、9月に知らない弁護士から……

○岩佐委員長 それは聞きました。公判の中で、さっき元議長と、弁護士は区が派遣したということ聞いたというふうに先ほどおっしゃったので。

○小枝委員 いや、議事録をちゃんと読んでもらいたい。私はそんなことは言っていないよ。

○岩佐委員長 言ったよね。（発言する者多数あり）

○小枝委員 止めて議事録を見てくださいか。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 言ったよね、さっき。

○小枝委員 「類推できる」と言ったんですよ。

○岩佐委員長 あ、「類推できる」と言ったんですね。失礼しました。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 それ、類推なんですよ。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 じゃあ、それは、それはなかったというご答弁がありましたので。

○小枝委員 正確に聞いてほしいんですけど。

○岩佐委員長 失礼しました。まさか、そんな類推が。

○小枝委員 もう昨年9月から何について捜査が入っているかについては、区は当然、あ、昨年じゃないんですよ。令和4年9月から知っているんです。そういうことが、要するにもう千代田区役所の中でみんな知っていることを、そうでないかのように言うてしまうこと自体が、この千代田区役所が新たに生まれ変わろうとしていないということになってしまうので、先ほど時系列、言ったことは繰り返しませんけれども、10月13日の衝撃的な時系列というのは、やはり非常に区民に不信を与えているわけです。

で、入札不正行為に関与した人が、この再発防止対策有識者会議等、あるいは弁護士への依頼を含めて制度設計に関与したということの、それは、それを責任、任命権というか、組織をつくったのは副区長だから、副区長は、知っていようが知ってまいが、結果的に6月5日に懲戒処分をしなければならぬ人を、再発防止対策有識者会議という制度設計の中心に置いたということの問題は全く感じないんですか。副議長の問題はもちろんですよ。元副議長が同じ会派だから、元副議長の問題は言うまでもないんですよ。その元副議長と……

○小林副委員長 元議長。

○小枝委員 あ、ごめん。元議長と、元議長と要するに区はタッグを組んで、あらゆることを荒っぽくやってきたんですよ。そういう中にこの問題が起きているし、アンケートを読んでもらえば、私はびっくりしましたよ。25%の職員が上司からのハラスメントがあると書いてあるわけ。母数が330だとすると……

○岩佐委員長 小枝委員、質疑……

○小枝委員 90から100ですよ。

○岩佐委員長 質疑にしてください。怒りたい気持ちは分かりますけど。

○小枝委員 それは、だから副区長に聞いたんです。副区長に、不正行為に関与した人がこの中心の再発防止の制度設計に関わって弁護士依頼をし、会議をつくり、第三者委員会ではなく第三者性のない有識者会議にしたというようなことをやったことが、対区民に対して説明をちゃんとやりましたとできるんですかということなんです。それはちゃんと答えてください。私、任命責任というか、知っていてやったんじゃないかと思うけど、知らないと言っているから、それは知らないとしましょう。

○岩佐委員長 質疑にしてください。

○小枝委員 だからちゃんと答えてください。

○村木政策経営部長 先ほど来小枝委員から様々指摘がございますが、憶測に基づくものと私どもは認識します。したがって、私どものほうからそれに対してご答弁することはございません。

それから、第三者委員会につきましては、先ほどちょっと途中になってしまいましたが、我々は日弁連で出しております指針に従って、指針を参考にしております。その中では、この指針では、地方公共団体が外部の弁護士等に対し対象事案を委託する場合も含め第三者委員会と言うというふうに明記されてございます。

それから、私の前任者のことにつきましては、私の前任者は職として今回の対応に当たったというふうに私は考えてございます。私の前任者が、いつ、実際今回の事案に関わっ

ていたかというのを我々が知ったのは、書類送検されたそのときでございます。

○岩佐委員長 はい、牛尾委員。

○牛尾委員 確かに議会は執行機関のチェック役ですから。ただ、書類送検された方が再発防止検討会に入っていると。委員会に入っていると。その下で作られたこの報告書と。この報告書にもし何らかの問題があると、それによって問題があるというのであれば、この報告書の中身について、やはり私は追求すべきだというふうに思います。

やっぱり議会に問われているのは、もちろん真相解明というのも大事かもしれませんが、いかにこうした事件の再発を防いでいくのかということが、まず一番に問われなければ私はいけないと思うんです。だって、その元議長のほうから働きかけがあって、そこから事件に発展していった。もちろん前からそういった関係にあったというのは言われていますけれども、元議長の方が働きかけなければ、ここはならなかったわけで、何らかの抑止策があれば、こうした事件にはつながっていなかったというふうなことを私は思えるんですよね。

そうした視点で、もちろん真相解明や執行機関へのチェック役というのは大事なんだけど、やはり再発防止策というものを、一方ではここでしっかり議論していくというやっぱり姿勢に立つというのが大事なのかなと私は思います。（発言する者あり）

○岩佐委員長 何かだんだん意見発表の時間になっちゃっていますけれども、官製談合についてはまだ特別委員会もありますので、引き続きそこで調査をして、まだ資料も出るんでしょうから、そこはぜひそちらのほうで詳細をやっていただきたいと思います。（発言する者あり）

○林副委員長 議員の対応……（発言する者あり）

○岩佐委員長 はい。ご答弁されますか。（「今までの議論……」と呼ぶ者あり）分かりました。

じゃあ、区長、お願いします。

○樋口区長 すみません、長時間に及んで。官製談合防止法違反のこの事案についてのご質疑を伺ってまいりました。何を伺っても、この昭和22年に千代田区制、新千代田区が合併、誕生してから以来77年と、この中で初めて起こった、これまで経験したことのない大きな事件だったと認識しています。私も1期目、また3年のときでありましたけれども、こうした中で未曾有の事態が起こったと。そのような緊張感を持って、この間、1月以来、対応してまいりました。

そうした中で、もう何度も皆様には、また区民の皆様にもお伝えしていますが、今回の案件は、たとえ区議会議員さんから不正な情報をよこせということがあったとしても、あったとしても、職員側が強い倫理感を持って対応できなかったことにあると報告書でも書かせていただいています。また、そうした働きかけに対する防止策、対応策が組織内で不十分だったと、このようにも言っております。

ですから、再発防止の中で、職員倫理、法令遵守、コンプライアンス、しっかりやっぺいこうよと、特別職も含めて、高い規範意識、倫理感をやっぺいこうよということでありまして、三つ目が、三つ目というか二つ目が、この制度、契約、入札、この制度の、また入札、契約の事務のこうした改善を、改革を図らなければならないと、そのように考えているところです。

ただ、一方、今回の事件は、職員と事業者の関係、あるいは金品の授受ということではございませんでした。留意点としまして、そこには元区議会議員の方がということがありました。そこで、アンケートを取る中で分かってきたのが、有識者の方からはかなり厳しいご指摘を頂いたと思っておりますけれども、千代田区の議員と職員の関係は極めて近いんじゃないですかと。これは私ども二元代表の中で超えられない部分はありますけれども、そうはいつでも、区政を進める中で一緒になってやっていく部分、また仕事を通じた経緯と信頼関係というのはあるものだと思っております。ただ、それがあまりにも近いと。それにおいて、特にこの前、前というか、議会局の事務局長が最後だったかと思っておりますが、この元職員が、議員に対して不適切な関係を発展していったと。これもアンケートなのかヒアリングで分かってきたと。具体的には自分の人事上の取扱いを議員に言ったり、あるいは本事案の発覚については、別の議会関係者にこの元議会局の事務局長が相談したりと、このようなことが分かってきました。私は信じられない思いでした。

そうした中で、強い思いを持って、私ども自らが正すということで、この三つの再発防止対策でありますし、三つ目が議員さんと私ども職員との関係、あるいは事業者と職員との関係、これも適切なものにしていきたいと。これは私どもが決める規範でありますし、ルールであります。

そのような中で、今後もうほんと二度と起こしてはならないと、2月の決議もあった、議会での決議もあったと伺っていますけれども、一緒にぜひ変えていきたいと思えますし、若い職員もおります。1,200人の職員一人一人が、まずは不正に加担しないと。また、若い職員も不正に加担させないと。こうしたものを、まず意識も改革し、そして組織風土とご指摘を頂きましたので、組織風土もしっかり改革していきたいと、これが私の切なる思いであります。

いろいろご納得いただけないと、疑義があるというご質問も頂いておりますけれども、どうか、この思いは職員一同変わりませんので、見ていただければと思えますし、また、どなたかからもご質疑がありましたけれども、議会の皆さんとも一緒になって変わっていききたいと、そのように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 これで、官製談合防止については、もう関連はないですね。

○林副委員長 牛尾さんが議員対応報告書というのをやっちゃっているんで、それに……相談……

○岩佐委員長 そんなのは言った。でも、依命通達について質疑があればなら。

○小林副委員長 別のをやっちゃって。

○岩佐委員長 はい。林委員。

○林副委員長 依命通達についてです。牛尾委員のほうからいろいろと、議員対応報告書というのについてやり取りがあったんで、9月11日に副区長が出された依命通達についてです。

まず確認なんですけれども、依命通達にある議員対応報告書というのは、公文書に当たるんですか。

○佐藤総務課長 公文書に当たると考えております。

○林副委員長 そうしますと、公文書ですから、開示請求があったら当然出さなくちゃいけないと思うんですけども、部ごとにこれまで、9月11日、依命通達をしてから今日ま

で、何通ぐらい各部、そして分かれば、各議員ごと何部ずつあるのか、お答えください。

○佐藤総務課長 まだ制度をちょっと始めたばかりでして、最近フォルダを作成して取りまとめをし始めたところでございますので、数についてのご報告については少しお時間を頂きたいと思います。

○林副委員長 もう一点が、この議員対応書というのが、対応報告書というのが、一つが働きかけを議員からしたの、これは記録するんだらうなというのは分かるんですけども、職員のほうから、職務上、我々と、多分、役職者とかなんとかに報告したいといったときも、この報告書というのは記載して公文書になるんですか。

○佐藤総務課長 基本的には、お話といたしますか、業務上のお話をした場合には記録をするようになっております。

○林副委員長 議員サイドからの働きかけのものと職員サイドから働きかけって、これは分類をかけるんですか、それとも全部一体として管理されるんですか、公文書として。

○佐藤総務課長 まだ再発防止策として正式に取組を始める前の試行的な段階ですので、今後変わっていく可能性はありますけれども、今のところは部ごとに取りまとめをするという状況でございます。

○林副委員長 聞いているのは、今聞いているのは、議員のほうから会いたいと部課長に言ったものと、職員のほうから議員に会いたいと言ったのは、これはごっちゃにして枚数で、これだけの面会記録があったというふうにやる依命通達なんですかということ聞いているんですよ。両方入っているのか否か。

○佐藤総務課長 ごっちゃにするというと語弊がありますけれども、件数ベースでというよりは、上司の確認を得て取りまとめて件数も数えていくということですので、どちらからということ今の段階で区別するということはしておりません。

○林副委員長 普通に考えると、こういう記録というのはいろいろと、それぞれ議員は立場があると思うんですけど、会いたくないと。要はこの面会記録がかさばっちゃうから、職員の方から言われたのに、いや、いいよと言われてくると、業務に支障がありますか、ありませんか。

○佐藤総務課長 実際そのようなお言葉を頂戴したこともありますので、支障があると言えばあるということになりますけれども、そこはご協力ということになりますので、議員の任意という部分も否めないかなと思います。

○林副委員長 いろんな議事進行とかを効率的に円滑にやる場合には、職員の方から、仮に委員長とか副委員長に、こうなんですとか、あるいは資料の要求を出したときに意思疎通を図るといのは、ある意味で必要だとは思いますが、これも面会記録で数でカウント、外形的にされてしまうと、やっぱりいいですと断る方も多いんじゃないのかなと思うんで、ここは1点、どうなるのかというのは今確認を取りましたんで、検討していただきたいと思います。要は分類を、職員サイドのほうから議会側の人に会いたいと言ったときには、これはこの記録、報告書の中でも分類をかけないと、やっぱり業務に支障が出てくるのではないかなと。これについて答えて、もう一度、依命通達を出した方が答えますか。総務課でいいんですかね。

○佐藤総務課長 基本的には受け止めは議員の方様々あるかなとは思いますが、基本的に業務のお話をしたということ記録に残すというだけのことではないのかなとい

うふうに思います。そこで、記録に残せないやり取りがある。そうしなければならないということがあるとすれば、そこは仕事のやり取りの線に収めるとというのが制度の一つの狙いではないかなというふうに考えます。

○林副委員長 ごめんなさい、意図が伝わらなくて。要はこれは公文書に当たると。で、各部ごと、あるいは各議員ごとに、何枚たまったかというのが外形的に情報公開で出るわけですよ。そうすると、防御策として、職員の方から会いたいと言ったのも、いや、いいですと。そんなに面会記録ばかりナンバーワンになってもしょうがないですから、得票で多い分にはいいかもしれないけど、議員のほうは。いいですと言ったときに、業務に大いに支障があるんじゃないんですかねという、そこにちゃんと明確に答えてもらいたいですよ。

議員のほうで、職員の方も会いたくないでしょうけど、議員のほうだって職員の方から言われて、記録になるんだったら会いたくないと、当然出てくると思うんですよ、開示請求になると。そこはどういうふうにしんしゃくして依命通達を出されたのか、お答えください。

○村木政策経営部長 記録を取ることによって、業務に支障が出るというふうには考えてございません。

○林副委員長 先ほどの総務課長と。基本的には僕も会いたくないですからね、言われても。

次に、これ、入札情報を仮に教えろという面会記録になったとき、職員の方はこの依命通達によってどういう対応になるんでしょうか。

○村木政策経営部長 今おっしゃったとおりの内容がこの中に記載されるということになると思います。その上で、その発言に、そのような議員からの依頼についてこういった対応するかについては、組織的に対応していくという形になります。

○林副委員長 要は入札情報を無理やり、この今回の事件もそうだったんですが、教えてくれと言われたときに、ここで判断になってくるわけですよ。これが個人犯罪なのか、法律担当の課長にお聞きしたいんですけれども、組織担当になるのか、日本国の法律上。複数の職員の方が、入札を教えろと個人の議員が言ったときに、複数の対応をされたわけですよ。それが懲戒処分になる、あるいは有罪判決を受けるという形になったんで、このときに個人じゃなくて組織的対応というのは、どういうふうに防御策もできるのか、併せてお答えください。

○村木政策経営部長 法的な解釈というよりも、組織としてどう対応するかという問題であるというふうに認識しますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まさに、その点こそが今回のこの記録の制度の意義であります。議員との対応が、議員の皆様方との対応が個人に任されるという、その事態が今回のような事件を招いた一つの原因というふうに考えてございますので、そういったことが起こった場合には、組織として対応するためにこのツールを使うという、そういう趣旨でございます。

○林副委員長 分かったような、分かっていない。要は組織として対応できるように共有フォルダに入れると。入札を教えてくれという人が出てきたら。で、法律担当の課長とか、すぐ通報をかけるとか、そういう形になるんでしょうかね。要は再発防止のためにやっているわけですよ。決して議員の働きかけの記録をカウントするとか、あるいは職員の方

の相談をカウントするとか、量の目的ではなくて、犯罪が起きないようにするためというのが、一義的に職員の方を防御するためなんですよね。

○村木政策経営部長 今回の制度の目的は、犯罪を起こさないようにすると、もちろんそういうことも結果的にはありますけど、あくまでも議員の皆様方とこちらの行政との対応、これを個人として行っただけじゃなくて組織として行うという、それが一番の趣旨でございます。

このフォルダで管理するというのは、フォルダに置くとか、それはこの公文書を管理する方法でありまして、そこに記載される内容、これについてはその内容に応じて、直ちに上司と検討したりとか、さらに上の上司に報告したりとか、そういったことをするという形になります。その上で、管理としてはフォルダに置くと、そういうことでございます。

○林副委員長 要は何月何日に、例えば不正な働きかけで入札情報を教えた。教えろといったときには、共有のフォルダに入るから、捜査のときも防御になるわけですよ。こういう時系列で。

そこで、1点だけ。選挙で負託を受けているのは、別に区議会議員だけではなくて区長もなんですけれども、区長に対しても、よその自治体では、こういった官製談合事件って市長が逮捕されたり、あるいは副市長が逮捕されたりというのがあるわけなんですけれども、この特別職は、こういった記録表というのは、内部の問題ですから、あるんですか。働きかけの、有権者からこう言われたとか、業者からこう言われたんだけど、部長、どうなんだろうかというのを記録されているんですか。それともないんでしょうか。

○村木政策経営部長 区長のほうから部下に、誰それに会ったということを報告するということは、それはないと思いますので、そういう制度はないです。

○林副委員長 よその自治体では、市長なり副区長から働きかけがあるわけですよ。この場合、記録制度というのが、もしですよ、職員の立場を守るため、特別職から、いろんな人事権がある人から、ちょっとぐらいいいじゃないと言われたときに、何か記録するというのはいないんですよ、今の時点では。

○村木政策経営部長 まさに上司からそのようなことを言われたと。それは内部通報の制度によって保護するという、そういうことでございます。

○林副委員長 まあ、公益通報というのはいろんな文章で、私のところも問合せが来るんですけど、ばれちゃうから、千代田区みたいな小さいところは。特定されるし、すぐ区長、副区長に報告される事案になっちゃうんで、できないんですよというのはよく来るんですよ、内部のほうから。

その上で、この依命通達のほうで、副区長に聞きますよ。予算以外の依命通達というのは、過去どんな場面で何回ぐらいやったのか、お答えください。

○村木政策経営部長 明快に今、何回という回数はこちらのほうではお答えできませんが、比較的多いのは、やはりこういった事案があったときに綱紀粛正のために出す、そういったケースが多いです。

○林副委員長 前回どうだったんですか、この前の。過去何年ぐらいとか。要はかなりの違和感があって、予算編成に当たっての依命通達というのは、よく先輩たちが予算審査とか決算審査で言っていたんですね。この依命通達はどういう意味ですかと。ところが、こういう不祥事に関して、今後の対応について依命通達というのはやるんですか。例えば都

庁とか、あるいは江東区さん、ついこの間あった、これは副区長による依命通達という強い命令形式で出たのか否か。

併せて依命通達と通常の連絡ですよね、事務取扱で、記録化してくださいよと政策経営部長から出すのと何が違うのか、お答えください。

○村木政策経営部長 他の自治体の実例というのはちょっと把握して、今ここで即答することはできませんが、今回の事件に関しましても、やはり綱紀粛正の依命通達は出しております。

予算とかにつきましては、こちらは、予算審議は議会のほうでやっていただくものですので、どういった方針で予算を編成したかということ、これは議会のほうにお伝えする必要がありますので、こういった依命通達を出してということで議会のほうにもご報告してございますが、こういった綱紀粛正については、これは内部的な問題ですので、それについて議会に、こういった綱紀粛正をしましたとか、そういったことは報告はしていないという形でございます。

○林副委員長 それでは、9月11日に発令されたこの今回の区議会議員への対応について依命通達というのは、いつ起案して、どういうふうに副区長が出すというふうに判断されたのか、お答えください。

○佐藤総務課長 起案をして、意思決定をした同日に発出しております。

○林副委員長 お答えがよく分からないですね。起案されたのは誰なんですか。副区長なんですか、総務課長なんですか。どこが発案されたんですか、依命通達にするということ。

○佐藤総務課長 総務課で起案しております。

○林副委員長 今回の9月11日の依命通達にするといった判断基準は、総務課としては何なんでしょうか。

○村木政策経営部長 依命通達を出す際に、こういったときには依命通達です、あるいはこういったときには事務連絡です、そういった明確な基準はございません。ただ、今回の事案に関しては、先ほど区長からもお話がありましたように、区の区政史上の中でも非常に重大な反省すべき案件というふうに考えてございますので、これは重大案件だということで、単なる事務連絡ではなく依命通達という形を取らせていただきました。

○林副委員長 そうすると、逮捕者が出たから依命通達になった、前代未聞の。家宅捜索が入ったから依命通達になったと。要は依命通達の判断基準というのを知りたいんですよ。そこまでの事案なのか、どこまでの事案が依命通達になるんですか。副区長が出そうというわけでもないわけですよね。総務課のほうから依命通達に上がってくるという判断基準を知りたいんですよ。

○村木政策経営部長 先ほど申し上げましたとおり、明確な、こういうときに依命通達を出すとか、こういうときには事務連絡を出すとか、そういった基準はございません。それぞれのケースに合わせ、そのときの時勢とかそういったこともございますので、そういったもろもろを判断して出すという形でございます。

それから、これはもう通達の起案は区の規則に従って所管の部署から起案してございますが、副区長のほうからこういったものを出すということで決定をいたしまして、それを前部長のほうにも事前に知らせた上で起案して、依命通達という書式を取って出したもの

でございます。

○林副委員長 なるほど。部長の答弁を聞いていると、前任者と一緒で、ケース・バイ・ケースとか、そう言われると困るんですけど、副区長が依命通達に今回はしようご判断されたということによろしいんですかね。

併せて依命通達というのは、ある程度物事は期限があると思うんですけど、この期限というのは未来永劫続くんですか。それとも坂田副区長が退任されたときに1回切れるんですかね。

○村木政策経営部長 副区長名で出すものですから、決定したのは副区長ということでございます。

それから、その効力でございますが、これはあくまでも職としての副区長が出したもので、坂田副区長個人が出したものではありませんので、効果といたしましては退任した後も続いていくところでございます。ただ、この内容に記載されております議員の皆様との関係性といいますか接触の仕方、そういったものについては、今後もまた様々に検討する必要があると思いますので、先ほど来ご質問がありました公表とかそういった問題も含めまして、またこれについては改めて今後も引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。

○林副委員長 あと二つほどあるんですが、一つが、やっぱり坂田副区長にどうして依命通達されたのかというのはお答えしていただきたいんです。その結果、組織風土がどうなるかというふうに感じたのか。これも坂田副区長にお答えしていただきたいんですよ。事務的なものではなくて、組織文化とか組織風土とか組織運営とか様々言われますけども、私が感じるのはですよ、やっぱりいろんな打合せのときにも、できるだけ職員の方と会話しないようにしなくちゃいけないとか、あるいは運動会のときも、これ、会って普通の世間話をしたら記録化しなくちゃいけないから、できるだけやめようとか、身構えるわけですよ。だってこれ、記録が、枚数が増えれば増えるほど、この議員はこんなに面会を職員としちゃっているんですよと出ちゃうんですから。やっぱり自己防衛としてはそうなるかと、お互いのうまいキャッチボールというのが、あうんの呼吸で、これは根回しというのかもしれないし、うまい調整というのかもしれないけど、これが一切ないような状態というのは組織風土が悪くなっちゃうんじゃないかなと思うんですけれども、ここについての2点、副区長に。明快にお答えください。

○坂田副区長 まず、何でしたっけ。依命通達。依命通達という形式は、そうむやみに出すものでは確かですよ。

○林副委員長 それはやり取りをやりました……

○坂田副区長 しかし、異例な事態、今般は通常じゃない異例な事態です。そして、そのことの自覚を職員に共有をする、それも強く共有をするというようなことで、依命通達という形式、文書形式。その上は、きっと訓令という長の命令でしょ。それは規定形式です。

○林副委員長 聞いていることに答え……

○坂田副区長 即時迅速にその旨を命ずるということで、依命通達という形式を取りました。

あと後半の、これから議員さんと職員の仲がぎくしゃくするんじゃないかというような

ことでございますが、公務員で、我々は、こういうまさに風土の中に生まれ育ってきたものですから、当たり前の関係というふうに思っておりました。しかしながら、今般この事件を受けて、第三者と言われる方々、あるいはほかの団体の方々、例えば都庁であったり国であったり、いろんな方が職員にもいます。聞いてみますと、やはりちょっと千代田区はちょっと異様だねというようなことのご指摘も受けました。

やはりこれ、個人と個人の対応であれば、ずるずると行ってしまうような形というのは見受けられるし、また、歯止めが利かなくなってしまう。今後はやっぱりきちっと組織的な対応、これはどこの団体も、公の団体も既にやっているというようなことを確認もさせていただいておりますので、その点について、我々は決して議員さんと疎遠になろうということではなくして、組織的に対応する、個人の心の負担にならないようにするというようなところでの、今般のこちらの身の律し方でございます。

○林副委員長 分からないな。分からないですよ、やっぱり。重大な事案があったのは分かりました、逮捕で。で、裁判の話になると、やっぱり異様ですよ。裁判でも、10年前からこういういろんなやり取りの情報があつたと。個人の議員さんと職員の方と。積み重ねというのはやっぱり異様だと思いますよ。ただ、これが、結局、面会記録を取れば本当に防御になるのか。ゴルフとか野球とか様々なボウリングとか、これまでやってきたんですよね。山口さんという副区長まではすごく仲よく職員の方と僕はやってきたと思っています。ただ、こんな事件が、そのときに陰でやっていたというのは分からなかったですよ、残念ながら。それが一切なくなってきた、交流もない。これがいいか悪いかというのは、古い組織風土かもしれないけれども、今のここ3年ぐらいの組織風土というのを考えて、これがやっぱり多かった、今回の事案でも時効にならなかった事案なんで、ここがやっぱり何なんでしょうね。個人の議員さん、それとも議会が悪かったの。こんなことの働きかけをやっていた議員さんがいて、こうなっちゃったのかというのが、部長さんが1人の対面だったらいいですけど、複数の部長さんも関わっていたというのがやっぱり異様なんだろうな。

これは内部の話であって、ぎすぎすするかしないかというのは、やっぱり交流がないとませんかねと単純に思うんですよ。今回の資料だって本当にぎすぎすした資料なんじゃないんですかね。ここを感じられないとすると非常に残念なんで、この面会記録だけで解決するんだとしたら、その道筋を分かりやすく説明していただければ。

終わります。

○村木政策経営部長 ただいまこちらの記録制度につきましてご指摘いただきました。もちろんこれだけで職員と議員の皆様との関係を、何というんですか、律していくというか、適正なものとしていくという、そういうことができるかどうかというのは、それは分かりません。そのため、ほかの様々な手段、そちらのほうも講じながら、その一つの手段としてこちらを採用していくというふうに、依命通達という形で出させていただいたものですので、ご理解いただければと思います。

○桜井委員 はい。

○岩佐委員長 1回休憩。

○桜井委員 あ、休憩を取る。

○岩佐委員長 休憩します。

午後8時20分休憩

午後8時33分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

引き続き、質疑ありますか。なし。なし。

はやお委員。

○はやお委員 それでは、裁量権と意思決定過程について質疑させていただきたいと思います。

これにつきましては、決算ということで関係がありますので、まず、日比谷エリマネについて本会議でもやりました。そのところ、何が問題かということ、意思形成過程において、結局は議会に対しても報告がなかった。そしてまた、ここはやり取りはそんな深くやりませんよ。それと、本来である首脳会議、それは確かに法律では文書主義ということに理解はしています。だけど、意思形成過程をしていく上では、本来ルールを守らなくちゃいけないということからしたときに、結局は議会としても、議会が分からないということは区民が全く分からないということなんですね。そうすると、今回はもう時効です。時効になるんですね、内容が。そうすると、場合によっては裁量権の乱用というのは違法になるんですよ。

だけど、それになるかどうかについては、本来、法務担当に聞きたいところですけども、これは事案が個々個別で分からないと答えるに決まっているので、あえて、まずこのところについては、そんなことを言っているのというふうに本会議でもいう顔をされたんで、間違いなく言えますけれども、2020年11月13日の100条委員会においても、議会に報告しなかったのねと言ったら、これについては大変遺憾に思いますと前区長がおっしゃっています。そして、その前の日じゃないな。2020年10月7日の予算決算の総括でも、これについては大変遺憾に思うと。それは何かといったらば、首脳会議にかけなかったこと。でも、全てのところについては、事務局当局から上がってこなかったから私は分かりませんと、その当時の人たちの責任をなっていた。

だけど、このことについて本会議ではお答えにならなかったけれども、今日はせっかくいらっしゃるので、このことについて、まず、まずその辺のところについて、どのようなお考えがあるのか。また誰かが代わりにご答弁されるのか、それは分かりませんが、まずお答えいただき、それはやっぱり副区長がこのときのやって、200億だろうが1,000億だろうがと言ったんで、ちょっとそこのお答えください。だから、そのところで、まだ文書主義だということの答弁をされているけれども、いまだにそのお考えですかということ。

○坂田副区長 文書主義という、そういう言い方を……

○はやお委員 言ったよ。

○坂田副区長 いたしましたし、それが基本原則だということはいまだ変わっておりませんけれども、首脳会議にかけなかったということで。

○はやお委員 あと議会の……

○坂田副区長 元区長が。

○はやお委員 前区長。

○坂田副区長 前区長が、遺憾に思うというようなご発言をされたということでございま

した。これは意思決定の過程ですから、そういう意味では、前区長に対して申し訳なかったのかなというふうには思いますし、そのことで意思決定をゆがめられたとまでは、前区長に私は指摘を受けておりませんので、決定内容に関しての不服はなかったのかなというふうには思っております。

ただ、あと首脳会議という制度所管の企画課がございますので、政経部門がございますので、その点については、失念したことに申し訳なかったというふうには思っております。〇はやお委員 やっとお答えいただいて、これは本当に、文書主義だとまた言ってくんであれば、それはもう僕はそれでいいと思っていたんです。法律上はそうなんです。けれども、やはりデュー・プロセス・オブ・ローということで、適正手続手順を取っていったかということに関しての私は質問をしたつもり。

あと、結局話が違っていたのが、ここのところの修繕積立金の件なんです。質問をしたときに、結局は年間4,000万というふうに答えたんです。でも、私が頂いているのは、2020年8月26日に100条権限のところで確認したときに、ここには2,050万、そして、もしくは8億のところでは約30年とあるから、約2,670万なんですよ。その足りない部分については何かの形でみんなで補填しようということだったという説明なんです。こういうふうに説明している内容と、結局は4,000万というふうに本会議で説明したのについて、そこがあるんじゃないのと。そこはこういうふうに考えているのか。

それと同時に、その説明についてと同時に、これがもしそういうことであれば、怠る事実と、これも違法になるんですよ。今現在、もしそのことについての答弁次第によっては、怠る事実が継続されているということになる。そこについてお答えいただきたい。

〇榊原翹町地域まちづくり担当課長 一般質問の答弁でも触れたとおり、日比谷エリマネ社は区有施設の修繕、更新を行う役割がございまして、その経費として、現在、年間4,000万以上の積立てが必要という試算をしております。

ただいまはやお委員におっしゃっていただいた100条委員会のときの資料に関してなんですけれども、その際、資料要求を頂いていたものについては、土地建物貸借の契約締結、こちらに至るまでの経緯に関する資料ということで要求を頂いておりました。そのため、契約締結をする以前の段階で、修繕積立金として必要な経費が試算されていた資料をお出ししている状況です。その後、契約締結後に改めて修繕に必要な毎年のお金が幾らかというような試算を行っている資料がございまして、それによると、少なくとも年間4,000万以上については積立てを必要とするだろうという試算が行われていたため、現在はその試算に基づいた経費、こちらをご説明したという次第です。

〇はやお委員 もう、ちょっと私ももう時間、これ以上やりません。というのは何かといったら、そこも違っているんですよ。つまり協定書と契約は結んだ、その後に100条委員会でこの2,050万を説明いただいているんです。そうすると、今のはもう虚偽答弁になっちゃいますから。だから、ここのところについては、これ以上のところについては、委員会の独立性ではありますけれども、常任委員会でしっかりと数字をやって、やってくださいよ。

というのは何かといったら、多分、そっちのところ、たとえば契約上が20年となっても、このときで30年で積立金のことについて計算しているんです。それで2,050万。多分そちらのほうは機能更新で50年とやっているんですよ。その資料まで私は持

っていますから。そのこのところ、何で変わったのかという、その変わったことをきちっと。これが、何かといったら、正しい裁量権、意思決定過程をやっていくということですから、そのこのところについてはやっていただけますか。それとも、ここでまたやりますかと言ったら、みんなが飽きちゃうから、そのこのところを確認してください。

○加島まちづくり担当部長 今、はやお委員から常任委員会でのお話もありましたので、そちらのほうでまたご説明をさせていただければと思います。

○はやお委員 結局は日比谷についてもこういうことでした。私もスライドを作って、やっぱりこういうふうな意思形成過程はまずいだろうということを投げかけています。

そしてまた坂田さんのところに、集中ですけれども、結局は何かというと、2020年10月6日、つまり何かといったら、ちょうど100条委員会が行われているその年ですよ。そこで何があったかということ、本来であれば、このこのところ質問、いい質問をしていただいている。牛尾さんからしていただいているんですね。それは何かというと、結局は補正予算を積み立てるときについて、本来であれば給付金だけでなく、例えば学校給食の無償化についても補正予算を入れるんだと。それにもかかわらず、何で教育長が参加しなかったのか。つまり議会の解散を宣言された。前の区長が。

そのときについて何が問題かということ、結局はこのこのところについては、上級省、つまり総務省並びに千代田区の選管についても、その解散については認めなかった。そういう状況でありながら、なぜあのとき、当日、当時、教育長である坂田さんは、その補正予算に参加されなかったんですかという話をしたら、私は外形的に区長が指示したことについては、まだここについては考えが変わりないのかどうか、お答えいただきたい。

○小林副委員長 牛尾さんが答えるの。

○林副委員長 牛尾さんが答えるの。

○はやお委員 牛尾さんは答えられないよ。（発言する者あり）

○坂田副区長 えーと……

○岩佐委員長 まあ、これ……。大丈夫ですか。副区長。

○坂田副区長 あれはたしか、ちょっとはっきりはしていないんですが、自治法の規定上そうだというふうに私は解釈したんだろうというふうに思いますね。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 ということ。そこで、結局は、普通にどう考えてもきっとそういうふうにお考えにならなかったというふうに言うかも。不信任決議を結局は178条には匹敵しないと。それで、自治法上は、このこのところについては解散が駄目ですよと。つまり法律でもそれは違法だったと。そういうことで、区長もおわびをしているんですよ。だけど、申し訳ない、その当時の教育長は、私はそういうふうやって、反省しないと、そういうふう言われたんだからと、こういうことなんですよ。

何かといったらば、こうやって上級省の、その当時、高市さんが総務大臣だったんですね。それとあと、千代田区の教育委員会はその選挙を実施しなかった。そのことから普通に考えると、教育長というのは、たとえそのときに教育委員会の構成が変わったとしても、合議制だったというふう書いてあるわけですよ。それを確認せずに、結局は補正予算のところに来なかった。このことについてはどう考えるのか、お答えいただきたい。

○岩佐委員長 はやお委員、一応令和5年度の決算なので、そのときの出席の……

○はやお委員 いやいやいや、結局はそういう全部のことを通しながら、結局は依命通達のところで、通常のルールどおりやっているのかと。あと、さっきのほうの日比谷のことについてだって、現実もしそういうことであれば、怠る事実という違法性があるんですよ。決算の内容そのものなんですよ。それで、結局は、そののこのところについてお考えを聞いておかないと、次の話。だから、答えられないんだったら、答えないと言ってくれ。それで仕切ってください、逆に言うと。結構ですよ。

○岩佐委員長 そうですね。お考えをとということなので、答えられる範囲でお願いします。休憩します。

午後8時45分休憩

午後8時47分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

副区長。

○坂田副区長 ちょっと当時の判断でございますが、当時はきっとその内容が組織としての判断を必要とするかどうか、いわゆる教育内容に関わっているかどうかというところで、その必要性はないということで、私、教育委員会の統括者としての判断をしたのかなと思います。ただ、客観状況がちょっと思い出せないので、当時の判断に誤りがあったとも正しかったとも、ここで発言は控えたいと思います。申し訳ございません。

○岩佐委員長 はい、はやお委員。

○はやお委員 そういうことで、教育委員として。私は、判断で決めました。つまり区長が、前区長がそういうふうに判断したから判断したんだというところで止まっている。全く今と同じなんですよ。

それとあと、今度は間違いなく、逆に言うと近づいちゃうんですけど、令和6年7月5日、結局は日テレの対応のときの、結局は建築条例の件ですね。いろいろな方が、私は都市計画審議会で反対したとか、そういう話もあるんですけども、私は継続ということ言って反対に回ってくださと言われてたから、反対に回っただけです。

それはどうでもいいんですけども、何かというと、こののこのところ、これで時間が長くなったんですよ。坂田副区長があのおときには判断していただいて……

○岩佐委員長 はやお委員、その、スマホを使いながらというのは。

○はやお委員 えっ。駄目。

○岩佐委員長 ちょっと、ここでは。

○はやお委員 じゃあ、すみません。これ、ちょっと議事録、こっちのところでやるのはちょっと操作が。いいです。

で、これにつきましては、何かといたらば、何というの、結局は坂田副区長が言ったのは、こんなにも職員が信頼されていないのか、こんなことは事実としてあるのかということをお答えされたんです。それは議事録を見ていただくと分かります。正確に言おうと思ったんで、ちょっとすみません、確認のために見ていました。

そこで何をおっしゃったかということ、そこからが大変な話になって、私は、今回の都市計画審議会で何になったかということ、附帯決議の中に、ここに何を書かれていたかということ、地域は分断している。これも続いているというふうに書いてあるじゃないですか。この事実を副区長としては、これは都市計画審議会に付議して、その内容を副区長としては

当然理解した上で議案のところに臨むはずなんですよ。それが、そんな事実があるんですか、そんな職員は信頼されていないんですかとあなたは答弁してはいたんですけど、その真意、つまり、あのところ、それ以上のことはあれだったんですけども、附帯決議に書かれていた前文の内容について、どういうふうに今考えているのか、お答えいただきたい。

○岩佐委員長 この間の都市計画審議会の。

○はやお委員 計画審議会、そうだね。

○岩佐委員長 すみません。何の、どの。

○はやお委員 都市計画審議会の、結局は都市計画決定するための附帯決議、そのところの中に、地域を二分していると書いて。そういうのにかかわらず、地域が二分しているんじゃないんですかと言って、こういうもの、ああいうものと、こうやって言ったときに、信頼されているかどうか。一生懸命やってくれていますよ、職員の方は。だけど上からの指示等々の、かなりいろいろな様々な対応があったから、結局は地域が二分しちゃっていたわけですよ。だからみんなが信用しないから、もう少しきちっとその附帯決議を実行する対応してくださいねと言ったら、そんなに信頼ないんですか。本来口頭でやるべきことを何で文書で出せと言うんですかと副区長は答弁された。

つまり、手続手順というわけではないですけど、都市計画審議会は区長自らが都市計画審議会にその内容を付議し、その内容については十分副区長は理解されていなくちゃいけないと思いますので、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 都市計画審議会の附帯決議に関しましては、担当はまちづくりのほうになりますので、私のほうでご答弁させていただきます。

副区長のその議事録、私もちょっと今見てはいないので、具体的にどういうことを言われたかというのは、ちょっと断片的な記憶しかないんですけども、我々環境まちづくり部がしながら、こういった附帯決議があったということで言われた発言かなというふうに思っています。そういった中で、建築条例は可決いただいておりますし、先ほどの環境まちづくり部の議論の中でも、次の二番町のステップということで、十分この決議の内容を踏まえた上で今後進めていくという形になっておりますので、そこはそういった形でご了解いただきたいなというふうに思っております。

副区長のご発言は、我々職員にも関して、やっているよねといったようなことを少しフォローしていただいたのかなというふうには考えております。

○はやお委員 そのところは、日付を見ていただければ、何とおっしゃったか分かるはずなんですね。

それと、あと言ったのは、かなり日テレ寄りの話の中で、ここで建築条例を通さないと今後の設計段階に入れないうまで答弁されているんですよ。だから、そのところについては、本来どういう立場で言うのか、この意思形成過程をどうやってやっていくのかという点について、私は疑問に思います。

あと4点目、ここについてはどうせお答えしなかったということを受け止めさせていただきました。最後のところは、今回、官製談合のところですよ。官製談合につきまして、先ほどもありましたように、実際は、有識者と、そして第三者機関というのは違っていたわけですよ。そういう内容の中で分かったんですけども、この最終報告書の責任者というのは誰ですかと、これは特別委員会で確認をしました。そしたら、実行委員長である坂田

副区長だといっておっしゃっているんですけども、この違いについては、いや、私は見解が違ふんだというなら、副区長自らこの責任を持ってこの最終報告書を、責任を持って出していることですから、最終報告書。そこについてお答えいただきたいと思います。

○村木政策経営部長 先ほどの続きになります。有識者会議と第三者委員会、こちらにつきましては、先ほども引用させていただきました弁護士会のガイドラインで、第三者委員会の考え方には様々なものがあると。その中で、区としては今回取ったような委託の形態のもの、弁護士に委託する形で、弁護士さんの意見を聞きながらやると、そういった形のものだということは先ほどご説明したとおりでございますので、その点については違いはないというふうに考えてございます。

○はやお委員 このところについては先ほども議論したんでね。何かといったら、法規担当、それとあと今回のところについては、かなり有名な弁護士の方に相談したときに、このところについては明確に別ですよというふうに言われていますから、法的な担保からしたらそういうことなんですよ。今あなた方がそういうふうにおっしゃったかもしれないですけども、そこはきちっと確認して、やっぱり区政としてしっかりしたものにしていただきたい。

そして最後、このところは何かといったら、こういうように、悪いけど坂田副区長が関わっている案件、坂田自身が関わっている件につきまして、本当にちゃんとルールを守ってきているの。本当にやっているの。最後いつも議事録を見ると突っ張るんですよ、全部答えが。で、このところの中でやってきて、私はさっき依命通達のことについて、いや、確かに職でやるんですよ。だけど、そういう状況の坂田さん自体が、依命通達を出すだけの、職員たちがその心情になるかということなんだ、大変な仕事になるので。これはどういうふうに考えているのか。最後、本人のこの依命通達に関して、様々なこういうことについて、答弁されたり認めなかったりしているこういう中で、依命通達は職の中で、職責の中でやっているとは言いながらも、やっぱり最後は組織は人なんですよとなったときに、あなたの、坂田さんの後ろ姿で、そうだ、やっていけなくちゃいけないとなってくるわけですから、それが区民の幸せにつながることでございますから、お答えいただきたい。これが最後です。

○村木政策経営部長 繰り返しになりますが、（発言する者あり）先ほどの第三者委員会の話につきましては、弁護士会のガイドラインに沿った形でやってございます。法的な担保ということ言えば、それでないというならば、弁護士会のガイドラインそのものが法的な担保としては認められないと、否定されたということになると思いますので、弁護士会自体の否定というふうに、そういうふうに我々は受け止めますけど、そこまでは我々はさすがに考えませんので、それについてはきちんとした形でやっていったという、やっているという、やってきたというふうに考えてございます。

それから先ほど依命通達の話がまた出ましたが、こちらにつきましては、これによって作業量が増えて、それで職員が仕事ができなくなると。そのようなことはないというふうには考えているところでございます。

○はやお委員 じゃあ、最後。（「まとめだよ」と呼ぶ者あり）最後と言って。

○岩佐委員長 まとめてください。

○はやお委員 これで、ただ、そのところについて、いや、今の話については、こうい

いろいろなことについて様々にやってきたということについて、一番に、ご本人が分かっていると思うんですよ。その中に、どういうふうに、今後、依命通達ということだけではなくて、みんなを引っ張っていく事務方トップとしてどう思うのか、お答えください。

○岩佐委員長 ちょっと、はやお委員、別に副区長が。

○はやお委員 いや、だから、今のは分かりにくいと言ったから。

○岩佐委員長 副区長が特に何か違法なこととかをやっているわけではないので……

○はやお委員 いや、今はそれぞれ二ワのところ、間違いなく……

○岩佐委員長 その前提として、ちょっと。

○はやお委員 じゃあ、またそれを説明して時間をやるんですか。

○岩佐委員長 そこはちょっと言葉を選んでいただきたいのと。

○はやお委員 はい。例えば日比谷のことについても、今言ったように、実際のところ、ルールとして、それでまちづくり部長としては、結局は首脳会議、それも、そしてまた議会に全く報告しなかった。それで、数字については、何かといたら、今、6,200万の年間の収益を、今、日比谷エリアマネについては収益を上げているわけです。ちょっと出っ込み引っ込みはありますよ。けども、このことについては、それだけの利益は結局は千代田区に帰属すると言われている中に、それっ放しになっているわけです。それと、でもそれは今言ったように、私たちは知りませんよというのであれば、それはそれでいいんです。

そういう状況の中で、背景の中で、様々今までやってきた中のことを、総合して自分としてはどういうふうに考えるんですか。例えば一つの例は日比谷のこと。そしてあと、さっき言った教育長の件については、それはその当時のことかもしれないけれども、この違法行為であった議会解散ということに関しては、彼は教育長として出なかったことは何も問題ないと言っているわけですよ。その本人の考え方が、そういうところにある。そしてまた、何だったかかな、いうところについて、日テレの件でも様々に――あ、こっちに言わなくちゃいけないのか。結局は附帯決議で都市計画審議会の先生方が出しているにもかかわらず、そういう事実がないかのような答弁をしたから、そのところについてどうお考えになるんですか。それで依命通達をして、今あれはないでしょうけれども、どういうお考えなんですかということを聞いたつもりでいます。答えないなら答えないでもいいですよ、もう時間もないんだから。（「今までの生き方はどうかと聞いているんです、簡単に言えば」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 うん。生き方。（「今までの生き方、どうか……」と呼ぶ者あり）

○はやお委員 その意思形成過程のやり方が……

○岩佐委員長 ちょっと決算審査というよりも、役職のついている方の資質を問いたいという話になるんでしょうけど。

○はやお委員 それが日比谷の件については現状も動いているんじゃないのかということだから。

○岩佐委員長 それは、現状の話については先ほどご答弁いただいていますので。

○はやお委員 それを含めて、どうですかということ。

○岩佐委員長 そこと、そことご本人の資質ということは、ちょっと関連性が薄い質疑のように聞こえますけれども。

○はやお委員 いや、僕はそれはないと思っているから言っただけで、それがそういうことだというなら、委員長が議事整理をしていただいて、答弁を求めないというのであれば、もうちょっとネットにも載っていることですから、そこはまた周りの方がご判断することだと思っています。

○岩佐委員長 そうですね。これは特に決算審査と直接関係することではないですし、先ほどの言っていることに、見解の相違の部分から、先ほどかみ合っていない部分なので、ちょっとかみ合っていない話、見解が違ってそのまま一致していない部分についてを前提の質疑になってきますので、ちょっと答えにくいんじゃないかと思えますけれども。

○はやお委員 まあ私は関係していると思っていますから。本人が相手変わって主変わらぬの仕事をしているんだから、そのところについてどういうふうに考えるのかと聞くのは非常に自然な話だと思っている。だからそこは、答えないなら答えない。今も村木——あ、村木さんと言っちゃいけないんだ、政策経営部長が答えたことで終わりだということなら、終わりですという仕切りをしていただければいいですよ。

○岩佐委員長 では、休憩します。

午後9時01分休憩

午後9時02分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

はやお委員の言わんとしていることはもう分かりますけれども、先ほどちょっと見解が一致していないところで、一致していないものが前提として答えづらいところもあると思いますので、ここはこの決算審査にはちょっと遠いということで、はやお委員のこういうご意見があったということは受け止めていただきまして。（発言する者あり）そうですね。こういう思いがあって、そういう疑義があるよという指摘があったということは受け止めていただいて、この質疑に関してはこれで終わらせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに、この総括質疑に何かございますか。

○岩田委員 区長の責任について、ちょっとお伺いしたいと思います。官製談合事件を受けて、区長と副区長がそれぞれ2割、1割の報酬減額をされましたけども、金額で言うとお幾らでしょう、それぞれ。

○岩佐委員長 すぐ出ませんか。じゃあ、ちょっと調べてもらって。

続けてやっていただいていますか。

○岩田委員 報酬を減額した、その減額の2割、1割という減額の基準というのは何なんでしょう。

○岩佐委員長 これは本会議でもたしか質問があった気がしますけれども、すぐ答えられますか。（「答えられる」「答弁……」と呼ぶ者あり）じゃあ、これも引き続き、ちょっと答弁、誰かに調べてもらって。

岩田委員。

○岩田委員 誰が提案したんでしょう。自分から言い出したのか、それともこういうふうにしたほうがいいのかというふうに言われたのか、どうなんでしょう。

○岩佐委員長 これは聞いていないですよ。

休憩します。

午後9時05分休憩

午後9時06分再開

○岩佐委員長 委員会、再開します。

答弁からお願いします。総務課長。

○佐藤総務課長 金額の件でございます。区長の給与減額、20%減額1か月分、25万7,200円でございます。第1副区長が給与減額10%、1か月、削減額が10万2,700円でございます。これまでの近隣区等での不祥事の事案の事例を参考に、この額を決定した次第でございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。（「誰が」と呼ぶ者あり）あ、誰が発案した。

○佐藤総務課長 あ、提案は区長、副区長ご自身のご判断でございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。（「終わり」と呼ぶ者あり）終わり。はい。ありがとうございます。

○小林副委員長 終わり。これからじゃない、知りたかったのは。質問はこれから、これからだよ。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 はい。

ほかに政策経営部の所管で。

○はまもり委員 追加資料4、所属ごとの一人当たり超過勤務実績について、資料を作成いただきまして、ありがとうございました。こちらは月平均で各課ごとに出していただいているんですけども、もし分かれば全体の平均値だとか中央値、それがここ最近の動向として、推移として増えているのか減っているのか、教えてください。

○神河人事課長 こちらは職員の1人当たりの平均超過勤務時間としてまとめさせていただいたものでございますが、これを全体でこれを平均いたしますと、令和5年度の実績としましては、全庁で平均をしまして10時間4分でございます。ちなみに令和4年度の数値は9時間22分、令和3年度が9時間24分となっております。令和3年から令和4年にかけて若干減ったんですが、令和5年度は若干増えたような形になっております。

○はまもり委員 中央値は分かりますか。分からなかったらいいです。

○神河人事課長 中央値は、ただいま数値を持っておりません。申し訳ございません。

○はまもり委員 ありがとうございます。ちょっと簡単に確認です。

あと、事業数とか業務量というものは増えている傾向なのかどうかも教えてください。

○神河人事課長 業務につきましては、やはり新たな行政課題などがありましたら、新しく組織をつくったりしまして、そこに人員を配置したりしますので、業務量的には増えているのではないかと思います。

○中根財政課長 単純に予算説明書にあります予算の事業数をカウントしますと、6年度、5年度、4年度、戻っていきますと、数字だけ申し上げます。809、809、825です。

○はまもり委員 ありがとうございます。限られた時間の中でどうやって質を高めていくかということで見ると、適正な人数が足りているか、適正かどうか。また、IT化含めて効率化できているかどうか、また、仕事量が適切かどうかと、こういったところになってくると思います。

人員というものは、時間から見ると、いろいろと配置を適正にやっていただいているのかなと。また、業務効率化もやっていただいているのかなというふうに考えたときに、重要となってくるのが、選択と集中、やめることも含めて、どんどん業務量というものは多くなっていくと思いますし、どんどん深く充実させていくという方向に、これはいいことではあるんですが、なっていくというふうに考えると、どんどんスピードもアップしていかなきゃいけない。

令和5年度で言えば、何に対して、これは政策経営部かもしれないですけども、選択と集中をやっていったのか。区の中で何に一番時間をかけて人材含めてやっていったのかということは教えてください。

○岩佐委員長 何を選択と集中をした……

○はまもり委員 一番、決算なんで、どういうことに、それぞれもちろん、すみません。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 それぞれの課でももちろん注力していたというのは分かるんですけども、どういう方向を向いて、先ほど人口の話じゃないですけども、一番注力したことというのは何だったんですかという、振り返りで教えてください。

○岩佐委員長 それは各部じゃなくて、千代田区全体で何に一番という、そういうご質問ですか。

○はまもり委員 区政として。そうです、そうです。

○岩佐委員長 各部はそれぞれ頑張っているけれども、それをトータルでやって一番注力したのは何かという。

これは答えられますか。

○御郷企画課長 令和5年度の予算の概要、区の仕事のあらましのほうでちょっと掲載させていただいております重点的に取り組む施策、これは翌年度予算に向けて、どういった施策を区として取り組んでいくかといったところで挙げさせていただいて、議会の議決もいただいて予算化しているものでございます。こちら、基本構想を策定して、基本構想の枠組みの中で、それぞれ子どもの子育てのところから、高齢者、障害者等々を含めて、まちづくりのほうもやることもありますし、あとはDXの取組含めて挙げさせていただいております。こちらのほうが令和5年度しっかり取り組んだ施策というふうに認識しております。

以上です。

○はまもり委員 時間がないので、何度もというのはもうやめますけれども、それぞれの課、それぞれの部の中で、重点施策を置いていたというのはよく分かっています。区の皆さんの目標として、こういう方向に向かっていくんだというものがあったのかなというふうに思ったので、もちろんどの部署も頑張っていて、どこも重点なだけけれども、その中でも、今回は申し訳ないけれどもここを大事にしていくんだよ。なぜなら、今こういう区の状態だからというのがあったのかなというふうに思ったので、伺いました。

また、予算に向けて、そういったところ、何に向かっていくのか、もしかすると先ほどの想定の人口とも関わってくるかもしれないんですが、大きなビジョンというものを予算のときにまた伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

ほかにご質疑。

○牛尾委員 私もこの時間なので簡潔に行きます。会計年度任用職員について。

まず、千代田区での現在の会計年度任用職員の数、職員全体の中での割合、あとはどの職場で会計年度任用職員が多いのかをまず教えてください。

○神河人事課長 まず、会計年度任用職員の人数でございます。令和6年4月1日時点の実数としまして527人、割合は正規の職員も含めておおむね3割ぐらいの割合だということでございます。

どのような職場に多いのかということでございますけれども、やはり子ども部の中が圧倒的に多いかなというふうに考えております。保育園や学校などに多く配置してございます。

○牛尾委員 分かりました。会計年度任用職員は、文字どおり会計年度ですから、単年度更新と。ただ、職務内容などの評価で、試験を受けずに再度の採用ができます。

人事院が今年6月、国の期間業務、会計年度ですよね、期間業務職員の公募試験を行わずに再び採用できる回数を、これまで3年までとしていましたけれど、これを撤回したと。なくしたと。制限をなくしたという報道がありましたけれど、区は今どうなっていますか。

○神河人事課長 こちら、国のほうの動きを踏まえまして、私ども千代田区のほうでも10月1日施行で規則を改正いたしまして、その旨庁内に既に周知しているところでございます。周知している内容としましては、これまでは公募によらない任用というものを、4回を限度に実施しているとしておりましたけれども、国等の動向も踏まえまして、この4回の回数制限を、これを撤廃したということでございます。

○牛尾委員 回数制限を撤廃したと。その場合、この規則で書かれてある公募によらない任用ということは、これ自身は続けていくんですか。

○神河人事課長 年数制限ということですかね。

○牛尾委員 年数制限をなくしたと。

○神河人事課長 はい。年数制限はなくしました。ただ、基本的に会計年度任用職員の任用は公募が原則になりますので、公募という形は残っていく形になります。

○牛尾委員 これまでは、公募によらない、保育士でしたら実績のある方、やっぱり保育園も働き続けてほしいと様々な思いがあるわけじゃないですか。そうした方々が、来年度ももう一度保育園で働きたいですよという要望があった場合、本来ならば公募しなければいけない、公募というか試験を受けなきゃいけないんだけど、試験を受けずに、じゃあ来年も働いていいですよということが、これまで4年、4回、いいですよ。つまりその回数が撤廃されたらと。撤廃されたんだけど、試験を受けずに働き続けるということですが、今後もそれは続けるのかどうかと。

○神河人事課長 先ほど試験を受けなくてもというふうにおっしゃいましたけれども、公募によらなくてもというふうに捉えてよろしいでしょうか。現状におきまして、会計年度任用職員、職によっては公募によらない任用を行っているようなものも多くございます。こちらはこういった、多くございますので、それは各職場のほうの職によって、公募によらない任用を継続する職もあるのかなというふうに思っています。それは職によって判断をしてまいりますので、それは職場のほうの考え方によるんですけども、これまで以上限としての4年というのを定めておりましたので、それによるところでしたが、これが、

公募によらない任用というものを継続したいというような所管の考えがあれば、それはこれまでよりも雇用の安定につながるのかなというふうに考えています。

○牛尾委員 ぜひ働き続けたいと思う職員の方については、公募によらない任用というのを続けていただきたいと思いますよね。やっぱり先ほど各職場の判断によるとありましたが、また公募によりますよというふうにすると、また一々応募し直して面接を受けてというのも負担になりますから、ぜひそれは柔軟な対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、会計年度任用職員の、そうすると、働き方、対応を改善、向上させるということも必要だと私は思うんですけども、現在、専門職であるならば、時給換算で大体2,000円ぐらい。看護師とか。そういうのはあるんですけど、現場の会計年度任用職員だと、やっぱり1,000円台、高くても1,300円という時給になります。これをもうちょっと引き上げていくというお考えはないですか。

○神河人事課長 会計年度任用職員の時給の、給与の改善ということなのでしょうけれども、この辺りも、私ども千代田区としましては、かなり厚みを持たして対応させていただいていると考えております。入庁後の12年目程度の職員の給与体系を取っておりまして、かなり、特別区の中でもかなり高い水準だというふうに認識しております。この辺りはまた各所管とも協議をしながら、今後の方向性については考えて検討してまいりたいと考えております。

○牛尾委員 それで、先ほど子ども部、保育の現場、学校現場、児童館もありますよね。そうしたところで会計年度任用職員の率が多いという話がありました。本来、会計年度任用職員は正規職員の補助的なものでなくてはならないと思います。もちろん会計年度で働きたいという方はいらっしゃるかもしれませんが、会計年度任用職員を大量に動員しないと職場が回らないという状況そのものを変えていく必要があると思います。そのためには、やはり正規の職員を増やしていくということが必要だと思います。

まず例えば保育現場やそうした現場などで、もう長年、会計年度任用職員で働いている方への例えば正規の採用試験へのご案内とか、そういうのはされているんですか。

○神河人事課長 職員の採用試験を行うときには、こちらは、例えば先ほどのお話ですと、保育士の採用試験におきましては、これは区で実施するものでございます。多く申込みを頂きたいので、各保育園、子ども園のほうにも周知をさせていただいていると考えております。

○牛尾委員 分かりました。ぜひ、そうしたご案内も強めていただければと思います。

正規を増やしていくといった場合、本当に試験を受けていただく方がみんな入っていただくというのは、本当に大事なことなんですけども、今年度、区の採用試験に受かって、実際に職場で職員として働いた数は何人ですか。

○岩佐委員長 休憩します。

午後9時22分休憩

午後9時23分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

ちょっと先ほどの牛尾委員の質疑に、答弁にちょっと時間がかかっているようなので、その間にちょっとほかの方の質疑を受けたいと思いますけれども、何かございますか。

○はまもり委員 短く行きます。情報公開についてですけれども、樋口区長にお尋ねします。都民ファーストのところから出られていて、この情報公開というのは一丁目一番地ということで間違いはないですか。大事にされている政策として。（発言する者あり）小池都政で出ていたけれど、そこは違うんですかね。

○樋口区長 まあ、……にかかわらず、全て大事だと思っております。

○はまもり委員 それに限らず。

○小枝委員 答えていない。（発言する者あり）

○はまもり委員 あ、違うということ。（発言する者あり）えっ。

○岩佐委員長 一丁目一番地ということとか。

○はまもり委員 あ、以前、小池都知事が、一丁目一番地で情報公開を進めていくとおっしゃっていたので、そういう言い方をしてしまったんですけれども、情報公開、透明な区政、開かれた区政を目指されているということで間違いはないでしょうか。

○岩佐委員長 はい。今それを大事にしていますとご答弁いただいていますね。間違いのないということですね。

○はまもり委員 それに限らずとおっしゃっていたけれども、大事にされているという答弁だったんですね。

○岩佐委員長 そうですね。

○はまもり委員 はい。じゃあ、もう最後にしますけれども、ご検討いただきたいということで、定例で記者会見1回はされていらっしゃると。それを区民の方に告知されているのか。この間の定例の記者会見と、あと今回の官製談合についての記者会見は、どのように区民に広報されたのか。で、今後は動画での提供というものを検討していただきたいと思いますが、いかがか。

最後、3点目ですけれども、委員会ごとに過去のデータを削除してしまうということが分かりました。これ、データというものは積み重なっていくことに意味があるので、そこが、目標はそのままなのに委員会ごとに公開をやめてしまうというふうになると、過去の検証ができなくなってしまいます。また、データを見れなくなってしまったことなので、これは過去のデータ、データ公開の基準というものを設けてほしいなど。公開していただきたいと思います。

3点お願いします。

○岩佐委員長 記者会見と……

○中田行政管理担当部長 記者会見について答弁させていただきます。

先日の本会議でも同様の質問を頂きました。区民の皆様には情報をきちんと伝えるということで、様々な手法があるということで、ホームページとかSNS、区長の記者会見もそのうちのひとつだと思っております。いずれの方法にしても、区民の皆様には分かりやすい情報伝達ということに努めていきたいと思っております。

○はまもり委員 ちょっと違って、告知方法は、どうやって告知したんですかということ。

○岩佐委員長 はまもり委員、告知方法についての。

○はまもり委員 告知方法について。

○岩佐委員長 告知方法をどうやって告知したか。

○はまもり委員 あ、違いますよ。どうやって、この間の記者会見。

○岩佐委員長 もう一回ちょっとお願いします。

○はまもり委員 すみません。どうやって記者会見の告知をしましたかということ。それと、動画での公開は検討されますかということ。最後は、委員会ごとに情報を削除してしまうと。基準が違うので、基準を検討してくださいという。

○中田行政管理担当部長 告知についてですけれども、マスコミの方が対象ということで、そちらはマスコミの方に、記者会見を行いますということで情報提供をしたというところでございます。

動画につきましては、ちょっと今のところ検討はしていないという状況でございます。

○はまもり委員 最後の委員会のこと。

○岩佐委員長 この委員会、委員会というのは。

○はまもり委員 協議会とか。

○岩佐委員長 協議会ですか。

○はまもり委員 はい。協議会、審議会。

○岩佐委員長 協議会とか審議会の。（「データの……」と呼ぶ者あり）

○はまもり委員 のデータ。

○岩佐委員長 データの情報の公開が、基準がどういうふうになっているのかと。

○はまもり委員 うん。あの……

○村木政策経営部長 協議会等の、情報公開というか情報提供の話だと思えますけど、それについては本会議でご答弁いたしましたとおり、それぞれの協議会の性質とか議論の内容とかもございまして、それぞれのご判断ということになります。それについてはできるだけ分かりやすく、分かりやすくというか、そこで話し合われた内容が分かるような形で情報提供するように、私どものほうでもいろいろ考えていきたいと思えます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

先ほどの牛尾委員の答弁は、まだ出ないということで。はい。

牛尾委員、その答弁がなくて、まだ質問というのはまだありますか、質疑は。

○牛尾委員 いや、もう……

○岩佐委員長 分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、これは、（「春山さん」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩します。

午後9時28分休憩

午後9時29分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

先ほどの牛尾委員の質疑の答弁からお願いします。人事課長。

○神河人事課長 先ほど牛尾委員からご質問いただきました、職員の採用、内定辞退者数ということでございますが、保育士に限ってということで計算させていただきますと、保育士の昨年度の内定者が37人、採用が27人ということですので、10人が辞退したということになります。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 やはり37人が採用試験に受かって、保育の現場、これで保育士が増えると思いきや10人辞退者が出て、なかなか大変な状況にもなっていくということになると、

やはりこの辞退することが、いかに働いていただくのかという方向に向けていくことにしたいと思うんですね。この辞退している理由の分析とか、それで分析の結果、例えば処遇だったり、例えば働く現場だったり、休みの取りやすさだったりということが課題であれば、ぜひそれを改善して行って、本当に受かった方に働いて行っていただくという環境づくりをお願いしたいんですけど、いかがですかね。

○神河人事課長 保育士の方がやはり採用を決めるときには、比較的家に近い場所を選ばれるという傾向があるというふうに聞いております。ですが、それ以外にも様々な理由があるかと思しますので、その点につきましては、私どもも内定辞退のときに理由を伺ったりしておりますので、そういったものを積み重ねながら、今後対応を考えてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに。

○春山委員 この時間なので私も手短にしたいと思います。決算参考書の238、239の企画財政一般事務費と5の施設経費の3、区有財産管理の（2）公共施設等総合管理方針の改定に関わることについて質疑させていただきます。

この企画財政一般事務費のこの不用額の970の内訳と、予算現額の事業のところについて教えてください。

○御郷企画課長 こちら、企画財政一般事務費なんですけども、これは企画課と財政課の両方が混ざっているものでございまして、この不用額972万のうち、まず大きいものが委託料でございます。これが750万です。これは何かというと、ちょっと年度初めには分からない突発的なそういった調査物とかの予算を取っていたということと、あと人口推計を令和5年度にやりました。そのうち、500万の予算のうち、実際に238万が契約額になっています。その契約差金と、冒頭、最初に言った500万で、750万程度になっています。あと参与の制度を企画課は持っていますので、そちらで180万。あと一般の諸費用で20万程度でございます。

○春山委員 ありがとうございます。この企画財政課のところで、今日午前中も議論になっていた人口推計の調査をされたという理解をしました。何を申し上げたいかということ、今後のこの決算も含めて、今後の予算立てのところで、昭和なり平成1桁台からずっと続いている、20年、30年変わらない継続している事業について、今、人口が倍増した中で、本当に新しく移り住んだ人たちにとって使いやすいサービスになっているのか、アプローチしてしやすい提供方法になっているのかということ、やっぱりきちんと見直す時期に来ているのではないかと思います。その点について、お考えを教えてください。

○中根財政課長 昭和時代、あるいは平成時代から続いている事業は恐らくあると思います。その事業につきましても、例年の予算編成の中で予算要求する段階で、各部各課各係の中で点検をして、同じ手法でよいのか、区民のサービスに対する内容について変わっていないのかというのは検証の上、予算要求を頂いていると思っております。そのためにも、過去に財政課で全部の部の予算を査定する1件査定から、各部で予算編成をする、各部で一定程度の予算枠を付与して編成していただくということで、できるだけ事業、できるだけ部の現場に近い人が予算編成をできるようにしておりますので、その辺は取り組んでい

ると考えております。

○春山委員 先日あった区民体育大会の後に、何人かの方にたまたま四谷で話しかけられて、子どもが競技に参加できなかったというお話を頂いて、泣いていらっしゃる子もいて、もちろんバンドをつけて、これからのコミュニティ活性みたいなことをすごい取り組まれたのは、すばらしいスタートだなと思ったんですけども、やっぱり古いところの事業立案したところに重ねていくことももちろん大事だと思うんですけども、全く違うサイドから、そのサービスが本当に全ての人たちにとってアプローチしやすいものなのか、アクセスしやすいものなのかというのは、やっぱり点検していかないと、これだけ人口構成が変わっている中で、このこの人たちにとってどうなのかという視点は、やっぱり1回持ったほうがいいのではないかと思います。その点について、どうお考えでしょうか。

○中根財政課長 おっしゃるとおり、区民の人口4万人の時代から、今、6万9,000人の時代になって、昔から住んでいらっしゃる方が、これからも住み続けたいと思う人たちへのサービスと、新たに千代田区に移り住んできた方が求めるサービスについては、やはり違いが当然あると思いますので、毎年の予算編成の中で予算をつくるに当たって、財政課でもそうですし、各部各課でも、その点については改めて考えてやっている等にも思っておりますけれども、そういうご意見があるということで、そういうふうに春山委員のほうにご意見も届いているということですので、やはり必要なサービスは随時、不断の見直しを、区民のニーズに沿った形にしていく必要はあると考えております。

○春山委員 ありがとうございます。もちろんきちんと継承していくことも大事ですが、そういうバージョンアップして、多くの人たちがアクセスしやすい、使いたいと思うものに変えていくということも適時必要だと思いますので、そこをぜひ努力していただきたいと思います。

ごめんなさい。もう一、二問だけ。それに併せて、サービスの提供の仕方において、デザインというのがやっぱりすごく大事になってきていると思います。この、端的にもうまとめます。この公共施設等総合管理方針の改定、これはハードだけになると思うんですけども、この中で、これから千代田区の公共施設がどういうデザイン性であるかみたいなことは、この中に議論というか検討が含まれているのでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 こちらの公共施設等総合管理計画なんですが、こちら、まさに今、素案ができつつありまして、近々、所管の常任委員会のほうにご説明をする予定でありますけども、この計画は、既存の施設の大規模改修ですとか建て替えの方針、それから今後10年間の改修等のスケジュールなんかを示しております。既存施設の整備計画の役割を果たすという、そういう認識でおります。

この計画の中には、新たに整備する際の考え方等も記載しておりますし、また、そういった建てるに際しての注意事項等も書いてありまして、ちょっと細かいデザインの話までは、書いてあるかどうかちょっと確認が必要なんですが、機能の面ではそういった区民のニーズに応える等の記載もしているところです。

○春山委員 ありがとうございます。昨年のこの決算委員会のところでも、区の空間デザインだったり区有施設のデザインというのはどう考えているかというところに、デザインというのはあまりありませんというような答弁を頂いた記憶があるんですけども、この企画課のところ、12で、事務事業概要の64のところ、ユニバーサルデザインガイ

ドラインというのが掲載をされていて、平成21年度につくられたガイドラインになっています。

もちろんこのユニバーサルというデザインって物すごく大事だと思うんですけども、第4次基本構想の実現に向けて、多様性を尊重し、認め合う社会づくりであったり、参画・協働の推進を本当に実現していくには、やっぱり区としてのデザインガイドラインみたいなものをきっちりと考えて、この基本構想に合わせて作り直しをしたり、それを区有施設だったり、いろんなアプローチの、区民へのサービスの提供の仕方だったりというところに反映していく必要があるのではないかと思います、その点、いかがお考えでしょうか。

もうこれは最後にしますが、区民大会のところで、新しい遊び場とか公園の展示を道路公園課がしていて、見に行ったんですけども、すごく和気あいあいと職員の若い方々が子どもたちとアンケート調査をされていて、デザインもすごくよかったのでお伺いしたら、やっぱりデザイナーが入ったと。それで本当に楽しく仕事ができたとようなことを職員の方々もおっしゃられていて、そういったデザインを取り入れたことの効果みたいなものをちゃんと庁内で効果検証して、他の事業にも反映していくということもやられてもいいんではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○夏目財産管理担当課長 今、デザインというお話を頂きまして、冒頭ユニバーサルデザインというお話も頂きましたが、そちらについては、これからご説明しようと思っている公共施設等総合管理計画のほうにも盛り込まれておりまして、そういったことには配慮していきたいと思えます。

○御郷企画課長 すみません。ちょっとデザインというよりか、ユニバーサルデザインという所管のほうの企画課でございますけど、そのほうから、私のほうからちょっと答弁させていただきます。

平成21年度にユニバーサルデザインガイドラインというものをつくりまして、はやもう十数年たっているといったところでございます。その間に、令和5年度、令和4年度に、これ、職員提案制度で、UDフォント、ユニバーサルデザインフォントの仕様の提案があったりとか、これは職員のほうから自由提案であったりとかしています。また、令和5年ですね、令和5年には、令和4年にUDフォントで、令和5年にカラーユニバーサルデザイン、色弱の方も識別できるような、色で識別できるようなもののデザインということの仕様についての提案があったりとかしております。

こういったオリンピックも東京で2020年、2020東京オリンピック・パラリンピックが開かれたというのも、契機もありまして、そういったところも含めまして、このガイドラインについてもしっかりと盛り込んでいきたいというふうに考えております。違うか。

○岩佐委員長 これ、ユニバーサルデザインだけの話をしているんじゃないですよ。

○春山委員 違います。

○岩佐委員長 いわゆるファッショナブルなデザインのデザインですよ。

○春山委員 サインとかのデザインだけじゃなく。

○岩佐委員長 いわゆるデザインですよ。

春山委員、もう一度お願いします。

○春山委員 ユニバーサルデザインだけの話ではなくて、これはサインとかの話だと思っ
てはすけれども、まちづくりという意味で、この基本構想の実現に向けていくには、例え
ばコミュニケーションが生まれやすいハードなデザインであるとか、インクルーシブなデ
ザインであるとか、アクティビティーが生まれやすいデザインとか、地域特性を踏まえた
オリジナリティーの高い空間デザインとか、区のブランディングにつながるような、その
ハードなデザインというのをやっぱりきちんと考えていく必要があるんじゃないですかと
いう質問です。

○岩佐委員長 まちづくりとかになっていくと、ちょっと、今。

○春山委員 公共施設。すみません。

○岩佐委員長 公共施設全体で。

○春山委員 はい。全体の。

○岩佐委員長 デザインを。

○印出井地域振興部長 いいですか。今、かなり組織横断的な形でご指摘を頂きました。
その中で、たしかかつて代表質問の中で、区の公共施設におけるデザインの重要性、それ
はハード、それからコミュニティデザインも含めて、ご指摘いただいたかなというふうに
思っています。公共施設のデザインについても、今後、機能更新の機会を捉えたりする中
で、そういったことに取り組んでいきたいというご答弁を申し上げましたが、その考え方
というのは、今後のまちづくりとか、あるいはイベントとか、そういったことにもしっか
り反映させていく必要があるんじゃないかなというふうに認識しておりますので、そうい
ったこと、特にイベントや区の区民施設なんかは私どもが所管をしておりますので、その
辺については全庁横断的に、少し共有できるような場の中で幅を広げていきたいというふ
うに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○春山委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、政策経営部の質疑に関しては終了します。

あしたも引き続き、午前10時半を目途に開会し、総括質疑を行いますので、ご協力をお
願いいたします。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会とします。

午後9時44分閉会